# 事務事業の概要と現況

― 令和４年５月 ―

政　策　経　営　部

総　　務　　部

危　機　管　理　室

会　計　管　理　室

監　査　事　務　局

選挙管理委員会事務局

# 目　次

（政策経営部）

組織図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
職員配置状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
分掌事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
企画課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
経営改革・公共施設再配置推進担当課長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
財政課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
情報政策課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
広報課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ推進担当課長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

（総務部）

組織図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
職員配置状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
分掌事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
総務課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
職員課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
契約管財課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
営繕課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
多様性社会推進課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78

（危機管理室）

組織図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
職員配置状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
分掌事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
防災・危機管理課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
地域防災担当課長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
生活安全担当課長 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113

（会計管理室）
組織図 …………………… 117
職員配置状況 …………………… 118
分掌事務 …………………… 119
会計課 …………………… 120

（監査事務局）
組織図 …………………… 123
職員配置状況 …………………… 124
分掌事務 …………………… 125
監査事務局 …………………… 126

（選挙管理委員会事務局）
組織図 …………………… 129
職員配置状況 …………………… 130
分掌事務 …………………… 131
選挙管理委員会事務局 …………………… 132

北区組織図 …………………… 135

※注釈　　各事業名の後の金額は、令和４年度予算額です。

# 政　策　経　営　部

# 政策経営部組織図

令和４年４月１日現在

政策経営部
（中嶋　稔）

参事
（関谷　幸子）

- 企画課（倉林　巧）
  - 課務担当主査（４）
- 副参事（基本構想担当）（江田　譲）
- 経営改革・公共施設再配置推進担当課長（上里　亮太）
  - 課務担当主査（２）
- 財政課（小林　誠）
  - 課務担当主査（２）
- 情報政策課（島田　司）
  - 課務担当主査（４）
- 広報課（参事　関谷　幸子　事務取扱）
  - 課務担当主査（３）
- シティプロモーション推進担当課長（窪田　みなみ）
  - 課務担当主査（１）

# 政策経営部職員配置状況

令和４年４月１日現在

| | 合計 | 部長 | 課長 | 係長/主査 | 係員 | 再任用 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 企　画　課 | 10 | 1 | 1 | 5 | 3<br>(※1)(10) | | （※1）政策課題研究会<br>兼務１名（情報政策課）<br>兼務２名（戸籍住民課）<br>兼務１名（収納推進課）<br>兼務２名（国保年金課）<br>兼務１名（健康推進課）<br>兼務１名（教育政策課）<br>兼務１名（学校支援課）<br>兼務１名（保育課） |
| 副参事<br>（基本構想担当） | 1 | | 1 | | | | |
| 経営改革・公共施設再配置推進担当課長 | 4 | | 1 | 2<br>(※2)(4) | 1 | | （※2）兼務４名（財政課） |
| 財　政　課 | 10 | | 1 | 4 | 5 | | |
| 情 報 政 策 課 | 26 | | 1 | 6 | 19<br>(※3)(1) | | （※3）兼務１名（生活支援臨時特別給付金担当課） |
| 広　報　課 | 17 | 1<br>（※4） | | 3 | 7 | 6 | 会計年度任用職員６名<br>（※4）参事（広報課長事務取扱） |
| シティプロモーション推進担当課長 | 7 | | 1 | 2 | 4 | | |
| 部（計6課） | 75 | 2 | 6 | 22 | 39 | 6 | |

# 分　掌　事　務

## 政　策　経　営　部

### 企　画　課

１．区政の総合的な企画、調査及び調整に関すること。
２．基本構想及び基本構想に基づく計画に関すること。
３．庁議に関すること。
４．総合教育会議に関すること。
５．国有地解放に関すること。
６．特命事項に関すること。
７．部の歳入歳出予算及び決算の資料に関すること。
８．部内他の課、係に属しないこと。

### 副　参　事（基本構想担当）

１．基本構想の策定に関すること。

### 経営改革・公共施設再配置推進担当課長

１．行政の経営改革の推進に関すること。
２．行政組織の調査及び改廃に関すること。
３．公共施設の再配置の推進に関すること。

### 財　政　課

１．財政計画及び財政調査に関すること。
２．予算の編成及び配当に関すること。
３．進行管理に関すること。

### 情 報 政 策 課

１．情報通信政策の推進に関すること。
２．情報システムの運用管理に関すること。
３．情報セキュリティに関すること。
４．社会保障・税番号制度の総合調整に関すること。
５．地域情報化の推進に関すること。

## 広　　報　　課

１．区政の普及に関すること。
２．ニュースの収集に関すること。
３．報道機関との連絡に関すること。
４．広聴活動の企画及び調整に関すること。
５．区民の要望及び苦情についての窓口相談、あっせん及び処理に関すること。
６．区政資料室に関すること。
７．外国人相談に関すること。
８．その他広報及び広聴に関すること。

## シティプロモーション推進担当課長

１．区のイメージ戦略及びシティプロモーションの推進に関すること。

# 政　策　経　営　部

## 企　画　課

１．北区基本構想の策定　　（基本構想策定費　　１７，２７９千円）

「北区基本構想」は、区民と区がともに達成すべき北区の目標を明らかにするとともに、目標を達成する方法についての基本的な考え方を示すものであるが、策定から既に 20 年以上が経過している。この間、社会情勢は大きく変化しており、特に、インターネット環境をはじめとする技術革新は著しい進歩を遂げている中で、行政のデジタル化の推進や SDGs の推進、脱炭素社会や多様性社会の実現など、新たな課題への対応が求められている。区民に最も身近な基礎自治体として、新たな時代に適合した、区の目指すべき将来像と、将来像を達成するための長期的な目標などを示す必要があるため、令和３年度から担当副参事を設置して、新たな北区基本構想の策定に着手した。令和３年度は、基本構想審議会による検討を開始するとともに、北区民意識・意向調査、アンケート、ワークショップなどを実施し、幅広い世代の区民から意見を聴取した。

| 年度 | 経過と予定 |
|---|---|
| 令和２年度 | 庁内ワーキンググループによる検討を実施 |
| 令和３年度 | 各種調査等の実施<br>・人口推計調査<br>・北区民意識・意向調査（有効回収数：953 人）<br>・アンケート<br>　みんなで北区の将来を考える Web アンケート（回答：1,136 人）<br>　北区の将来を考える中学生アンケート（回答：3,674 人）<br>　新任職員が考える北区の将来イメージアンケート（回答：94 人）<br>・ワークショップなど<br>　小学生との区政を話し合う会（13 校 36 名参加）<br>　中学生モニター（7 校 13 名参加）<br>　高校生ワークショップ（5 校 12 名参加）<br>　区民ワークショップ（3 回実施　延べ 53 名参加）<br>　職員ワークショップ（3 回実施　延べ 98 名参加）<br>・北区基本構想審議会の設置、検討開始（審議会委員 30 名）<br>　審議会２回実施<br>　審議会部会（躍動、輝き、創出）の３部会各４回実施 |
| 令和４年夏 | 北区基本構想審議会中間まとめ |
| 令和４年度末 | 北区基本構想審議会答申 |
| 令和５年度 | 新 北区基本構想策定 |

２．基本計画と中期計画に関する事務

基本計画は、基本構想が定める区の将来像実現のために、基本目標ごとに施策の方向性や事業を体系化した、計画年次を 10 カ年とする長期総合計画である。

また、中期計画は基本計画で定めた施策や事業について、年度毎に実施する事業の内容を明らかにする３カ年の実施計画として定めている。

令和２年度は、新型コロナの感染拡大により、大幅な一般財源の減少が見込まれたため、令和３年

度予算編成において、区民生活への影響や、事業の優先度・緊急度などを勘案し、計画事業を含めた事業の休止・繰延べ等を行った。

令和３年度は、休止・繰延べ等を行った事業について、感染状況や財政状況を踏まえた検討を行い、令和４年度は、引き続き新型コロナ感染症対策を講じつつ、休止としていた事業も原則再開することとした。

【基本計画 2020】（令和２年度～11 年度）

計画事業数 111　計画事業費 2,430 億 6,500 万円余

【中期計画】（令和２年度～４年度）

計画事業数 111　計画事業費 700 億 6,200 万円余

３．企画調整事務　（企画調整事務費　７，０４２千円）

（１）学校施設跡地の活用

学校施設跡地利活用指針に基づき、学校施設跡地が区民共通の貴重な財産であるという認識のもと、区立小中学校の改築をはじめとした北区基本計画の着実な実現に向けた有効活用を図る。

学校施設跡地の主な経過と現況　令和４年４月現在

| No. | 旧学校名<br>所在地 | 主な経過と現況 |
|---|---|---|
| 1 | 旧桜田<br>小学校<br><br>王子5-2-8 | 平成 17 年　４月　第三次学校適正配置<br>平成 19 年　３月　学校施設跡地利活用計画策定<br>平成 28 年　２月　改築ステーションとしての整備計画決定（暫定利用）<br>平成 30 年　９月　王子第一小学校の仮移転先として使用<br>（平成 30 年９月～令和３年８月） |
| 2 | 旧桜田<br>中学校<br><br>王子5-2-7 | 平成 17 年　４月　第三次学校適正配置<br>平成 19 年　３月　学校施設跡地利活用計画策定<br>平成 27 年　４月　給水所整備に必要な土地を東京都水道局へ売却 |
| 3 | 旧赤羽台東<br>小学校<br><br>赤羽台<br>1-1-13 | 平成 17 年　４月　第三次学校適正配置<br>平成 19 年　３月　学校施設跡地利活用計画策定<br>平成 30 年 12 月　学校施設跡地利活用計画（見直し）策定<br>令和　２年　７月　北区児童相談所等複合施設基本構想策定<br>令和　３年　３月　独立行政法人都市再生機構と「赤羽台周辺地区のゲートウェイ形成を軸とした土地の一体活用に関する連携協定」を締結<br>令和　３年 12 月　北区児童相談所等複合施設基本計画策定<br>令和　４年　３月　赤羽台周辺地区における北区と独立行政法人都市再生機構所有地の一体活用のため、共同で土地譲渡先を選定する公募を開始 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4 | 旧西浮間<br>小学校<br><br>浮間<br>4-29-30 | 平成 16 年 12 月<br>平成 19 年　3 月<br>令和　3年　4 月 | 移転方針の教育委員会決定<br>学校施設跡地利活用計画策定<br>暫定利用として、特別養護老人ホーム上中里つつじ荘及び清水坂あじさい荘の大規模改修工事に伴う、備品保管場所としての使用を開始 |
| 5 | 旧清至<br>中学校<br><br>王子6-7-3 | 平成 19 年　4 月<br>平成 20 年 12 月<br>平成 29 年　3 月<br>令和　2年　3 月<br><br>令和　3年　4月 | 第五次学校適正配置<br>学校施設跡地利活用計画策定<br>学校施設跡地利活用計画（見直し）策定<br>暫定利用として、子ども家庭支援センター事業の全てを東校舎に移転<br>暫定利用として、児童発達支援センターを校庭に開設 |

（2）政策課題研究会 ROSÉ（ロゼ）

基礎自治体としての北区の今後のあり方の調査・研究を行うとともに、北区独自の施策の検討を行い、職員の政策形成能力の向上を通じた創造的な区政運営を推進することを目的として、部局を横断した若手職員で構成する研究組織として設置・運営を行っている。

令和３年度より、活動テーマをメンバーが設定するとともに、活動期間を２カ年度に亘って行うこととし、質の高い提案ができるよう活動方法を変更した。

| 年度 | 活動テーマ |
|---|---|
| 令和元年度 | 地域課題解決に向けたシェアリング・エコノミー |
| 令和２年度 | 区内における歴史的文化・芸術・産業遺産の効果的な活用について |
| 令和３～4 年度 | 誰も取り残されない情報発信による、きずなづくりと豊かな暮らし |

（3）庁議

区政運営の最高方針を審議・策定するとともに、総合調整を行い、区政の能率的遂行を図るため、庁議を設置している。庁議は、原則として８月を除く毎月１回開催している。企画課は、会議の招集、資料の作成、会議の記録保存等、庁議の庶務を担当している。新型コロナ感染拡大防止の観点から、令和２年度より WEB 会議方式による運営も行っている。

（4）大学連携

区と大学との連携・協働に関する基本的な協定を締結し、それぞれが持つ人的、知的、物的資源を活用し、教育、文化、産業、健康、環境、まちづくり、防災・防犯など地域課題の解決を目指す。

【包括協定締結大学】

東京家政大学（平成 22 年度）東洋大学（平成 23 年度）帝京大学（平成 24 年度）
女子栄養大学（平成 25 年度）東京成徳学園（平成 26 年度）お茶の水女子大学（平成 29 年度）

（5）東京都北区応援サポーター基金

北区応援サポーター寄附制度（ふるさと納税寄附金）で受けた寄附において、寄附者の意向が十分に反映されるよう配慮するとともに、個性豊かな活力ある北区を推進するために、基金を設置して運用を行っている。

基金の充当にあたっては、寄附者の意向を尊重するとともに、区の喫緊の課題への取組や、対象者などを勘案し、慎重に決定している。

【寄附メニュー】

「子ども＊みらい応援」「高齢者・障害者＊いきいき応援」「地域・産業＊にぎわい応援」
「教育・文化＊きらめき応援」「みどり・環境＊うるおい応援」「まちづくり＊あんしん応援」
「北区＊まるごと応援」「北区役所新庁舎建設」

【基金の推移】

| 年度 | 基金取崩額 | 積立額 | 年度末基金現在高 |
|---|---|---|---|
| 令和元年度 | 2,000,000 円 | 1,699,997 円 | 20,495,921 円 |
| 令和２年度 | 500,000 円 | 2,156,000 円 | 22,151,921 円 |
| 令和３年度 | 2,000,000 円 | 1,982,541 円 | 22,134,462 円 |

【充当事業】

| 年度 | 充当金額 | 事業名 |
|---|---|---|
| 令和元年度 | 2,000,000 円 | 区営掲示板設置及び補修費（アクリル引き戸式の区営掲示板の導入） |
| 令和２年度 | 500,000 円 | 大規模水害避難対策費（マイタイムライン育成事業委託） |
| 令和３年度 | 2,000,000 円 | 副読本購入費（渋沢栄一副読本編集印刷委託）<br>病児・病後児保育サービス事業費（施設型・居宅訪問型） |
| 令和４年度 | 充当予定 | 子ども・子育て支援システム改修委託（保育所案内アプリ開発、保育利用案内動画制作） |

（6）国・都有地等（政府機関移転跡地含む）跡地の土地利用

区内に発生する、主に大規模な国・都有地跡地等の利活用に関し、区の基盤づくりやまちづくりのため、国・都等の関係機関との調整や、区の基本計画、各個別計画等との整合性を図りつつ、総合調整を行う。

（7）総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、区長と教育委員会が、相互の連携をさらに強化するとともに、教育に関する課題やあるべき姿を共有することで、北区教育行政の推進を図るため、総合教育会議を設置している。

| 年度 | 開催日 | 内容 |
|---|---|---|
| 令和元年度 | ６月５日 | 北区教育・子ども大綱（素案）について |
| | ８月 23 日 | 北区教育・子ども大綱（案）のパブリックコメントの結果について |
| 令和２年度 | ― | ※新型コロナ感染拡大防止の観点から中止 |
| 令和３年度 | ８月５日 | 北区基本構想の策定について |

## 経営改革・公共施設再配置推進担当課長

１．経営改革の推進に関する事務　　（経営改革推進事業費　１５，７５３千円）

（１）「経営改革プラン」の推進

北区基本計画を実現するための資源調達とともに、健全で安定的な行財政運営を確保し、さらなる区民サービスの向上を目指して経営改革プランを推進している。

平成11年以降の北区の行財政改革は、下記のとおりである。

〇平成11年８月　北区緊急財政対策（平成12年度～14年度）
〇平成12年９月　北区区政改革プラン（平成13年度～14年度）
〇平成17年３月　北区経営改革プラン（平成17年度～21年度）
〇平成19年３月　北区経営改革プラン【修正版】（平成19年度～21年度）
〇平成22年３月　北区経営改革「新５か年プラン」（平成22年度～26年度）
〇平成22年９月　緊急的な財源対策と財政健全化に向けた方針（平成22年度～26年度）
〇平成24年３月　北区経営改革「新５か年プラン」【改訂版】（平成22年度～26年度）
〇平成27年３月　北区経営改革プラン２０１５（平成27年度～31年度）
〇令和２年３月　北区経営改革プラン２０２０（令和２年度～６年度）

北区経営改革プラン２０２０では、北区基本構想の実現、北区基本計画２０２０の資源調達、及び次世代につなぐ健全で安定的な行財政運営の確保という課題の解決を図るため、４つの方向性を掲げ、以下の取り組みを行う。

歳入確保や事業の見直し、執行体制の効率化などあらゆる財源対策を講じ、資源調達を図る。

内部努力の徹底や官民の役割分担の見直しとともに、ＡＩやＲＰＡなどのＩＣＴを活用して、業務の効率化や区民サービスの向上を図り、将来にわたって健全で安定的な財政運営の維持と変化に強い柔軟な行財政システムを構築する。

（２）指定管理者制度の導入

「北区指定管理者制度ガイドライン」に基づいて、公の施設に指定管理者制度の導入を進めており、平成18年度以来、令和４年度に新規導入の１８施設を含めた１５１施設に指定管理者制度を導入している（別表１及び２参照）。

指定管理者制度は、複数年度にわたり施設の管理・運営を民間事業者等に委ねることから、区で管理運営状況を把握し、適切な指導・監督を行うため、区独自で構築したモニタリング・評価制度を実施している。平成22年度から区職員に外部有識者（社会保険労務士・公認会計士）を加え、制度に対する客観性や透明性の確保を図っている。なお、令和３年度の外部有識者によるモニタリング・評価については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和２年度に実施を見送った指定管理者施設についても、あわせて実施した。また、新型コロナウイルス感染症等により施設運営に影響が生じた場合には、利用料金収入等の減収に対する指定管理料の補填を行うなど必要な対応を行っている。

（３）ＩＣＴの導入を見据えた業務改革（ＢＰＲ）の推進

紙ベースの事務処理や工程数が多く非効率な業務、超過勤務が多く発生する業務などを対象に、業務の可視化、評価・分析により抜本的な業務プロセスの見直しを行い、業務の整流化・集約化や、ＩＣＴ導入による業務の自動化などを進め、業務の効率化や区民サービスの向上を図るとともに、職員の働き方改革につなげていく。

令和３年度の取組み

① 業務の効率化等に向けた職員の意識改革を図るため、全管理職及び各課の業務改善担当者向けに業務改革（ＢＰＲ）研修を実施した。

② 保育園入園業務（所管課：保育課）、私立幼稚園補助業務（所管課：子ども環境応援担当課）を対象に、外部コンサルティングによる業務プロセスの見直しやＩＣＴ等導入に向けた実証実験を行い、重複する作業の廃止、入力項目の削減などにより業務の簡素化を図るとともに、電子申請やＲＰＡの活用、窓口案内のデジタル化などにより、年間で約１，５００時間の削減効果を見込む業務改善案を選定した。

令和４年度以降は、令和３年度の業務改革（ＢＰＲ）において作成した中長期的な業務改善案やＡＩの活用について、引き続き所管課と実現に向けた検討を進める。

（４）押印の見直し

国が令和２年１２月に示した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」に基づき、新型コロナウイルス感染拡大の防止や、デジタルガバメントの実現に向けた規制・制度見直しの一環として、押印の見直しを進めている。

令和２年１２月に開催した第８０回北区経営改革本部において、行政手続きの簡素化を推進し、区民等の負担の軽減及び利便性の向上を図るため「行政手続きにおける押印の原則廃止」を決定し、北区における「押印廃止の判断基準」を策定した。

これに基づき、令和４年４月から、区民等に押印を求めている書類２，７００件のうち、契約や支払い、申請者の意思確認等に関する書類を除く１，９９９件について押印を廃止した。

（５）窓口におけるキャッシュレス決済の導入

コロナ禍における接触機会の低減と、区民の利便性向上を図るため、窓口での手数料及び使用料の支払いにキャッシュレス決済の導入を進める。

①令和４年度導入施設（パイロット事業）

北とぴあ（指定管理者制度導入）

滝野川区民事務所

飛鳥山博物館

②キャッシュレス決済手段

多種多様な支払い方法により、区民の利便性向上を図る観点から、マルチ決済端末（クレジットカード、電子マネー、QR コード）を導入する。

別表１　令和３年度及び令和４年度指定管理者制度導入施設

令和３年度導入：なし

令和４年度導入：１８施設

| 条例 | 施設 | 指定管理者 | 指定期間 | 利用料金 |
|---|---|---|---|---|
| 自転車等駐車場 | 赤羽駅西口駅前自転車駐車場 | 株式会社ソーリン | 令和４～８年度 | ○ |
| 公園 | 飛鳥山公園<br>音無さくら緑地<br>音無もみじ緑地<br>音無親水公園<br>醸造試験所跡地公園 | あすかサクラパークグループ【日本製紙総合開発株式会社／株式会社日比谷アメニス】 | 令和４～６年度 | ○ |
| 公園 | 清水坂公園<br>稲付公園<br>西が丘三ツ和公園 | 日本製紙総合開発株式会社 | 令和４～６年度 | |
| 児童遊園 | 十条仲原四丁目児童遊園 | | | |
| 公園 | 赤羽自然観察公園<br>島下公園<br>赤羽緑道公園<br>赤羽スポーツの森公園 | 株式会社日比谷アメニス | 令和４～６年度 | |
| 公園 | 西ケ原みんなの公園<br>西ケ原公園 | 松栄パークグループ【株式会社松栄造園土木／株式会社日比谷アメニス】 | 令和４～６年度 | |
| 児童遊園 | 谷戸さんさん児童遊園 | | | |
| 保育所 | 滝野川北保育園 | 社会福祉法人つぼみ会 | 令和４～８年度 | |

別表２　指定管理者制度導入施設一覧（令和４年４月１日現在）

| 条例 | 施設 | 指定管理者 | 指定期間 | 期数 | 利用料金 |
|---|---|---|---|---|---|
| ふれあい館 | 赤羽ふれあい館 | 赤羽ふれあい館自主管理運営委員会 | 令和４～８年度 | ５ | |
| | 桐ケ丘ふれあい館 | 桐ケ丘ふれあい館自主管理運営委員会 | 令和４～８年度 | ５ | |
| | 島下ふれあい館 | 島下ふれあい館自主管理委員会 | 令和４～８年度 | ５ | |
| | 稲付ふれあい館 | 稲付ふれあい館自主管理運営会 | 令和４～８年度 | ５ | |
| | 西が丘ふれあい館 | 西が丘ふれあい館自主管理委員会 | 令和４～８年度 | ５ | |
| | 東田端ふれあい館 | 東田端ふれあい館自主管理運営委員会 | 令和４～８年度 | ２ | |
| 赤羽会館 | 赤羽会館 | 赤羽会館マネジメントグループ【株式会社旺栄／株式会社ＪＴＢコミュニケーションデザイン】 | 令和４～８年度 | ２ | ○ |
| 滝野川会館 | 滝野川会館 | 株式会社旺栄 | 令和４～８年度 | ４ | ○ |
| 北とぴあ | 北とぴあ | 北とぴあマネジメント共同事業体【株式会社ＪＴＢコミュニケーションデザイン／アズビル株式会社／株式会社旺栄／株式会社岡田舞台】 | 令和2～６年度 | ２ | ○ |
| 元気ぷらざ | 元気ぷらざ | FH 元気パートナーズ【株式会社フクシ・エンタープライズ／株式会社ハリマビステム】 | 令和元～５年度 | ４ | ○ |
| 老人いこいの家 | 志茂老人いこいの家 | | | | |
| NPO・ボランティアぷらざ | NPO・ボランティアぷらざ | 特定非営利活動法人東京都北区市民活動推進機構 | 令和４～６年度 | ５ | |
| コミュニティアリーナ | 新町コミュニティアリーナ | 新町コミュニティアリーナ自主管理運営委員会 | 令和４～８年度 | ３ | |
| ネスト赤羽 | ネスト赤羽 | 特定非営利活動法人コミュニティビジネスサポートセンター | 令和４～５年度 | ３ | |

| 条例 | 施設 | 指定管理者 | 指定期間 | 期数 | 利用料金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 体育施設 | 北運動場 | 日本製紙・日比谷アメニス共同事業体【日本製紙総合開発株式会社／株式会社日比谷アメニス】 | 令和４～８年度 | ５ | ○ |
| | 新荒川大橋野球場 | | | ５ | |
| | 中央公園野球場 | | | ４ | |
| | 中央公園庭球場 | | | ４ | |
| | 新荒川大橋サッカー場 | | | ５ | |
| | 新河岸川庭球場 | | | ５ | |
| | 浮間子どもスポーツ広場 | | | ４ | |
| | 赤羽スポーツの森公園競技場 | | | ４ | |
| | 浮間舟渡庭球場 | | | ３ | |
| 北ノ台スポーツ多目的広場 | 北ノ台スポーツ多目的広場 | | | ３ | |
| 体育施設 | パノラマプール十条台 | 株式会社フクシ・エンタープライズ | 令和４～８年度 | ４ | ○ |
| | 王子プール | | | | |
| | 谷端プール | | | | |
| | 桐ケ丘プール | | | | |
| 体育館 | 桐ケ丘体育館 | 「きたくなるまち」Well-Being 共同事業体【野村不動産ライフ＆スポーツ株式会社／まちづくり北株式会社／株式会社グリーンマイン出島／野村不動産パートナーズ株式会社／株式会社サンワックス】 | 令和4～８年度 | ５ | ○ |
| | 滝野川体育館 | | | ５ | |
| | 赤羽体育館 | | | ２ | |
| エコー広場館 | 富士見橋エコー広場館 | 特定非営利活動法人北区リサイクラー活動機構 | 令和４年度 | ５ | |
| | 滝野川西エコー広場館 | | | | |
| | 北ノ台エコー広場館 | | | | |
| | 赤羽エコー広場館 | | | | |
| 特別養護老人ホーム | 特別養護老人ホーム上中里つつじ荘 | 社会福祉法人北区社会福祉事業団 | 令和３～７年度 | ４ | ○ |
| | 特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘 | | | | |
| | 特別養護老人ホーム桐ケ丘やまぶき荘 | 社会福祉法人東京聖労院 | 令和３～７年度 | ４ | ○ |

| 条例 | 施設 | 指定管理者 | 指定期間 | 期数 | 利用料金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 高齢者在宅サービスセンター | 高齢者在宅サービスセンター上中里つつじ荘 | 社会福祉法人北区社会福祉事業団 | 令和３～７年度 | ４ | ○ |
| | 田端高齢者在宅サービスセンター | | | | |
| | 滝野川西高齢者在宅サービスセンター | | | | |
| | 高齢者在宅サービスセンター清水坂あじさい荘 | | | | |
| | 堀船高齢者在宅サービスセンター | 社会福祉法人光照園 | 令和３～７年度 | ４ | ○ |
| | 高齢者在宅サービスセンター桐ケ丘やまぶき荘 | 社会福祉法人東京聖労院 | 令和３～７年度 | ４ | ○ |
| 老人いこいの家 | 滝野川老人いこいの家 | 社会福祉法人奉優会 | 令和４～７年度 | ５ | |
| | 名主の滝老人いこいの家 | | | | |
| 授産場 | 王子授産場 | 公益社団法人北区シルバー人材センター | 令和４～８年度 | ５ | |
| | 桐ケ丘授産場 | | | | |
| いきがい活動センター | いきがい活動センター | 社会福祉法人奉優会 | 令和２～５年度 | １ | ○ |
| 介護予防拠点施設 | 滝野川東介護予防拠点施設 | 社会福祉法人北区社会福祉協議会 | 令和３～７年度 | ６ | ○ |
| | 桐ケ丘介護予防拠点施設 | | | | |
| 母子生活支援施設 | 浮間ハイマート | 社会福祉法人東京都福祉事業協会 | 令和４～８年度 | ５ | |
| 福祉工房 | 赤羽西福祉工房 | 社会福祉法人北区社会福祉事業団 | 令和３～７年度 | ４ | |
| 福祉作業所 | 赤羽西福祉作業所 | 社会福祉法人北区社会福祉事業団 | 令和３～７年度 | ４ | |
| | 王子福祉作業所 | | 平成30～令和４年度 | ３ | |
| | たばた福祉作業所 | 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 | 令和３～７年度 | ４ | |

| 条例 | 施設 | 指定管理者 | 指定期間 | 期数 | 利用料金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 知的障害者生活寮 | 神谷ホーム | 社会福祉法人あゆみ | 令和３～７年度 | ４ | |
| 福祉園 | 若葉福祉園 | 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 | 令和４～８年度 | ４ | |
| | あすなろ福祉園 | | 令和元～５年度 | ３ | |
| 区営住宅 | 浮間二丁目第２アパート | 株式会社東急コミュニティー | 平成30～令和４年度 | ４ | |
| | 浮間二丁目第３アパート | | | | |
| | 赤羽北二丁目アパート | | | | |
| | 東田端二丁目アパート | | | | |
| | 赤羽北三丁目第２アパート | | | | |
| | 志茂五丁目アパート | | | | |
| | 浮間三丁目第３アパート | | | | |
| | 浮間三丁目第４アパート | | | | |
| | 赤羽西六丁目第２アパート | | | | |
| | 西が丘一丁目アパート | | | | |
| | 西が丘一丁目第２アパート | | | | |
| | 西が丘二丁目アパート | | | | |
| | 赤羽西六丁目第３アパート | | | | |
| 高齢者住宅 | シルバーピア赤羽北 | 株式会社東急コミュニティー | 平成30～令和４年度 | １ | |
| | シルバーピア滝野川 | | 令和２～４年度 | １ | |

| 条例 | 施設 | 指定管理者 | 指定期間 | 期数 | 利用料金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 自転車等駐車場（１８か所） | 浮間四丁目自転車駐車場 | 公益社団法人北区シルバー人材センター | 令和４～８年度 | ５ | ○ |
| | 浮間三丁目自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 赤羽北二丁目自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 赤羽駅南口第一自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 赤羽駅南口第二自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 王子駅北口自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 栄町自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 王子駅南口自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 赤羽駅西口北自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 北赤羽駅赤羽口自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 王子神谷駅前自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 音無親水公園自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 東十条駅北口自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 東十条駅北口第二自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 十条駅東口自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 王子神谷駅北自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 東十条駅南口自転車駐車場 | | | ３ | |
| | 赤羽東本通り自転車駐車場 | | | ２ | |
| 自転車等駐車場（１３か所） | 赤羽駅南口第三自転車駐車場 | 株式会社ソーリン | 令和４～８年度 | ３ | ○ |
| | 新田端大橋北自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 新田端大橋南自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 新田端大橋中央自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 田端駅前自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 滝野川三丁目自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 十条駅西口自転車駐車場 | | | ５ | |
| | 尾久駅前自転車駐車場 | | | ４ | |
| | 王子駅明治通り自転車駐車場 | | | ３ | |
| | 西ケ原駅前自転車駐車場 | | | ３ | |
| | 北谷端公園脇自転車駐車場 | | | ３ | |
| | 赤羽駅東口自転車駐車場 | | | ２ | |
| | 赤羽駅西口駅前自転車駐車場 | | | １ | |

| 条例 | 施設 | 指定管理者 | 指定期間 | 期数 | 利用料金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 自転車等駐車場 | 赤羽駅西口自転車駐車場 | タイムズ２４・ソーリングループ【タイムズ２４株式会社／タイムズサービス株式会社／株式会社ソーリン】 | 令和２～６年度 | ２ | ○ |
| 駐車場 | 赤羽駅西口駐車場 | | | | |
| 公園 | 荒川岩淵関緑地バーベキュー場 | 株式会社サンワックス | 令和２～４年度 | ２ | ○ |
| | 荒川岩淵関緑地駐車場 | | | | |
| 公園 | 飛鳥山公園 | あすかサクラパークグループ【日本製紙総合開発株式会社／株式会社日比谷アメニス】 | 令和４～６年度 | １ | ○ |
| | 音無さくら緑地 | | | １ | |
| | 音無もみじ緑地 | | | １ | |
| | 音無親水公園 | | | １ | |
| | 醸造試験所跡地公園 | | | １ | |
| 公園 | 清水坂公園 | 日本製紙総合開発株式会社 | 令和４～６年度 | １ | |
| | 稲付公園 | | | １ | |
| | 西が丘三ツ和公園 | | | １ | |
| 児童遊園 | 十条仲原四丁目児童遊園 | | | １ | |
| 公園 | 赤羽自然観察公園 | 株式会社日比谷アメニス | 令和４～６年度 | １ | |
| | 島下公園 | | | １ | |
| | 赤羽緑道公園 | | | １ | |
| | 赤羽スポーツの森公園 | | | １ | |
| 公園 | 西ケ原みんなの公園 | 松栄パークグループ【株式会社松栄造園土木／株式会社日比谷アメニス】 | 令和４～６年度 | １ | |
| | 西ケ原公園 | | | １ | |
| 児童遊園 | 谷戸さんさん児童遊園 | | | １ | |
| 文化センター | 中央公園文化センター | 株式会社旺栄 | 平成30～令和４年度 | ４ | ○ |
| | 赤羽文化センター | | | | |
| | 滝野川文化センター | | | | |
| 那須高原学園 | 那須高原学園 | 株式会社ニッコクトラスト | 平成30～令和４年度 | ４ | ○ |
| 児童館 | 八幡山子どもセンター | 社会福祉法人東京聖労院 | 平成30～令和４年度 | ４ | |
| | 十条台子どもセンター | 株式会社こどもの森 | 平成30～令和４年度 | ４ | |
| | 西ケ原子どもセンター | 株式会社明日葉 | 令和４～６年度 | ４ | |

| 条例 | 施設 | 指定管理者 | 指定期間 | 期数 | 利用料金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 児童館 | 袋児童館 | ライクアカデミー株式会社 | 令和４～６年度 | ５ | |
| | 滝野川東児童館 | ライクアカデミー株式会社 | 令和４～６年度 | ５ | |
| | 豊島東児童館 | ライクアカデミー株式会社 | 令和４～６年度 | ４ | |
| 保育所 | 王子北保育園 | 社会福祉法人三祉会 | 令和３～７年度 | ４ | |
| | 東十条保育園 | 社会福祉法人育成会 | 令和３～７年度 | ４ | |
| | 滝野川西保育園 | 社会福祉法人聖華 | 令和４～８年度 | ４ | |
| | 桐ケ丘保育園 | 社会福祉法人みわの会 | 令和４～８年度 | ４ | |
| | 浮間東保育園 | 社会福祉法人三祉会 | 平成30～令和４年度 | ３ | |
| | 西ケ原東保育園 | 社会福祉法人東萌会 | 令和元～５年度 | ３ | |
| | 上十条南保育園 | 社会福祉法人東京都福祉事業協会 | 令和元～５年度 | ３ | |
| | 桜田保育園 | 社会福祉法人豊川保育園 | 令和２～６年度 | ３ | |
| | 東田端保育園 | 社会福祉法人つぼみ会 | 令和４～８年度 | ３ | |
| | 岩淵保育園 | 社会福祉法人こうほうえん | 平成30～令和４年度 | ２ | |
| | 西ケ原南保育園 | 社会福祉法人東萌会 | 平成30～令和４年度 | ２ | |
| | 王子本町保育園 | 社会福祉法人ゆうゆう | 令和元～５年度 | ３ | |
| | 浮間さくら草保育園 | 社会福祉法人聖華 | 令和元～５年度 | ３ | |
| | 赤羽台保育園 | 社会福祉法人茂原高師保育園 | 令和３～７年度 | ２ | |

| 条例 | 施設 | 指定管理者 | 指定期間 | 期数 | 利用料金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 保育所 | 志茂保育園 | 社会福祉法人三愛福祉会 | 令和２～６年度 | 1 | |
| | 滝野川北保育園 | 社会福祉法人つぼみ会 | 令和４～８年度 | 1 | |

２．行政評価に関する事務

区民の立場に立った効果的・効率的な行政の推進及び行政運営の改善・適正化を図るため、施策評価及び事務事業評価に取り組んでいる。

施策評価は、長期計画等の進捗管理、施策間の優先度合いの明確化及び総合行政の実効性確保を目的として、基本計画の改定時期に合わせ実施している。平成30年度には、基本計画の全基本施策について評価を実施した。

事務事業評価は、アカウンタビリティと新たな協働関係の構築、成果志向による行政改革の推進、マネジメントサイクルの確立、全庁的な意識改革と能力開発をめざして、平成12年度から毎年度、実施している。

令和元年度からは、評価対象事業を中期計画事業とし簡易評価を行った。また、重点評価については、中期計画への掲載の有無に関わらず２年目、５年目、１０年目を迎える事業を対象に実施した。

令和２年度については、中期計画（令和２年度～４年度）初年度のため、事務事業評価は実施しなかった。

令和３年度については新型コロナウイルス感染拡大の影響から、令和２年度の事業見直しの依命通達もあり、中期計画事業のうち休止、延期、縮小となっている事業もあることから事務事業評価は実施しなかった。

３．組織に関する事務

（１）技監

まちづくり部門及び土木部門の重要課題の業務に関し、区長・副区長を補佐し、高度な技術的見地をもって職務を担う「技監」を設置する。

（２）危機管理室

国土強靭化地域計画の策定に伴い「副参事（国土強靭化地域計画担当）」を廃止するとともに、地域防災計画を改定するため「副参事（地域防災計画担当）」を新設した。

（３）地域振興部

東京オリンピック・パラリンピックの終了に伴い「東京オリンピック・パラリンピック担当課長」を廃止し、そのレガシーを引き継ぐとともに、スポーツプロモーションの視点から北区の魅力を区内外へ発信するため、スポーツ推進課に「トップアスリートのまち推進係」を新設した。

（４）福祉部・健康部

①高齢化の進展を踏まえた施策展開や健康寿命の延伸、感染症をはじめとする健康危機管理対策の強化など、福祉分野、保健・医療分野の新たな課題にも的確に対応するため、健康福祉部・北区保健所を再編し、「福祉部」及び「健康部」を新設した。

福祉部には、地域福祉課、副参事（大規模福祉施設整備担当）、生活支援臨時特別給付金担当課長、生活福祉課、北部地域保護担当課長、高齢福祉課、長寿支援課、障害福祉課、介護保険課及び障害者福

祉センターを設置した。

健康部には、健康推進課、副参事（地域保健担当）、地域医療連携推進担当課長、生活衛生課、保健予防課及び新型コロナウイルスワクチン接種担当課長を設置した。

②健康分野に係る事務の健康部への移管に伴い、健康福祉課を「地域福祉課」に、健康福祉係を「地域福祉係」に改称した。

③国の経済政策による生活・暮らしへの支援として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を実施するため、「生活支援臨時特別給付金担当課長」を令和３年１２月１３日に新設した。

④当初の設置目的を達成したことから「副参事（障害者施策推進担当）」を廃止し、その事務を障害福祉課に移管した。

⑤受動喫煙防止対策の一定の進捗が図られたことから「受動喫煙防止対策担当課長」を廃止し、その事務を生活衛生課に移管した。

⑥健康部の新設に伴い、「副参事（新型コロナウイルス感染症医療調整担当）」を廃止し、その事務を地域医療連携推進担当課長に移管した。

（５）まちづくり部

①まちづくり推進分野を地区別担当組織から事業別担当組織へ転換することで、執行体制の明確化と効率化を図るとともに、王子駅及び東十条駅周辺のまちづくり推進に向けた体制強化を図るため、まちづくり部及び十条・王子まちづくり推進担当部長を再編し、「まちづくり部」「都市拠点デザイン担当部長」及び「鉄道駅関連プロジェクト担当部長」を設置した。

②事業別担当組織への転換に伴い、まちづくり推進課、副参事（防災まちづくり事業担当）及び十条まちづくり担当課長を再編し、「まちづくり推進課」及び「防災まちづくり担当課長」を設置した。

③「十条駅西口再開発相談事務所」を廃止し、その事務をまちづくり推進課に移管するとともに、「副参事（連続立体交差事業担当）」を廃止し、その事務を土木部土木政策課に移管した。

④都市拠点デザイン担当部長に「都市拠点デザイン担当課長」を、鉄道駅関連プロジェクト担当部長に「鉄道駅関連プロジェクト担当課長」を設置し、「王子まちづくり担当課長」を廃止した。

（６） 土木部

①公共交通や自転車事業の計画策定など交通施策に関する事業を着実に推進するため、「交通事業担当課長」を新設した。

②施設管理課を「土木管理課」に改称するとともに、交通事業担当課長への事務の移管に伴い、管理・交通係と占用係を統合し、「管理占用係」を新設した。

③激甚化する自然災害への対応強化や令和３年３月に策定した北区公園総合整備構想等に基づく、魅力ある公園づくりの着実な推進を図るため、道路公園課の工務係及び公園河川係を、「河川係」及び「公園係」に再編した。

④老朽化した施設の迅速かつ計画的な補修対応を強化するため、道路公園課の補修担当を道路公園管理事務所に統合した。

（７）教育振興部

①北区立学校適正規模等審議会第三次答申を踏まえた、北区立学校適正配置計画に基づく適正配置が終了することから、「教育環境調整担当部長」及び「学校適正配置担当課長」を廃止した。

②東京オリンピック・パラリンピックの終了に伴い、「副参事（東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当）」を廃止した。

③児童・生徒数の増加や少人数学級移行に伴う普通教室の確保、学校徴収金の公会計化などの検討を進めるとともに、GIGA スクール構想に基づく教育環境の充実や教育情報化の事務の一元化を図るため、「学び未来課」を新設し、「教育環境調整係」及び「教育情報化推進係」を設置した。

（8）子ども未来部

①待機児童の減少に伴い、今後の人口推計も踏まえた児童福祉施設の整備など柔軟で効果的な子育て施策の推進を図るため、「子ども環境応援担当課長」を廃止し、その事務を子ども未来課に移管するとともに、子ども未来課に「子ども施設係」を新設し、次世代育成係を「子ども未来係」に改称した。

②放課後子ども教室及び学童クラブとの一体的運営並びに児童館の子どもセンター移行の推進を図るため、子どもわくわく課に係制を導入し、「事業計画係」及び「運営支援係」を新設した。

4．公共施設の有効活用に関する事務

（1）公共施設再配置の推進

公共施設を取りまく社会環境や行政需要の変化に適切に対応し、限られた資源の中でより質の高いサービスを区民に提供していくため、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れた「北区公共施設再配置方針」を平成 25 年 7 月に策定した。

平成 27 年度に公共施設白書の更新を行ったうえで、道路や公園などのインフラも含めた全ての公共施設等の現状を把握し、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を定めた「公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 2 月に策定した。

近年の人口動向の変化や、区有施設保全計画の改定、北区立小・中学校長寿命化計画の策定により、施設の長寿命化の方針が明確化されたことを踏まえ、公共施設等の更新にかかる将来コストや施設総量の削減目標等について見直しを行うため、今後、公共施設等総合管理計画の改定を検討していく。

（2）遊休施設の利活用

東京都北区遊休施設利活用等検討会設置要綱（平成 16 年 10 月 1 日区長決裁）に基づき、「①事業の廃止、移管等により利用目的を失った区有施設又は利用目的を失うことが見込まれる区有施設、②利用計画はあるが、実施されるまで相当期間が見込まれる土地、③当面利用が見込まれない土地」などを遊休施設と位置づけ、遊休施設利活用等検討会において遊休施設の利活用、処分、貸付け及び返還に関する計画を作成している。

# 財　政　課

財政課は、区財政運営の基本として、各種施策を具体化するための当初予算及び補正予算編成を中心に、財政計画の策定、予算の配当及び主要事業の進行管理などを行い、財政事務を通じて、区政の円滑な推進を図っている。

また、財政状況調査（決算統計）、財務４表作成等により決算分析を行い、財政運営に際しての基礎資料としている。

## １　区の主要財源

区民の区政に対する要望を実現し、多様な行政需要に応えていくためには、区財政の根源である財源の安定的確保が何よりも重要な課題である。主要財源の現況は次のとおりである。

### （１）特別区税

自主財源の大宗をなす特別区税は、歳入の要と位置づけられ、令和４年度当初予算額は、企業業績の改善に伴う所得の伸びや納税義務者数の増加などによる増収を見込み、令和３年度当初予算額に比べ１８億２００万円増の３１４億4,７００万円を計上した。

特別区税の前年度計上額に対する増減率は６.１％となり、当初予算に占める構成比は１９.４％となった。

特別区税収入の確保に鋭意努めながら、効率的な財政運営により健全財政を堅持し、納税者の信頼に応えることが一層求められるところである。

### （２）特別区交付金（特別区財政調整交付金）

都区財政調整制度は、都と特別区との財源配分及び特別区相互間の財源調整という機能を有している。

調整財源として、都と区の共有財源である調整税等（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税、法人事業税交付対象額、固定資産税減収補填特別交付金）があてられ、調整税等の収入額の５５.１％（調整率）が特別区ごとに算定した基準財政需要額等に基づき、特別区交付金として交付されている。

特別区交付金の令和４年度当初予算額は、社会経済活動の正常化に伴う景気の持ち直しなどにより、主要財源である固定資産税や市町村民税法人分の増収が見込まれるため、令和３年度当初予算額に比べ６９億円増の５５９億円を計上した。令和４年度当初予算では、歳入構成比の３４.５％を占めており、財政運営の重要な役割を担っている。

一方、不合理な税制改正による影響額は、ふるさと納税による影響を含め、令和４年度に２３区全体で、約2,４５２億円の減になると試算されている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が続いているほか資源高や原材料高、さらにウクライナ情勢等により、景気の先行きは一段と不透明感が増しており、引き続き、税・財政の動向に留意する必要がある。

（令和４年度都区財政調整協議）

令和４年度都区財政調整協議は、令和３年１２月２日の第１回都区財政調整協議会（以下「財調協議会」という。）から開始された。

１２月２３日の第３回都区財政調整協議会幹事会（以下「財調幹事会」という。）及び令和４年１月５日の第４回財調幹事会において、都側から財源見通しについて、令和３年度は、市町村民税法人分及び法人事業税交付対象額の増収により、普通交付金が約１,０７２億円の増となり、当初算定時の約３６３億円の算定残を加えた約１,４３５億円が最終的な算定残となること、また、令和４年度は、令和３年度当初フレームに比べ、市町村民税法人分の大幅な増収により普通交付金が約１,２４１億円の増、基準財政収入額は、特別区民税が増収となることにより、約２０８億円の増となる見通しが示された。

第４回財調幹事会において、令和３年度の再調整及び令和４年度フレームの内容を整理するとともに、財源を踏まえた対応について都区の認識が一致したことにより、１月６日の第２回財調協議会において取りまとめが行われた。

その結果、令和３年度再調整では、「商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））」、「都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定」及び「首都直下型地震等に対する防災・減災対策」の３項目について追加算定を実施することとした。また、令和４年度の当初フレームでは、「３５人学級への対応」などの需要算定に係る課題について一定程度反映させるとともに、新規算定や算定廃止、算定内容の充実・見直し・改善を行った。

財調協議会の協議結果は、１月１４日開催の区長会総会で了承され、１月２８日開催の区長会総会臨時会において、当該結果を踏まえた令和４年度都区財政調整方針案及び財調条例改正案並びに令和３年度都区財政調整再調整方針案及び財調特例条例案について都側から説明を受け、これを了承した。その後、２月１日開催の都区協議会において、令和４年度都区財政調整についての都区合意が成立した。なお、１月２８日発表の都の令和４年度予算案では、都市計画交付金が前年度予算と同額の２００億円となった。

| 北区の令和３年度特別区交付金の確定額は次のとおりである。 | | |
|---|---|---|
| 予算計上額 | ５４,５００,０００千円（歳入構成比 | ３０.９％） |
| 交付金総額 | ５５,１２１,０３８千円（対前年度伸率 | ８.３％） |

（３）国庫・都支出金

国庫（都）支出金は、北区が、法令等に基づいて実施しなければならない事務に要する経費に対し、国（都）がその全部又は一部について負担するものや、北区が行う事業に対し、財政援助ないし奨励的意味をもって交付されるものなどである。したがって、特定財源として使途が明定された財源である。

国は、財政難を理由に、昭和６０年度以降負担率の引下げを行ってきた。加えて、地方分権の進展に伴い、国庫補助相当を地方交付税の需要額に算定する「一般財源化」が行われてきた。

また、平成１９年度より所得税から住民税への税源移譲が実現したが、地方財政の自立に向けて、更なる地方税財政基盤の充実強化を図る必要がある。

さらに平成２３年度から段階的に実施されていた国庫補助負担金の一括交付金化は、平成２５

年度から廃止となったが、国・都における財政状況のひっ迫を契機としての補助金等の見直しの動きなど、今後とも、国・都の動向を注視し、必要な取組を行っていかなければならない。

国庫支出金の令和４年度当初予算額は、十条駅西口市街地再開発促進事業に対する社会資本整備総合交付金の増等により、前年度比２.４％増の２９８億８,３５６万３千円となり、歳入構成比は１８.４％となった。

都支出金の令和４年度当初予算額は、待機児童解消支援事業補助金の減等により、対前年度比２.２％減の１１４億５,１６２万円となり、歳入構成比は７.１％となった。

（４）地方消費税交付金

地方消費税交付金は、地方消費税の収入額から、国への徴収取扱費を控除し、都道府県間で清算した後の２分の１に相当する額が区市町村へ交付されるものである。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成２６年４月１日及び令和元年１０月１日に消費税及び地方消費税の税率が引き上げられ、増収分は、社会保障４経費（年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策）を含む社会保障施策に要する経費に充てられている。

平成３０年度税制改正では、地方消費税における都道府県間の清算基準の抜本的な見直しが行われ、令和４年度の地方消費税交付金への影響額は、２３区全体で約３７６億円の減と試算している。

令和４年度予算における北区の地方消費税交付金は、７５億１,８００万円となり、歳入構成比は４.６％となった。地方消費税交付金のうち社会保障財源分は、４５億３,２００万円を見込み、幼児教育・保育の無償化や保育所の待機児童解消、低所得者の国民健康保険料・介護保険料の負担軽減などに活用していく。

（５）特別区債

各種施設、道路・公園など建設事業の推進に活用するため、昭和４７年度から特別区債の発行を行っている。令和３年度末の特別区債現在高見込額は、２８８億４,９４６万７千円で、前年度から１０億５,２９７万円増加した。

歳出総額充当一般財源等に対する公債費充当一般財源等の割合である公債費負担比率は、令和２年度普通会計決算においては、３.４％であり、前年度に比べて０.２ポイント上回った。また、令和２年度の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、公債費による財政負担の度合いを示す指標である実質公債費比率は、△３.０％となった（前年度△３.２％）。

公債費負担比率、実質公債費比率とも適正な水準で推移しているが、今後も、学校改築等のための起債を予定しているほか、多数の区有施設の更新等も見込まれることから、将来の財政負担等を考慮し、計画的に活用していくことが必要である。

特別区債の発行状況は、別掲のとおりである（５　特別区債）。

（６）基金

少子高齢化などによる厳しい財政状況下では、効率的な行政運営を心がけるとともに、経済変動や将来の財政負担を的確に捉えた、計画的で安定的な財政運営が欠かせない。

景気の変動等による税収の増減にも対応し、安定した行政サービスを行うための財政調整基

金や、特別区債の返済を計画的に行うための減債基金、今後のさまざまな施設計画に備えた施設建設基金等を適切に積み立て活用することが、自立した基礎自治体としての必須の要件である。

このような状況を踏まえ、平成１２年度には「学校改築基金」を創設、令和２年度に「学校改築等基金」に改正し、学校の計画的な改築及び大規模改修を実施していくため、本基金の活用を図っている。また、平成１３年度からは、前年度の一般会計剰余金の２分の１を財政調整基金に繰り入れる措置を採用し、今後の経済状況等を考慮しながら、安定的で機能的な財政運営を図るため、的確な基金運用に努めている。

令和４年度当初予算においては、今後の行政需要等を勘案し、施設建設基金、まちづくり基金、学校改築等基金に各１０億円を積み立てる。

２　主要事業進行管理

主要事業の効率的な執行を期するため、北区予算事務規則第２３条の規定により、令和４年度は次の事業について、当該事業の執行計画に基づく執行状況を把握し、事業の促進を図っている。

| | |
|---|---|
| 総務部<br>１　庁舎営繕<br>（１）庁舎劣化改修工事<br>生活環境部<br>１　清掃事業<br>（１）浮間清掃事業所粗大ごみ中継施設増築工事<br>福祉部<br>１　特別養護老人ホーム大規模改修<br>（１）上中里つつじ荘<br>まちづくり部<br>１　十条駅西口市街地再開発 | 土木部<br>１　橋梁架替整備<br>（１）十条跨線橋<br>（２）新柳橋<br>２　公園整備<br>（１）名主の滝公園<br>（２）荒川緑地（豊島ブロック）<br>教育振興部<br>１　学校改築<br>（１）西が丘小学校<br>（２）堀船中学校<br>（３）仮称都の北学園<br>２　学校リノベーション<br>（１）滝野川第四小学校<br>（２）谷端小学校<br>子ども未来部<br>１　学童クラブ整備<br>（１）王子小学校増築棟整備<br>２　児童相談所開設準備 |

３　財政分析・広報

毎年度、地方財政状況調査（決算統計）により、普通会計決算ベースで調査表を作成し、決算の分析、財政分析指標の算出・公表を行っている。平成１９年度決算からは地方財政健全化法に基づく健全化判断比率の公表を行っている。

また、区の財政状況をわかりやすくＰＲするため、予算書・決算書に加え、「ふるさと北区財政白書」、「予算の概要」の冊子を作成し、図書館、地域振興室、区政資料室に配置するとともに、北区ニュース・ホームページにおいて、財政事情、財政比較分析表、予算・決算特集を掲載している。

そのほか、地方公会計制度においては、平成２９年度決算から総務省策定の統一的な基準による

財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成し、平成３０年度から「ふるさと北区財政白書」と一体化して公表するなど、財政情報を分かりやすく分析・開示している。

（白紙）

## 4　令和３年度歳入歳出予算の概要

### （１）一般会計

（歳　入）

（単位：千円）

| 款 | 当初予算 | 補正予算 | | | | | | | | | 計 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1号(4月) | 2号(6月) | 3号(6月) | 4号(9月) | 5号(11月) | 6号(12月) | 7号(12月) | 8号(1月) | 9号(2月) | | % |
| 1 特別区税 | 29,645,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,336,000 | 30,981,000 | 17.6 |
| 2 地方譲与税 | 443,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 443,000 | 0.3 |
| 3 利子割交付金 | 81,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 81,000 | 0.0 |
| 4 配当割交付金 | 405,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 405,000 | 0.2 |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | 442,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 442,000 | 0.2 |
| 6 地方消費税交付金 | 6,994,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 841,000 | 7,835,000 | 4.4 |
| 7 環境性能割交付金 | 102,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 102,000 | 0.1 |
| 8 地方特例交付金 | 281,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 281,000 | 0.2 |
| 9 特別区交付金 | 49,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,500,000 | 54,500,000 | 30.9 |
| 10 交通安全対策特別交付金 | 20,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20,000 | 0.0 |
| 11 ゴルフ場利用税交付金 | 5,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,000 | 0.0 |
| 12 分担金及び負担金 | 2,088,545 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 122,093 | 1,966,452 | 1.1 |
| 13 使用料及び手数料 | 2,882,778 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 37,799 | 2,844,979 | 1.6 |
| 14 国庫支出金 | 29,190,712 | 149,191 | 711,107 | 510,478 | 1,356,067 | 2,940,222 | 1,769,128 | 1,758,702 | 6,196,560 | 308,845 | 44,891,012 | 25.4 |
| 15 都支出金 | 11,710,855 | 0 | 5,283 | 0 | 338,291 | 0 | 0 | 0 | 0 | 682,659 | 12,737,088 | 7.2 |
| 16 財産収入 | 237,908 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 130,924 | 368,832 | 0.2 |
| 17 寄付金 | 1 | 0 | 0 | 0 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25,901 | 25,952 | 0.0 |
| 18 繰入金 | 10,139,625 | 98,431 | 153,000 | 0 | 1,311,199 | 212,338 | 0 | 0 | 0 | △ 4,353,859 | 7,560,734 | 4.3 |
| 19 繰越金 | 1,800,000 | 0 | 1,091,246 | 0 | 459,092 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,350,338 | 1.9 |
| 20 諸収入 | 3,431,576 | 0 | 7,815 | 0 | 3,197 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 413 | 3,442,175 | 2.0 |
| 21 特別区債 | 5,082,000 | 0 | 368,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 1,256,000 | 4,194,000 | 2.4 |
| 歳入合計 | 153,982,000 | 247,622 | 2,336,451 | 510,478 | 3,467,896 | 3,152,560 | 1,769,128 | 1,758,702 | 6,196,560 | 3,055,165 | 176,476,562 | 100.0 |

令和３年度一般会計歳入予算（最終予算額）

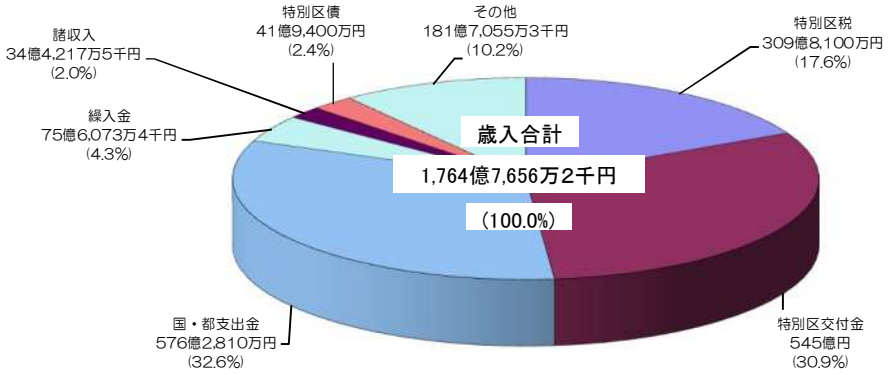

（歳　出）

（単位：千円）

| 款 | 当初予算 | 補正予算 | | | | | | | | | 計 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1号(4月) | 2号(6月) | 3号(6月) | 4号(9月) | 5号(11月) | 6号(12月) | 7号(12月) | 8号(1月) | 9号(2月) | | % |
| 1 議会費 | 787,649 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 787,649 | 0.4 |
| 2 総務費 | 16,767,859 | 0 | 818,407 | 0 | 118,761 | 0 | 0 | 0 | 0 | △163,539 | 17,541,488 | 9.9 |
| 3 福祉費 | 85,808,354 | 149,191 | 243,514 | 510,478 | 748,159 | 41,676 | 1,769,128 | 1,758,702 | 6,196,560 | △546,344 | 96,679,418 | 54.8 |
| 4 衛生費 | 5,507,443 | 0 | 711,489 | 0 | 1,814,911 | 3,110,884 | 0 | 0 | 0 | 564,148 | 11,708,875 | 6.6 |
| 5 環境費 | 5,333,775 | 98,431 | 7,325 | 0 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | △33,092 | 5,407,639 | 3.1 |
| 6 産業経済費 | 3,201,149 | 0 | 3,020 | 0 | 574,220 | 0 | 0 | 0 | 0 | △308,781 | 3,469,608 | 2.0 |
| 7 土木費 | 11,613,106 | 0 | 0 | 0 | 67,777 | 0 | 0 | 0 | 0 | △847,828 | 10,833,055 | 6.1 |
| 8 教育費 | 20,654,073 | 0 | 552,696 | 0 | 142,868 | 0 | 0 | 0 | 0 | △557,755 | 20,791,882 | 11.8 |
| 9 公債費 | 3,295,275 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,295,275 | 1.9 |
| 10 諸支出金 | 713,317 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,948,356 | 5,661,673 | 3.2 |
| 11 予備費 | 300,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 300,000 | 0.2 |
| 歳出合計 | 153,982,000 | 247,622 | 2,336,451 | 510,478 | 3,467,896 | 3,152,560 | 1,769,128 | 1,758,702 | 6,196,560 | 3,055,165 | 176,476,562 | 100.0 |

令和３年度一般会計歳出予算（最終予算額）

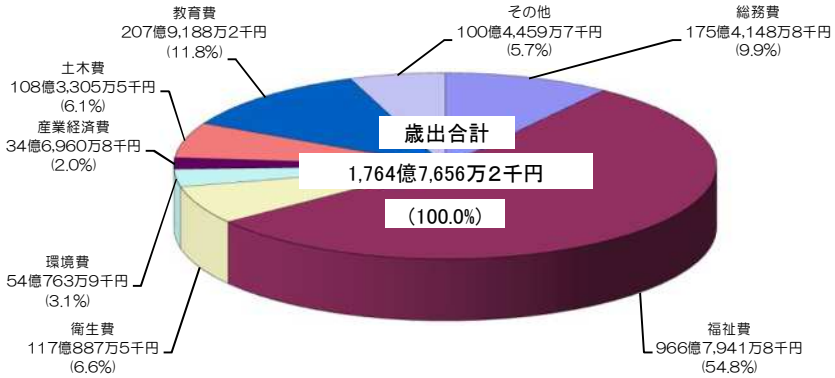

（2）特別会計

国民健康保険事業会計

（歳　入）

（単位：千円）

| 款 | 当初予算 | 補正予算 | | | 計 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1号(6月) | 2号(9月) | 3号(2月) | | % |
| 1 国民健康保険料 | 8,115,239 | 0 | 0 | △889,832 | 7,225,407 | 19.8 |
| 2 一部負担金 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0.0 |
| 3 使用料及び手数料 | 168 | 0 | 0 | 0 | 168 | 0.0 |
| 4 国庫支出金 | 1 | 0 | 0 | 57,899 | 57,900 | 0.2 |
| 5 都支出金 | 23,053,623 | 0 | 0 | 1,122,423 | 24,176,046 | 66.2 |
| 6 繰越金 | 2 | 68,589 | 66,719 | 432,345 | 567,655 | 1.6 |
| 7 諸収入 | 47,525 | 0 | 0 | △9,469 | 38,056 | 0.1 |
| 8 繰入金 | 3,973,613 | 0 | 0 | 458,788 | 4,432,401 | 12.1 |
| 歳入合計 | 35,190,175 | 68,589 | 66,719 | 1,172,154 | 36,497,637 | 100.0 |

（歳　出）

（単位：千円）

| 款 | 当初予算 | 補正予算 | | | 計 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1号(6月) | 2号(9月) | 3号(2月) | | % |
| 1 総務費 | 766,057 | 68,589 | 0 | △35,962 | 798,684 | 2.2 |
| 2 保険給付費 | 23,077,817 | 0 | 0 | 1,005,535 | 24,083,352 | 66.0 |
| 3 国民健康保険事業費納付金 | 10,419,668 | 0 | 66,719 | △152,727 | 10,333,660 | 28.3 |
| 4 共同事業拠出金 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0.0 |
| 5 財政安定化基金拠出金 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0.0 |
| 6 保健事業費 | 372,460 | 0 | 0 | △12,345 | 360,115 | 1.0 |
| 7 諸支出金 | 54,168 | 0 | 0 | 567,653 | 621,821 | 1.7 |
| 8 予備費 | 500,000 | 0 | 0 | △200,000 | 300,000 | 0.8 |
| 歳出合計 | 35,190,175 | 68,589 | 66,719 | 1,172,154 | 36,497,637 | 100.0 |

介護保険会計

（歳　入）

（単位：千円）

| 款 | 当初予算 | 補正予算 | | 計 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 1号(9月) | 2号(2月) | | % |
| 1 介護保険料 | 5,648,396 | 0 | △ 15,326 | 5,633,070 | 16.7 |
| 2 使用料及び手数料 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0.0 |
| 3 国庫支出金 | 7,228,490 | 0 | △ 202,185 | 7,026,305 | 20.8 |
| 4 支払基金交付金 | 8,034,222 | 6,162 | △ 40,984 | 7,999,400 | 23.7 |
| 5 都支出金 | 4,473,641 | 0 | △ 19,599 | 4,454,042 | 13.2 |
| 6 財産収入 | 3,219 | 0 | 338 | 3,557 | 0.0 |
| 7 繰入金 | 6,204,903 | 0 | 53,692 | 6,258,595 | 18.6 |
| 8 繰越金 | 2 | 2,351,820 | 0 | 2,351,822 | 7.0 |
| 9 諸収入 | 1,582 | 0 | 42 | 1,624 | 0.0 |
| 歳入合計 | 31,594,456 | 2,357,982 | △ 224,022 | 33,728,416 | 100.0 |

（歳　出）

（単位：千円）

| 款 | 当初予算 | 補正予算 | | 計 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 1号(9月) | 2号(2月) | | % |
| 1 総務費 | 741,545 | 0 | △60,377 | 681,168 | 2.0 |
| 2 保険給付費 | 28,429,566 | 0 | 0 | 28,429,566 | 84.3 |
| 3 地域支援事業費 | 2,067,424 | 0 | △155,042 | 1,912,382 | 5.7 |
| 4 基金積立金 | 3,219 | 1,372,381 | 338 | 1,375,938 | 4.1 |
| 5 諸支出金 | 68,702 | 985,601 | △8,941 | 1,045,362 | 3.1 |
| 6 予備費 | 284,000 | 0 | 0 | 284,000 | 0.8 |
| 歳出合計 | 31,594,456 | 2,357,982 | △224,022 | 33,728,416 | 100.0 |

後期高齢者医療会計

（歳　入）

（単位：千円）

| 款 | 当初予算 | 補正予算 | | 計 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 1号(9月) | 2号(2月) | | % |
| 1 後期高齢者医療保険料 | 3,707,750 | 0 | △18,226 | 3,689,524 | 41.9 |
| 2 使用料及び手数料 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0.0 |
| 3 繰入金 | 4,933,588 | 0 | △351,553 | 4,582,035 | 52.0 |
| 4 繰越金 | 1 | 232,622 | 0 | 232,623 | 2.6 |
| 5 諸収入 | 301,262 | 4,928 | 3,563 | 309,753 | 3.5 |
| 歳入合計 | 8,942,604 | 237,550 | △366,216 | 8,813,938 | 100.0 |

（歳　出）

（単位：千円）

| 款 | 当初予算 | 補正予算 | | 計 | 構成比 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 1号(9月) | 2号(2月) | | % |
| 1 総務費 | 120,399 | 0 | 0 | 120,399 | 1.3 |
| 2 広域連合納付金 | 8,086,739 | 0 | △365,645 | 7,721,094 | 87.6 |
| 3 保健事業費 | 336,124 | 0 | △571 | 335,553 | 3.8 |
| 4 葬祭費 | 182,340 | 0 | 0 | 182,340 | 2.1 |
| 5 諸支出金 | 17,002 | 237,550 | 0 | 254,552 | 2.9 |
| 6 予備費 | 200,000 | 0 | 0 | 200,000 | 2.3 |
| 歳出合計 | 8,942,604 | 237,550 | △366,216 | 8,813,938 | 100.0 |

（白紙）

５ 特別区債

本区における特別区債の発行状況は、下記のとおりです。

特別区債発行状況一覧表

| 発行年度 | 特 別 区 債 の 目 的 | 発 行 額 | 発<br>年利率<br>(%) |
|---|---|---|---|
| 平成12 | 東十条ふれあい館建設外11件 | 5,687,200 | 1.3～1.6 |
| 13 | 滝野川第一小学校用地取得外２件 | 1,094,500 | 0.6～2.0 |
| 14 | 赤羽北区民センター建物取得外５件 | 4,219,700 | 0.5～1.1 |
| 15 | 滝野川第一小学校用地取得外４件 | 7,015,100 | 0.28～1.8 |
| 16 | 減税補てん債外１件 | 7,864,900 | 0.2～1.1 |
| 17 | 減税補てん債外１件 | 1,543,200 | 0.1～1.7 |
| 18 | 減税補てん債外３件 | 1,681,400 | 0.01～2.0 |
| 19 | 学校改築外４件 | 6,160,000 | 0.9～1.9 |
| 20 | 学校改築外４件 | 4,521,000 | 0.8～2.0 |
| 21 | 学校改築外３件 | 3,198,500 | 0.6～1.7 |
| 22 | 学校改築外１件 | 2,447,000 | 0.9～1.3 |
| 23 | 学校改築外３件 | 3,532,000 | 0.7～1.4 |
| 24 | 学校改築外２件 | 1,706,000 | 0.3～1.0 |
| 25 | 学校改築外３件 | 3,262,000 | 0.3～1.0 |
| 26 | 赤羽体育館建設外1件 | 1,342,000 | 0.2 |
| 27 | 仮称赤羽台のもり公園用地取得外４件 | 3,449,000 | 0.07～0.1 |
| 28 | 赤羽体育館建設外３件 | 4,929,000 | 0.01 |
| 29 | 学校改築外１件 | 2,972,900 | 0.01～0.4 |
| 30 | 学校改築外２件 | 4,003,000 | 0.004～0.2 |
| 令和元 | 学校改築外１件 | 3,037,000 | 0.003～0.2 |
| 2 | 学校改築外５件 | 3,263,000 | 0～0.4 |
| | 小計（平成１２年～令和２年度） | | |

| 発行年度 | 特 別 区 債 の 目 的 | 発 行 額 | 発<br>年利率<br>(%) |
|---|---|---|---|
| 3 | 上中里つつじ荘大規模改修 | 356,000 | 0 |
| | 道路整備（北1272号外1路線） | 81,000 | 0.4 |
| | 公園整備（仮称赤羽台のもり公園外１園） | 333,000 | 0～0.4 |
| | 学校改築（王子第一小学校外2校） | 2,318,000 | 0.3～0.6 |
| | 学校リノベーション（飛鳥中学校） | 1,025,000 | 0.3～0.4 |
| | 小　　計 | 4,113,000 | － |
| 合　　計 | | | |

※償還が終了している年度は省略した。

※上記数値には、一般会計及び用地特別会計分を含む。

※減税補てん債については、平成13年度債から「利率見直し方式」のため借入

※令和４年度発行予定額（当初予算計上額 3,689,000千円）は上記には含ま

（単位：千円）

| 行　条　件 | | 区債現在高（令和３年度末） | 令和４年度償還見込額 | 区債現在高（令和４年度末現在高見込） |
|---|---|---|---|---|
| 償還期間（年） | 据置期間（年） | | | |
| 4～25 | 0～3 | 18,328 | 4,494 | 13,834 |
| 10～25 | 3 | 38,467 | 7,390 | 31,077 |
| 4～25 | 0～9 | 100,783 | 79,626 | 21,157 |
| 4～25 | 3～9 | 181,933 | 53,014 | 128,919 |
| 10～20 | 0～3 | 112,701 | 37,492 | 75,209 |
| 10～20 | 3～9 | 161,676 | 40,358 | 121,318 |
| 12～25 | 2～4 | 395,562 | 52,436 | 343,126 |
| 10～25 | 2～4 | 151,970 | 12,904 | 139,066 |
| 10～20 | 2～9 | 351,226 | 47,663 | 303,563 |
| 10～20 | 2～9 | 235,005 | 27,665 | 207,340 |
| 10～15 | 2～3 | 653,100 | 160,115 | 492,985 |
| 10～20 | 2～3 | 1,308,692 | 122,807 | 1,185,885 |
| 10～20 | 2～3 | 823,970 | 140,447 | 683,523 |
| 10～20 | 2～3 | 1,759,261 | 288,056 | 1,471,205 |
| 10 | 2～3 | 560,458 | 186,446 | 374,012 |
| 10 | 2～3 | 1,843,170 | 460,217 | 1,382,953 |
| 10 | 2～3 | 3,310,630 | 662,005 | 2,648,625 |
| 10～25 | 2～3 | 2,607,616 | 247,074 | 2,360,542 |
| 10 | 2～9 | 3,821,919 | 288,800 | 3,533,119 |
| 10～20 | 2～9 | 3,037,000 | 86,866 | 2,950,134 |
| 10～25 | 2～9 | 3,263,000 | 0 | 3,263,000 |
| | | 24,736,467 | 3,005,875 | 21,730,592 |

| 行　条　件 | | 区債現在高（令和３年度末） | 令和４年度償還見込額 | 区債現在高（令和４年度末現在高見込） |
|---|---|---|---|---|
| 償還期間（年） | 据置期間（年） | | | |
| 10 | 2 | 356,000 | 0 | 356,000 |
| 10 | 9 | 81,000 | 0 | 81,000 |
| 10 | 2～9 | 333,000 | 0 | 333,000 |
| 10～25 | 3～9 | 2,318,000 | 0 | 2,318,000 |
| 10～15 | 3～9 | 1,025,000 | 0 | 1,025,000 |
| － | － | 4,113,000 | 0 | 4,113,000 |
| | | 28,849,467 | 3,005,875 | 25,843,592 |

から10年後に見直しがある。
ない。

## 情　報　政　策　課

### 1．北区 DX（デジタル・トランスフォーメーション）及び北区情報化基本計画の推進

（令和４年度予算　８９，０６９千円）

北区の情報化施策を総合的、体系的に推進するため、令和元年度に策定した「北区情報化基本計画 2020」に基づき事業推進を図ってきた。

令和２年度には、国が「デジタル・ガバメント実行計画」（2020 年 12 月 25 日閣議決定）における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等をとりまとめ、「自治体 DX 推進計画」を策定。

令和３年７月７日には、総務省が、地方自治体が着実に DX に取り組めるよう、「自治体 DX 推進手順書」を作成した。

これを受けて、令和４年度は、北区の DX の取組みとして「（仮称）北区 DX 推進方針」を策定する。方針策定にあたっては、特別職非常勤職員として任用したＣＩＯ補佐官の専門的知識による助言や提言を受け、ＣＩＯ補佐官と連携して策定することとする。

なお、「北区情報化基本計画 2020」については、「（仮称）北区 DX 推進方針」策定後、DX を推進するための具体的計画として改定する。

＜自治体 DX 推進手順書による重点取組事項等＞

○ 重点取組事項
- マイナンバーカードの普及促進
- 自治体のＡＩ・ＲＰＡの利用推進
- テレワークの推進
- セキュリティ対策の徹底

○ 自治体 DX の取組みとあわせて取り組むべき事項
- 地域社会のデジタル化
- デジタルデバイド対策

○ その他（※デジタル・ガバメント実行計画記載の事項）
- ＢＰＲの取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）
- オープンデータの推進
- 官民データ活用推進計画策定の推進

（１） 電子申請

各種申請や届出をインターネットで行える電子申請サービスの普及推進を図る。

○電子申請件数（再申請など重複申請含む）

| | ①共同運営 | ②ぴったりサービス | ③施設予約システム | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 令和３年度 | 12,604 件 | 145 件 | 27,770 件 | 40,519 件 |
| 令和２年度 | 6,096 件 | 96 件<br>（11,642 件） | 26,343 件 | 32,535 件<br>（44,081 件） |
| 令和元年度 | 3,695 件 | ９件 | 34,462 件 | 38,166 件 |

※②ぴったりサービスの令和２年度下段（11,642）は、特別定額給付金の 11,546 件を含んだ件数である。

（2） ＡＩチャットボットの導入

24 時間 365 日、区民が必要な区の行政情報を調べられるＡＩチャットボットを導入する。

令和４年度は導入支援事業者をプロポーザルで選定し、令和５年１月より本格稼働の予定である。

（3） テレワーク環境の整備

専用ＵＳＢドングル※により閉域網を通じて、職員が情報系端末を活用して、庁外においても内部情報系システム（グループウェア・庶務事務システム・財務会計システム、電子メール等）や非公開フォルダ等のファイルサーバへ接続することができるシステムを構築し、令和２年 10 月より管理職限りにおいて、100 台の運用を開始した。

令和３年度は、新型コロナウイルスの感染拡大傾向に歯止めがからない状況下において、一般職員の感染等により出勤ができず、業務の遂行に著しく支障が生じる例が報告されていることなどから、緊急特例対応用として、８月より１０台、２月より３０台、合計４０台の予備ドングルを追加調達した。

※「ドングル」とは、コンピュータの外部接続端子に差し込んで特定の機能を提供する装置の総称であり、本件「専用 USB ドングル」とはＵＳＢポートに差し込むタイプのモバイルルータを指す。

（4） Web 会議の導入

令和２年度、感染症予防の観点から Web 会議について、企画課・総務課・情報政策課で協議し、導入した。令和３年度以降は情報政策課で運用し、Web 会議の実績を踏まえて、会議用端末やライセンスの追加を実施する。令和４年４月１日現在、情報政策課が管理する Web 会議端末は 49 台となっている。

（5） ＩＣＴの活用・導入推進（ＲＰＡ※1、ＡＩ-ＯＣＲ※2等）

令和２年度に、ＡＩ－ＯＣＲの導入について、全庁調査や所管課ヒアリングを実施した結果、ＲＰＡを導入する業務に、加えてＡＩ－ＯＣＲを導入することで、業務効率化が図れるとの判断をした。

令和３年度は、４年度より全庁的にＲＰＡの導入を進めていくために以下①～④の作業を実施した。

①ＲＦＩ※3の実施　②ＲＰＡソフトウェアの選定・検証　③４年度にＲＰＡを導入する業務の選定

④４年度に業務を委託する事業者選定のためのプロポーザルの実施

令和４年度は、プロポーザルにて選定した事業者に「ＲＰＡ導入支援業務及び導入業務」を委託し以下の作業を実施する。

①４年度導入対象業務の業務改善、ＲＰＡロボット開発、研修、効果測定、導入効果報告会

②全庁説明会、全庁調査（５年度以降のＲＰＡ導入候補対象業務抽出）、ＲＰＡ導入候補対象業務の選定

③ＲＰＡの開発を区職員で行う（シナリオ作成内製化）ための仕組みづくり

④ＲＰＡ導入推進体制の整備、ＲＰＡ利用ルール策定、ＲＰＡ管理方法策定

また、令和４年度は、３年度に経営改革・公共施設再配置推進担当課が実施したＢＰＲ（業務改革）で実証実験を行い、ＲＰＡ導入効果が見込まれた３業務についても本格導入を実施する。

〇令和４年度ＲＰＡ導入業務数

| 部　署 | ＲＰＡ導入業務数 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 職員課 | １業務 | |
| 国保年金課 | １業務 | |
| 子ども未来課 | ３業務 | ※３年度ＢＰＲによる選定<br>※旧子ども環境応援担当課に係る業務 |

※1　ＲＰＡ（ロボティック プロセス オートメーション）：人間がコンピュータを操作して行う作業を、ロボットによる自動的な操作によって代替すること。

※2　ＡＩ－ＯＣＲ：ＡＩ技術を取り入れた光学文字認識機能。

※3　ＲＦＩ（情報提供依頼書）：業務の委託等を計画する際、委託先候補の事業者に情報提供を依頼する文書。

（6） オープンデータの掲載

「オープンデータ」とは、区が保有する公共データが、区民及び法人その他団体に利活用されやすいように、機械判別性が高く、二次利用可能なルールの下で公開されたデータのこと。

令和元年度から東京都オープンデータカタログサイトに掲載を開始し、令和２年度に、「北区オープンデータ推進ガイドライン」及び「北区オープンデータ利用規約」を作成して、北区公式ホームページ内の「北区オープンデータサイト」でデータを公開している。

〇掲載データ

令和元年度：区内公衆無線LAN設置場所、区内ＡＥＤ設置箇所一覧

令和２年度：避難所一覧（震災対応）、避難場所・避難所一覧（高台水害対応）、
避難場所・避難所一覧（水害対応）、区立小学校一覧、区立中学校一覧

令和３年度：北区人口（人口概要）、（町丁目別）、（年齢・男女別）

## 2．内部情報系システム運営　（令和４年度予算　１，１０７，１６８千円）

（1） 情報系ネットワークと内部情報系システム

情報系ネットワーク（庁内LAN）は、平成16年２月に本庁舎で運用開始して、平成20年度には全ての整備が完了している。情報系ネットワークは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）に接続している。情報系ネットワーク基盤上で、内部情報系システムとして、グループウェア（掲示板・電子メール・スケジュール機能等）、庶務事務システム、文書総合管理システム、財務会計システムを運用している。

平成28年度に、自治体セキュリティ強化対策事業においてLGWAN接続とインターネット接続の分離を行い、平成29年度に、東京都が構築する自治体セキュリティクラウドに接続するためのネットワークの構築及びインターネット環境からＬＧＷＡＮ環境へのファイル持込み時にウィルス等を除去する機能（無害化）を構築し、また、内部情報系システムのサーバ及びネットワーク機器の更改を実施した。

平成30年度は、財務会計システムのサーバ機器更改を実施した。

令和元年度は、現行端末のＯＳであるWindows7のサポート終了に伴い、Windows10端末への入れ替えを実施した。

令和２年度は、庁内無線ネットワーク機器及び出先機関のネットワーク機器の更改作業を実施したほか、近年の職員数増に対応するため、シンクライアント端末100台の環境構築を行った。

令和３年度は、本庁舎の有線接続関連機器及び全庁を管理するサーバ機器を更改するとともに、校務用シンクライアント端末増設に向けた環境構築を行った。

令和４年度は、インターネット接続系環境を構成するサーバ関連機器やファイル無害化システムを更改するとともに、大幅に台数を精査したうえで情報系プリンタの入替えを実施する。また、内部情報系システムについては、令和５年度に予定されている内部情報系システムの更改に向けて、要件定義・基本設計を実施するとともに、情報系ネットワーク内で利用できる新たなWeb会議システムを導入する。

（2） 情報セキュリティ

区が保有する情報及び情報を取り扱う環境の機密性、完全性、可用性を確保維持するための統一的かつ基本的な方針である「北区情報セキュリティポリシー」（平成16年３月策定）とその関係規定に基

づき、情報セキュリティ対策を組織的に講じて、区民の財産、プライバシー等を守り、安定的かつ継続的に行政サービス及び正確な情報の提供を図っている。

区の情報セキュリティ管理は、最高情報統括責任者（ＣＩＯ）である担任副区長を委員長、担任外副区長を副委員長、各部長を委員とする「北区情報セキュリティ委員会」を最高意思決定機関として実施している。

平成 27 年度からは最高情報セキュリティ統括責任者（ＣＩＳＯ）を設置し、情報セキュリティ対策に関し、実務上の指揮を執るものとして政策経営部長（令和２年度組織改正により区民部長から変更）の職にある者を充てている。令和３年４月には教務用ＩＣＴ環境に関する案件については、教育長を最高情報セキュリティ統括責任者（ＣＩＳＯ）とした。なお、委員会の事務局は、情報政策課のほか、総務課と教育政策課の３課で担当している。

＜主な取り組み＞

①　情報セキュリティ監査

各組織の情報セキュリティ体制を点検して改善を図るとともに職員の意識を向上させるため、平成 17 年度から外部監査人による助言型セキュリティ監査を実施している。令和３年度は、５課を対象に実施し、令和４年度は、令和３年度被監査組織の監査結果に基づくフォローアップを行うとともに、新たに３課を対象に監査を実施する予定である。また、令和３年度末に総務省が改定した、情報セキュリティ監査ガイドラインの内容を踏まえ、監査項目について検証、見直しを実施する予定である。

②　情報資産台帳整備・点検

情報セキュリティ対策の基盤となる情報資産台帳は、年度更新後に全組織から提出を求めて点検を行っている。

平成 24 年度から 26 年度にかけて 20 組織について情報資産台帳に関する現地調査とヒアリングを実施した。

平成 27 年度は組織間の相互チェックやチェックリストによる自己点検等について２組織に対して試行等を行って所管課で自己点検を行える簡単なチェックリストを作成し、平成 28 年度はチェックリスト実施後の情報資産台帳を提出させ、平成 29 年度はガイドラインや台帳の様式を見直し、事務の負担軽減を図った。その後、引き続き情報資産台帳の整備・点検を継続している。

③　情報セキュリティ研修

職員の情報セキュリティに関する基本的な知識や対応の習得や意識向上を図るため研修を実施している。対象は新規採用、昇任者、転入者、情報セキュリティ担当者である。平成 29 年度からは５年以上情報セキュリティ研修を受講していない職員向けに基礎的な情報セキュリティ研修を実施している。

令和３年度からはコロナウィルス感染拡大防止の観点から、研修内容を録画し、職員が自席で受講できる環境を提供している。

④　生体認証システム

北区情報系ネットワークの本人認証について、なりすまし等の情報セキュリティリスクを回避するとともに、職員のパスワード入力処理及び管理の負担を軽減するため、平成 18 年 12 月に指紋認証システムを特別区で初めて導入して運用している。

⑤　情報漏えい防止システム

情報資産の業務目的外の持ち出し等による情報漏えいを防止するため、平成 19 年７月に情報系ネ

ットワークに接続するＰＣに導入し運用している。

⑥　情報セキュリティ関係規定の見直し整備

令和元年度：組織改正に伴う情報セキュリティ規定全体の見直しを実施した（令和２年４月１日施行）。

令和２年度：Ｗｅｂ会議、庁外勤務及び会計年度任用職員制度に対応するため規定を見直した（令和２年９月 14 日施行）。

ＧＩＧＡスクール構想実施に伴い、「教務用ＩＣＴ環境情報セキュリティポリシー」とその関係規定を策定した。併せて、北区情報セキュリティポリシー等の北区情報セキュリティ規定全体の見直しを実施した（令和３年４月１日施行）。

令和４年度：令和４年３月に総務省が改定した、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び、同月に文部科学省が改定した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の内容を踏まえ、セキュリティポリシー等、関係規定の見直しを検討する。

※ 教育情報セキュリティポリシーの所管は、教育振興部学び未来課であるため、連携して対応する。

３．住民情報系システム運営　（令和４年度予算　８６０，２８１千円）

（１） 基幹系情報システム＜稼働中の基幹系システムは「基幹系システム一覧表」参照＞

平成 19～21 年度に、ホストコンピュータを利用したシステムからオープン系のマルチベンダー方式のシステムに再構築した基幹系情報システムは、住民記録、税等の情報を中心に相互に連携する業務システムにより構成されている。

令和２年度は、基幹系システム更改における構築作業、切替テスト及びシステム切替作業を実施した。また、リース期間満了に伴うネットワーク機器等の更改作業及びＯＳのサポート終了に伴う業務用端末の更改作業を実施した。

令和３年度は、リース期間満了に伴う中間サーバ接続端末等の更改作業を実施した。

令和４年度は、令和７年度末までに利用を義務付けられている、国の定めた仕様のシステム（標準準拠システム）導入への検討を行う。

（２） 住民基本台帳ネットワークシステム

住民の利便性向上と行政の効率化のため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通で本人確認ができるシステムとして総務省が構築し、平成 14 年度から全国で稼働している。情報政策課は、ハードウェアの賃借、ソフトウェアの保守等を担当している。

令和２年度は、マイナンバーカード交付体制強化のための統合端末増設作業を実施した。

（３） 施設予約システム

北とぴあ予約管理システムをベースに、他の区民施設や体育施設を対象に加えた総合予約システムとして平成４年度に稼働した情報システムであり、平成 14 年度のインターネット予約機能追加等を経て、平成 21 年度から現在のパッケージシステムを使用している。

令和元年度は、施設予約窓口の端末及びルータの更改作業、携帯サーバ（携帯電話（旧式）からの接続に利用するためのサーバ）の廃止作業を実施した。

令和２年度は、令和４年度のサーバＯＳサポート終了を見据えたシステム更改について検討を行った。

令和３年度は、令和４年度に実施するサーバ機器等の更改について検討を行う。

令和４年度は、サーバ機器等の更改を行うとともに、新システム導入に向けて、検討を開始する。

＜施設予約システムの対象施設＞

① スポーツ施設（体育館、運動場）

② 会館施設（北とぴあ、滝野川会館、赤羽会館）

③ 文化センター施設（中央公園文化センター、赤羽文化センター、滝野川文化センター）

④ 学校施設（教室、校庭等）

（４） 証明書コンビニ交付システム

平成 28 年度に個人番号カードに搭載されている公的個人認証（ＪＰＫＩ）サービスを利用し、コンビニエンスストア設置のキオスク端末（マルチコピー機）にて各種証明書を発行する、証明書コンビニ交付システムの開発を行った（平成 29 年３月１日からサービスを開始）。

令和元年度は、改元対応、税法改正に伴う帳票出力項目の追加等の改修作業を実施した。

令和２年度は、基幹系システム更改に伴う連携再構築作業及び証明書交付センター更改に伴う試験対応を実施した。

令和３年度は、証明書交付センター更改に伴う試験対応を令和２年度に引き続き実施した。

令和４年度は、コンビニ交付中継サーバ機器等更改対応を実施する。

（５）基幹系情報システム番号制度改修

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するために導入された社会基盤、社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）に対応するため、平成 26 年度以降、基幹系情報システムの番号制度改修の実施、および基幹系情報システムに属さない特定システムの番号制度対応改修を支援してきた。

令和２年度は、データ標準レイアウト改版に伴う対応、中間サーバ次期システム更改対応を実施した。

令和３年度は、中間サーバ次期システム更改対応を実施した。

番号制度改修対応は、令和３年度で大規模な更改等が完了したため、令和４年度からは住民情報系システム運営事業に統合し、対応していくこととする。

基幹系システム一覧表（3.（1）関係）

| システム名 | | 概　　要 | 稼働時期<br>(更改時期) |
|---|---|---|---|
| 住民記録 | 住民記録システム | 各種届出、住民票等の発行、照会、ＤＶ等の情報管理、統計等の住民記録に関する業務 | R3年1月 |
| | 印鑑登録システム | 印鑑登録･廃止、証明書の発行、照会、統計等の印鑑登録に関する業務 | |
| 税 | 住民税システム | 課税対象者の管理、課税資料の管理、賦課更正、事業所の管理等の住民税賦課に関する業務 | R3年1月 |
| | 軽自動車税システム | 車両管理、所有者・使用者管理、賦課、照会等の軽自動車税に関する業務 | |
| 国保年金 | 国民健康保険システム | 資格管理、保険証の発行、保険料賦課、療養費の給付等の国民健康保険に関する業務 | R3年1月 |
| | 後期高齢者医療保険システム | 資格賦課管理、広域連合との情報連携、葬祭費の給付等の後期高齢者医療保険に関する業務 | |
| | 国民年金システム | 異動、免除、給付等に係る国民年金に関する業務 | H21 年４月<br>(R2 年1月) |
| 介護 | 介護保険システム | 資格管理、保険料賦課、受給者管理、給付実績管理等の介護保険及び総合事業に関する業務 | H21 年４月<br>(R2 年1月) |
| 共通収納 | 共通収納システム | 調定、消込、督促、納付書再発行等の税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の収納に関する業務 | R3年1月 |
| | 滞納整理システム | 滞納情報管理、催告、分納、財産処分等の税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の滞納整理に関する業務 | |
| 教育 | 学校教育システム | 学齢簿、就学援助、多子世帯給食費補助等の学校教育に関する業務 | H21 年４月<br>(R2 年1月) |
| 福祉 | 生活保護システム | 保護の開始・変更・停止・廃止、保護費の支給、医療介護、統計等の生活保護に関する業務 | H22 年１月<br>(R2 年1月) |
| | 児童福祉システム | 児童手当、児童扶養手当等の児童に関する手当、ひとり親家庭医療費助成、子ども医療費助成等の児童福祉に関する業務 | H21 年６月<br>(R2 年1月) |
| | 高齢福祉システム | 定期訪問、各種給付事業、施設入所等の高齢福祉に関する業務 | H21 年４月<br>(R2 年1月) |
| | 障害福祉システム | 手帳、手当、医療、各種給付事業等の障害福祉に関する業務 | H21 年６月<br>(R2 年1月) |
| | 福祉共通情報システム | 民生委員、医療機関情報等の福祉共通機能 | H21 年４月<br>(R2 年1月) |
| 共通 | 基盤系システム | 職員認証、ポータル、ＳＳＯ（シングルサインオン）、連携機能、セキュリティ、ファイルサーバ、時刻同期、ストレージ、個人状況照会、その他共通機能等 | H21 年１月<br>(R2 年1月) |
| | 証明書コンビニ交付システム | コンビニエンスストア設置のキオスク端末（マルチコピー機）にて各種証明書の発行 | H29 年３月 |

（参考資料）

＜端末設置台数一覧＞　　令和４年４月１日現在

| 部 | Ｐ　Ｃ | | | | プ　リ　ン　タ | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 情報系<br>ファットクライアント | 情報系<br>シンクライアント | 基幹系<br>情報ｼｽﾃﾑ | 計 | 情報系<br>ﾈｯﾄﾜｰｸ | 基幹系<br>情報ｼｽﾃﾑ | 計 |
| 政策経営部 | 134 | 163 | 22 | 319 | 9 | 2 | 11 |
| 総務部 | 136 | 2 | 1 | 139 | 19 | 1 | 20 |
| 危機管理室 | 37 | 2 | 0 | 39 | 3 | 0 | 3 |
| 地域振興部 | 101 | 0 | 2 | 103 | 28 | 2 | 30 |
| 区民部 | 275 | 9 | 266 | 550 | 24 | 51 | 75 |
| 生活環境部 | 95 | 1 | 0 | 96 | 10 | 0 | 10 |
| 福祉部 | 361 | 2 | 172 | 535 | 7 | 28 | 35 |
| 健康部 | 72 | 4 | 4 | 80 | 28 | 3 | 31 |
| 北区保健所 | 200 | 38 | 4 | 242 | 11 | 4 | 15 |
| まちづくり部 | 83 | 0 | 1 | 84 | 11 | 1 | 12 |
| 土木部 | 88 | 1 | 1 | 90 | 5 | 1 | 6 |
| 教育振興部 | 1,573 | 13 | 8 | 1,594 | 70 | 2 | 72 |
| 子ども未来部 | 398 | 4 | 22 | 424 | 57 | 4 | 61 |
| 会計管理室 | 17 | 0 | 0 | 17 | 2 | 0 | 2 |
| 監査事務局 | 7 | 0 | 0 | 7 | 1 | 0 | 1 |
| 選挙管理委員会事務局 | 6 | 1 | 1 | 8 | 2 | 1 | 3 |
| 区議会事務局 | 17 | 0 | 0 | 17 | 2 | 0 | 2 |
| 合　　計 | 3,600 | 240 | 504 | 4,344 | 289 | 100 | 389 |

## 広　報　課

### １．広　　報

区政の現状や課題、区の事業などの情報を正確にわかりやすく提供し、区政を区民にとって身近なものとするとともに、区民との協働を促進し、透明で開かれた区政を実現するために広報活動として次の事務を行っている。

（１）北区ニュース発行事業（別表１参照）　（１１０，９９２千円）

区の重点施策や事業の紹介、イベント案内など、区政についての情報を区民にお知らせするため、広報紙として「北区ニュース」を毎月３回（１日号、１０日号、２０日号）発行している。

１日号・１０日号は町会・自治会を通じて、２０日号はポスティング（配布業者が各家庭の郵便受けなどに配布する方法）により配布しているほか、駅広報スタンド・区内のファミリーマート・郵便局・区の公共施設等でも配布している。インターネットにおける情報発信としては、ホームページに掲載しているほか、パソコンやスマートフォンから誰もがいつでも北区ニュースを読めるよう、平成27年4月に「マチイロ」、平成28年12月に「マイ広報紙」（令和3年4月から「広報プラス」にリニューアル）、令和2年10月からＬＩＮＥを導入している。

視覚障害者のためには、北区ニュース点字版、声の広報（テープ版・デイジー版）を作成するとともに、mp３の音声データをホームページにアップしている。

さらに、北区の魅力・愛着・誇りを感じられる情報発信ページとして、年１回２０日号において「北区の魅力再発見」特集紙面カラー刷り４頁を加え発行する。

なお、令和元年度に編集方針の見直しを行い、令和元年１０月１日号から、より見やすく視覚的・印象的に区政情報や区の魅力が伝わるよう、全号カラー刷りで発行している。

また、自主財源の確保及び区民生活に密着した役立つ情報を提供するため、平成１４年８月から毎月２０日号に有料広告を掲載している。平成３０年６月２０日号掲載分から広告料金及び掲載枠数を改定し、歳入の確保に努めている。

（２）刊行物発行事業　（３，６４５千円）

区の歴史、自然、文化、魅力等の紹介や、区政運営の基本姿勢、将来像など区の概要を掲載した「北区勢要覧」を４年に１回、「北区勢要覧データ集」を毎年発行している。また、区民の暮らしに係わる行政情報をまとめた「わたしの便利帳」については、平成２９年度NTTタウンページ合冊版の廃止に伴い、平成３０年度から刊行物名を「北区くらしのガイド」と改めるとともに、配布対象者を転入者及び希望者とし区単独で２年に１回発行する。

３年度実績　　○北区勢要覧2021データ集　　400部

（３）広報活動運営事業　（２０，５２４千円）

ア　区政資料室

区政に関する閲覧資料等を配架している。また、区の刊行物等の有償頒布を行っている。

３年度実績　○年間閲覧者数：１０，２２１名　　○月平均閲覧者：８５１名

イ　報道・パブリシティ

新聞・テレビ等のメディアを通じ、北区及び北区政に関する情報を、信頼性の高い客観情報として迅速に、より多くの人にＰＲするため、日刊紙・地方紙・テレビ局等の報道機関に対して、適宜区政関連情報を提供している。

３年度実績　〇新聞社等への提供件数：１４０件

ウ　区公式ホームページ運営

現行の区公式ホームページは、時期に合わせてアクセス件数の多いページをトップページからダイレクトにアイコンで表示するとともに、スマートフォン等、画面サイズが異なる場合でも、自動的にそれぞれの画面サイズに対応するなど、利便性の向上を図った上、平成27年2月にリニューアルした。

また令和4年4月からは、国籍や言語が多様化する外国人住民が、母国語などで必要な区政情報を簡単に取得できるよう、ホームページの翻訳言語を4言語から108言語に増やすと共に、日常的に使用するスマホやパソコンの設定言語にあわせた自動翻訳機能を導入した。今後も、区民や他の利用者の目線に立ったホームページ作りを推進し、子育て、長生き、安全・安心なまちづくりのページを充実させる。

３年度実績　〇総アクセス件数：３４,５９２,１６０件（月平均：2,８８２,６８０件）

エ　区公式SNS運営

様々な区政情報を届ける新たな媒体として、平成23年度7月よりTwitterの区公式アカウントの運用を開始した。その後、Facebook、YouTube、LINEと順次運用を開始し、北区の魅力を発信するツールの充実に努めた。引き続きより迅速に、多くの区民に必要な情報を発信する環境を整える。

２．広聴・相談

区政に対する区民の意見・要望・提案を幅広く把握すること、また、区民からの相談に対応することにより、区民の意見・要望・提案を区政に活かし、区民の区政への参画を促進するため、次の広聴・相談活動を行っている。

（１）広聴活動事業　（１，５５１千円）

ア　きずなトーク

王子・赤羽・滝野川の３地区において、北区町会自治会連合会が定期的に行う会議に区長が出向き、あらかじめ設定したテーマについて、幅広く意見・要望・提案を聴いている。平成２８年度創設。

3年度実績　〇開催数：3回　〇参加者数：59名（内訳：王子18名、赤羽21名、滝野川20名）

イ　区政モニター

区政に対する区民の意見・要望・提案を把握するため、区政モニターを委嘱し、会議・施設見学等を実施している。昭和４６年度創設。任期２年で定数３８名。

3年度実績　〇会議数：３回　　〇施設見学：3回

ウ　高校生モニター

若い世代の区政に対する意見・要望・提案を聴き、区政運営の参考とするため、参加協力が得られた高校から生徒を派遣してもらい、会議を実施し、意見等を聴いている。平成

１０年度創設。平成１４年度から隔年実施。
3年度は実施なし

エ　中学生モニター

高校生モニター同様、若い世代の区政に対する意見・要望・提案を聴き、区政運営の参考とするため、参加協力が得られた中学校から生徒を派遣してもらい、会議・アンケート・施設見学等を実施し、意見等を聴いている。平成１３年度創設。任期１年。

3年度実績　○委嘱式：1回　○会議数：1回　○施設見学：0回　○参加者数：１3名

オ　区政レポーター

区政に対する区民の意見・要望・提案を把握するため、自宅にいながら活動することができる区政レポーターを委嘱し、電子メール・郵便・ＦＡＸで意見・要望・提案を寄せてもらい、意見等を聴いている。平成１２年度創設。任期１年。

3年度実績　○委嘱者数：16名　　○実施数：３回

カ　小学生との区政を話し合う会

小学生の区政に対する意見・要望・提案を聴き、区政運営の参考とするため、小学生との意見交換会を実施し、意見等を聴いている。平成１３年度創設。平成２６年度まで隔年実施。平成２８年度から毎年実施。

3年度実績　○会議：１回　　○参加者数：36名

キ　区長へのはがき

「区長へのはがき」を区の各機関の窓口に常備し、区民から、区政に対する意見・要望・提案・苦情等を受け付けている。平成２８年１０月から、はがき様式の「区長のはがき」とともに、封書様式の「区長へのはがき」も配布している。

3年度実績　○受付件数：216件

ク　ご意見メール（「北区ホームページ」の「区政へのご意見・ご要望」に寄せられた意見・要望等）

「北区ホームページ」内に「区政へのご意見・ご要望」を設け、区政に関する意見・要望等を、電子メールで受け付けている。

3年度実績　○受付件数：3,953件

ケ　施設見学

区民に区政への理解を深めてもらうことを目的に、公募により区所有のマイクロバスで、区内施設を案内している。

3年度実績　○実施数：0回

（2）区民相談運営事業　（9，４０３千円）

ア　区政相談

区政に関する相談に対し、区職員が相談に応じている。

3年度実績　　別表２参照

イ　特別相談

法律、交通、外国人、人権、行政、税金、不動産取引、建築、登記等、表示登記（調査・測量）、年金労働雇用に関する相談に対し、相談日を定めて、各分野の専門相談員が相談に応じている。なお、令和3年11月より「法律相談」で電話相談とオンライン（Zoom）

相談を実施している。

３年度の実績及び相談実施日　　別表２参照

（別表１）　令和４年度　北区ニュース等発行予定

| 事業名 | 北区ニュース | 北区ニュース<br>点字版 | 声の広報 |
|---|---|---|---|
| 規格 | タブロイド判 | Ｂ５判 | テープ・デイジー |
| 頁数 | １日号　４頁(２回)<br>８頁(９回)<br>10日号　４頁(11回)<br>20日号　８頁(6回)<br>１２頁(6回)<br>新年号　８頁(１回) | 各号<br>３０～８０頁 | １日号　4頁 60分<br>8頁 90分<br>10日号 ４頁 60分<br>20日号 8頁 90分<br>12頁150分<br>デイジーは各１枚 |
| 行回数 | 年３５回 | 年35回 | 年35回 |
| 配布対象 | 全世帯、駅広報スタンド、王子・赤羽郵便局、区内ファミリーマート、区公共施設ほか | 視覚障害者<br>(点字解読者) | 視覚障害者 |
| 発行部数 | 約195,600部 | 30部 | 15本・31枚 |
| 配布方法 | 町会・自治会委託。<br>１月１日号(１月10日号と合併)と毎月20日号はポスティング | 製作委託先の東京へレンケラー協会から郵送 | 製作委託先の日本視覚障害者団体連合から郵送 |
| 備考 | 毎月１日･10日･20日発行 | | |

（別表2）　　区民相談取扱状況（令和３年度）

1．　区政相談（区職員）

| 所管部 | | 件数 | 問い合わせ | 相談 | 苦情 |
|---|---|---|---|---|---|
| 政策経営部 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総務部 | | 4 | 3 | 1 | 0 |
| 危機管理室 | | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 地域振興部 | | 5 | 5 | 0 | 0 |
| 区民部 | | 19 | 19 | 0 | 0 |
| 生活環境部 | | 7 | 6 | 0 | 1 |
| 健康福祉部 | | 27 | 24 | 3 | 0 |
| 北区保健所 | | 4 | 4 | 0 | 0 |
| まちづくり部 | | 7 | 6 | 0 | 1 |
| 土木部 | | 5 | 5 | 0 | 0 |
| 会計管理室 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 教育振興部 | | 3 | 3 | 0 | 0 |
| 子ども未来部 | | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 監査事務局 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 選管事務局 | | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 区議会 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国関係 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 都関係 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | | 24 | 24 | 0 | 0 |
| 合計 ① | | 111 | 103 | 5 | 3 |
| 上記以外の一般相談 | 土地・建物関係 | 287 | 287 | 0 | 0 |
| | 遺産相続 | 220 | 220 | 0 | 0 |
| | 債権・債務 | 37 | 37 | 0 | 0 |
| | 離婚・婚約不履行 | 35 | 35 | 0 | 0 |
| | 相隣 | 76 | 76 | 0 | 0 |
| | 損害賠償 | 32 | 32 | 0 | 0 |
| | 家庭内紛争 | 13 | 13 | 0 | 0 |
| | 交通事故 | 82 | 82 | 0 | 0 |
| | 一般生活・青少年 | 39 | 38 | 1 | 0 |
| | 登記等 | 133 | 133 | 0 | 0 |
| | 外国人 | 10 | 10 | 0 | 0 |
| | 税金 | 371 | 371 | 0 | 0 |
| | 法律相談問合せ | 970 | 963 | 7 | 0 |
| | その他 | 415 | 410 | 5 | 0 |
| | 合計 ② | 2,720 | 2,707 | 13 | 0 |
| 総計 ①+② | | 2,831 | 2,810 | 18 | 3 |

## 2．特別相談

（1）法律相談（弁護士）

| 相談内容 | | 件数 |
|---|---|---|
| 土地・建物 | 貸借 | 197 |
| | 売買 | 69 |
| 遺産相続・財産分与 | | 426 |
| 債権・債務 | | 72 |
| 離婚・婚約不履行 | | 81 |
| 相隣関係 | | 76 |
| 損害賠償 | | 69 |
| その他 | | 420 |
| 合計 | | 1,410 |

（2）その他の相談（各種相談員）

| 名称 | 件数 |
|---|---|
| 交通相談 | 40 |
| 外国人相談 | 7 |
| 人権相談 | 5 |
| 行政相談 | 7 |
| 税金相談 | 114 |
| 不動産取引相談 | 82 |
| 建築相談 | 20 |
| 登記等相談 | 55 |
| 表示登記相談 | 25 |
| 年金労働雇用相談 | 27 |
| 行政書士相談 | 35 |
| 合計 | 417 |

各種相談平均利用（1日あたり）件数

| 名称 | 件数 |
|---|---|
| 区政相談 | 11.8 |
| 法律相談 | 9.8 |
| 交通相談 | 0.8 |
| 外国人相談 | 0.3 |
| 人権相談 | 0.5 |
| 行政相談 | 0.6 |
| 税金相談 | 4.8 |
| 不動産取引相談 | 3.4 |
| 建築相談 | 1.0 |
| 登記等相談 | 4.6 |
| 表示登記相談 | 2.1 |
| 年金労働雇用相談 | 2.7 |
| 行政書士相談 | 2.9 |

区民相談実施日（3年度）

| 名称 | 実施日 | 時間 |
|---|---|---|
| 区政相談 | 月～金曜 | 開庁時間 |
| 特別相談 | | |
| 法律相談 | 月･水･金曜 | 午後1～3時30分 |
| 電話・ｵﾝﾗｲﾝ相談 | 月･水曜 | 午後1～3時30分 |
| 交通相談 | 金曜 | 午後１～４時 |
| 外国人相談 | 第２･4火曜 | 午後１～４時 |
| 人権相談 | 第４火曜 | 午後１～４時 |
| 行政相談 | 第２木曜 | 午後１～４時 |
| 税金相談 | 第２･３木曜 | 午後１～４時 |
| 不動産取引相談 | 第１･３木曜 | 午後１～４時 |
| 建築相談 | 第１･３火曜 | 午後１～４時 |
| 登記等相談 | 第２木曜 | 午後１～４時 |
| 表示登記相談 | 第１木曜 | 午後１～４時 |
| 年金労働雇用相談 | 第４木曜 | 午後１～４時 |
| 行政書士相談 | 第２火曜 | 午後１～４時 |

## シティプロモーション推進担当課長

１．イメージ戦略事業　（１１，００５千円）

（１）事業概要

都市間競争と都市経営の視点から、首都圏のファミリー層・若年層を対象に、北区の知名度とイメージの更なる向上を目指して、「北区イメージ戦略ビジョン＝ＫＩＳＳ（Kita-ku Image Strategy & Scheme）」（平成８年３月策定）に基づき、イメージ戦略を推進してきた。

平成２４年７月には、「ＫＩＳＳ」を継承し、その目的を達成するための新たな行動指針として、引き続き１０年先を見据えた「北区イメージ戦略ビジョン（KISS）第２次行動計画」を策定し、今後の展開の方向性とその体系を示すとともに、新たな取組みを推進している。

（２）北区アンバサダー（大使）制度

北区にゆかりのある著名人・文化人に「北区アンバサダー」を委嘱し、それぞれの活動の中で北区の魅力をＰＲしていただいている。

倍賞千恵子氏（女優・歌手）、弦哲也氏（作曲家）、水森かおり氏（歌手）の３名。

（３）アンバサダー関連事業

ア　倍賞千恵子氏

飛鳥山公園パークレール（アスカルゴ）の車内にて、倍賞千恵子氏が四季折々（桜・春・夏・秋・冬）の飛鳥山の魅力を紹介する音声を放送している。令和３年度は、渋沢栄一翁バージョン及び大河ドラマ館バージョンを新たに披露した。

イ　弦哲也氏

弦哲也氏が会長を務める（公社）日本作曲家協会主催の「日本作曲家協会音楽祭」を共催事業として実施している。北区は、会場の提供等を行っている（令和３年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、無観客公演となった。）。

令和３年度実績

○開催日：令和３年１０月６日（水）
○会　場：北とぴあ　さくらホール
○内　容：ゲ ス ト　小林幸子、堀内孝雄ほか

ウ　水森かおり氏

令和３年８月１１日、「渋沢×北区 青天を衝け 大河ドラマ館」の一日館長に就任した。これに合わせて、アスカルゴの限定アナウンスも放送した。

（４）北区イメージ戦略推進員制度（O-KISS）・北区イメージ戦略大学生協力員制度（U-KISS）

北区の若手職員が組織を超えてチームを組む北区イメージ戦略推進員（O-KISS）は、平成８年度から北区の魅力を発掘・演出し、ＰＲしていく活動に取り組んでいる。

平成２３年度から、新たな担い手として、北区とゆかりのある大学の学生に北区イメージ戦略大学生協力員（U-KISS）を委嘱し、O-KISSと協働して北区の魅力発信・知名度向上に取り組んでいる。U-KISSは、平成２３年３月３１日に北区と東京家政大学の包括協定締結を契機として、同大学の学生に委嘱している。なお、令和３年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、事業を中止した。

（５）北区内田康夫ミステリー文学賞

平成１４年度から、内田康夫氏の協力を得て「北区内田康夫ミステリー文学賞」を創設し、ミ

ステリー小説を全国から募集し、優秀な作品を顕彰するとともに、記念イベントを実施している。

令和３年度実績

〇作品募集期間：令和３年４月１日～９月３０日

〇作品応募数：２３５編

〇授賞式と記念イベント

開催日：令和４年３月２６日

会　場：北とぴあ　さくらホール

内　容：第２０回「北区内田康夫ミステリー文学賞」授賞式、講評

記念イベント：第１９回大賞受賞作品「西ケ原」（原作：清水サトル）を朗読劇化

〇選考結果

| 賞 | 作品名 | 作者名 |
|---|---|---|
| 大　　賞<br>賞金 100 万円 | 二つの依頼 | 安芸　那須　氏 |
| 区　長　賞<br>賞金 10 万円 | お出かけゲーム | 西村　美佳孝　氏 |
| 審査員特別賞<br>賞金 10 万円 | 死者の花束 | 諸星　額　氏 |

（６）ロケーション支援事業

区立公園、区役所庁舎、図書館等の区有施設をドラマや映画のロケ地として活用してもらい、北区の多様な風景を多くの人々の目に触れるようにすることを目的として、ロケーション支援事業をKISS第２次行動計画における「重点作戦」に位置付け、区公式ホームページにてロケ地の紹介等を行っている。

令和３年度実績

〇支援実績：１２５件

〇ロケ地：北とぴあ、飛鳥山公園、田端文士村記念館、防災センターほか

２．北区広報番組　（６，０５０千円）

北区広報番組「住めば、北区東京。」として区や区の施策、施設の紹介、歴史・人物・観光・地域情報等をテーマにした番組を制作し、J:COM東京で放送している。また、制作した番組は、北区内外へ向けて情報発信するため、一部の番組については、TOKYO ＭＸの番組配信サービス「エムキャス」で提供しているほか、YouTube北区公式チャンネルへのアップや広報ＤＶＤとして貸し出しもしている。

令和３年度実績

〇広報番組制作本数：４本

〇広報ビデオ貸出件数：２４件

３．シティプロモーションの推進事業　（９，１００千円）

（１）事業の概要

北区の個性と魅力を北区内外へ戦略的・効果的に情報発信し、区民が地域に対する魅力を認識し、地域への誇り・愛着を持つこと、区内外の子育てファミリー層や若年層の定住化を目指すため、シティプロモーションの取組みを推進する。

（２）令和３年度の取組み

ア　東京北区渋沢栄一プロジェクトの推進

東京北区渋沢栄一プロジェクトは、平成31年4月に、北区ゆかりの渋沢栄一翁が新一万円札の顔となることが決まったことを受け、渋沢翁の功績や渋沢翁を核とした北区の魅力を広く発信することにより、北区の知名度向上とイメージアップへとつなげることを目的とする公民連携のプロジェクトである。渋沢翁の顕彰のほか、観光の振興、地域のきずなづくり、学校教育・生涯学習の充実、渋沢翁ゆかりの自治体や団体との連携・交流を進めた。併せて、多くの来訪者が見込まれる飛鳥山公園及びその周辺の環境整備も実施した。

令和３年度実績（主なもの）

〇「渋沢×北区　青天を衝け　大河ドラマ館」事業の実施

〇東京北区渋沢栄一プロジェクト広報キャラクター「しぶさわくん」を活用したオリジナルポロシャツの制作

〇東京北区渋沢栄一プロジェクト推進助成（渋沢翁顕彰助成）の実施

〇滝野川第三小学校藍の栽培プロジェクトの実施

〇渋沢×北区×SDGs事業（第一庁舎１階正面玄関の装飾）の実施

イ　デザインマンホール事業

令和元年度に設置した区内2か所（赤羽地区：清野とおる、滝野川地区：のらくろ）のデザインマンホール蓋のうち、のらくろデザインのマンホール蓋について、令和３年１０月２日より、マンホールカードの配布を田端文士村記念館にて開始した。

（白紙）

# 総　　務　　部

# 総　務　部　組　織　図

令和４年４月１日現在

- 総務部（中澤　嘉明）
  - 総務課（内山　義明）
    - 総務係
    - 文書係
    - 庁舎・車両管理係
    - 課務担当主査（５）
    - 技能長（２）
  - 副参事（新庁舎担当）（越部　伸一）
  - 職員課（参事　加藤　富男　事務取扱）
    - 人事係
    - 給与福利係
    - 課務担当主査（４）
  - 契約管財課（千田　琢己）
    - 管財係
    - 契約係
    - 課務担当主査（１）
  - 営繕課（西山　仁）
    - 工務係
    - 課務担当主査（７）
  - 副参事（設備・保全担当）（保坂　教康）
  - 多様性社会推進課（菅原　満理子）
    - 課務担当主査（１）
    - スペースゆう
- 参事（加藤　富男）
- 参事（健康部長 前田　秀雄 兼務）
- 副参事（保健予防課長 稲垣　智一 兼務）

# 総務部職員配置状況

令和４年４月１日現在

| | | 合計 | 部長 | 課長 | 係長/主査 | 係員 | 再任用 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総務部 | | 139 | 2 | 6 | 37 | 90 | 4 | |
| 総務課 | | 37 | 1 | 1 | 10 | 22 | 3 | 会計年度任用職員９名 |
| | 総務係 | 14 | 1 | 1 | 4 | 8 | | |
| | 文書係 | 8 | | | 1 | 6 | 1 | |
| | 庁舎管理係 | 15 | | | 5 | 8 | 2 | |
| 副参事（新庁舎担当） | | 1 | | 1 | | | | |
| 職員課 | | 34 | 1 (※1) | | 8 | 25 | | (※1) 参事（職員課長事務取扱）<br>(※2) 人事係付として派遣研修（東京都、板橋区、独立行政法人都市再生機構）<br>(※3) 人事係付として派遣研修（東京都、さいたま市、中野区、荒川区、板橋区）<br>(※4) 兼務参事（健康部長）<br>(※5) 兼務副参事（保健予防課長）<br>会計年度任用職員１１名 |
| | 人事係 | 19 | 1 | | 5 (※2) (4) | 13 (※3) (17) | | |
| | 給与福利係 | 15 | (※4) (1) | (※5) (1) | 3 | 12 | | |
| 契約管財課 | | 17 | | 1 | 6 | 10 | | |
| | 管財係 | 7 | | 1 | 1 | 5 | | |
| | 契約係 | 7 | | | 3 | 4 | | |
| | 契約管財主査（検査） | 3 | | | 2 | 1 | | |
| 営繕課 | | 44 | | 1 | 11 | 31 | 1 | |
| | 工務係 | 5 | | 1 | 1 | 3 | | |
| | 営繕主査（技術管理・保全推進担当） | 6 | | | 2 | 3 | 1 | |
| | 営繕主査（区民・福祉施設担当） | 8 | | | 1 | 7 | | |
| | 営繕主査（教育施設担当） | 7 | | | 2 | 5 | | |
| | 営繕主査（電気設備担当） | 9 | | | 2 | 7 | | |
| | 営繕主査（機械設備担当） | 9 | | | 3 | 6 | | |
| 副参事（設備・保全担当） | | 1 | | 1 | | | | |
| 多様性社会推進課 | | 5 | | 1 | 2 | 2 | | (※1) スペースゆう所長（多様性社会推進課長事務取扱）<br>会計年度任用職員５名 |
| | 多様性社会推進主査 | 5 | | 1 | 2 | 2 | | |
| | スペースゆう | | | | (※1) (1) | | | |

※上表の他に、自治法派遣等として
特別区人事・厚生事務組合派遣（係長１、係員７）
東京二十三区清掃一部事務組合派遣（主査１、係員１）
東京都後期高齢者医療広域連合派遣（係員１）

# 分　掌　事　務

## 総　務　部

### 総　務　課

#### 総　務　係

１．区議会に関すること。
２．褒賞及び表彰に関すること。
３．私立専修学校及び私立各種学校に関すること。
４．平和に関すること。
５．内部統制に関すること。
６．部の歳入・歳出予算及び決算の資料に関すること。
７．他の部、室、課、係に属しないこと。

#### 文　書　係

１．公印に関すること。
２．文書の審査、受領、配付及び保存に関すること。
３．法規及び庁規に関すること。
４．訴訟、和解（訴訟上の和解に限る。）及び不服申立て（再調査の請求を除く。）に関すること（他に規定するものを除く。）。
５．官報及び公報に関すること。
６．公告式に関すること。
７．ファイリング・システムに関すること。
８．情報公開及び個人情報保護に関すること。
９．他の部、室、課、係に属しない証明に関すること。

#### 庁舎・車両管理係

１．庁舎及び庁内施設の維持管理に関すること。
２．庁中取締に関すること。
３．宿日直に関すること。
４．庁有車の安全運転管理及び集中管理に関すること。

#### 課 務 担 当 主 査

１．秘書事務に関すること。

#### 課 務 担 当 主 査

１．国際交流及び多文化共生に関すること。

## 副　　参　　事（新庁舎担当）

1．新庁舎に関すること。

## 職　　員　　課

### 人　事　係

1．職員の分限及び懲戒に関すること。
2．職員の勤怠、服務その他の人事に関すること。
3．職員の任用及び退職に関すること。
4．職員の定数に関すること。
5．職員の研修に関すること。
6．課内他の係に属しないこと。

### 給 与 福 利 係

1．職員の給与及び旅費に関すること。
2．職員共済組合及び職員互助組合に関すること。
3．職員の退職手当に関すること。
4．職員の公務災害補償に関すること。
5．職員の被服貸与に関すること。
6．その他職員の福利厚生に関すること。

### 課 務 担 当 主 査

1．職員団体に関すること。
2．職員の人材育成に関すること。
3．職員の健康管理に関すること。
4．職員の安全衛生及び職員互助会に関すること。

## 契 約 管 財 課

### 管　財　係

1．公有財産の取得、管理及び処分に関すること。
2．公有財産事務の総括に関すること。
3．土地開発公社に関すること。
4．財産価格審議会に関すること。
5．課内他の係に属しないこと。

契　約　係

１．物品及び材料の購買契約に関すること。
２．工事及び修繕等の請負契約に関すること。
３．労力その他の供給契約に関すること。

課 務 担 当 主 査

１．物品及び材料の検査に関すること。
２．工事等の検査に関すること。

## 営　繕　課

工　務　係

１．営繕工事の総括に関すること。
２．営繕工事の進行管理に関すること。
３．課内他の係に属しないこと。

課 務 担 当 主 査

１．営繕工事の技術管理に関すること。
２．営繕工事に係る資料収集及び整備に関すること。
３．区有施設の建築工事の設計及び監督に関すること。
４．区有施設の設備工事の設計及び監督に関すること。
５．区有施設の修繕に係る連絡調整に関すること。

## 副　参　事（設備・保全担当）

１．区有施設の設備・保全に関すること。

## 多 様 性 社 会 推 進 課

１．人権に関すること。
２．多様性を認め合う社会の推進に関すること。
３．男女共同参画に関する調査、計画及び調整に関すること。
４．男女共同参画に係る団体活動の促進及び支援に関すること。
５．配偶者からの暴力の防止に関すること（他に規定するものを除く。）。
６．男女共同参画に係る啓発に関すること。
７．スペースゆうに関すること。

# 総　　務　　部

## 総　　務　　課

### 総　務　事　務

１．行政執行のため交際上必要な経費を「区長交際費の取扱い基準」に基づき支出・管理する事務を行っている。（１，９４４千円）

件名、相手方の氏名、金額をホームページで公開している。

| | | |
|---|---|---|
| 令和３年度支出額 | １１件 | ９０，０００円 |
| 内　訳　　弔慰 | １１件 | ９０，０００円 |

２．区議会提出案件の総合調整及び送付に関する事務を行っている。

令和３年１月から令和３年１２月までの区議会提出案件数　　１１６件

（条例４５件、予算１９件、契約１４件、その他３８件）

３．叙位、叙勲、褒章、条例等に基づく該当者の推薦、東京都表彰規則に基づく表彰該当者の推薦、北区区政功労者表彰規則等に基づく表彰に関する事務を行っている。（３，４４８千円）

| | | |
|---|---|---|
| ◇令和３年１０月　１日 | 東京都功労者表彰 | ４名 |
| ◇令和３年１２月１３日 | 北区区民文化顕彰 | ５名 |
| ◇令和４年　３月１５日 | 北区区政功労者表彰 | ２２８名 |
| | 特別区政功労者 | １９名 |
| | 区政功労者 | １８８名 |
| | 徳行者 | ２１名 |
| ◇令和４年　３月１５日 | 北区区民文化顕彰 | １名 |

４．特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、私立専修学校及び私立各種学校の設置、廃止及び設置者変更の認可、並びに閉鎖命令、設置認可申請の勧告及び教育の停止命令等に関する事務を行っている。

私立専修学校　　６校　私立各種学校　　３校

５．特別区人事・厚生事務組合等分担金の支出、特別職報酬等審議会、公益通報者保護制度等の事務を行っている。

６．北区内部統制基本方針に基づく内部統制の推進に関する事務を行っている。令和４年度においては、各部課において作成したリスク対応計画のＰＤＣＡを継続して実施するとともに、令和３年度の取組に対する評価結果等について「内部統制評価報告書」を作成し、監査委員の審査を経たのち、議会提出及び一般公表を行う。

７．北区平和都市宣言に基づき、平和の尊さを区民に周知・啓発するための事業を行っている。（５，３２２千円）

平和祈念週間事業の実施　　期間　令和４年８月２日～８月６日（５日間）

＜令和３年度実施事業＞

（１）　平和祈念週間事業の実施

期間　　令和３年８月３日～８月７日（５日間）

会場　　北とぴあ（展示ホール）ほか

主な事業　平和展、平和祈念モニュメント、平和図書コーナーほか

（２）「平和バスツアー」の実施

８．国際化推進事業（１９，０４４千円）

「北区国際化推進ビジョン」（平成１６年６月策定）及び「北区多文化共生指針」（平成３０年７月策定）に基づき、区民、ボランティア・区民活動団体などと連携・協働して、「地球市民を育む意識づくり」「国際交流・国際協力の推進」「外国人が暮らしやすい環境づくり」に取り組んでいる。

なお、令和４年度は、新型コロナウイルスの影響により、引き続き対面での交流は難しいが、国外友好都市とのオンライン交流会を開催するなど、交流を深めていくほか、改定した多文化共生行動計画を推進し、多文化共生社会の実現に取り組む。

＜令和３年度実施事業＞

（１）短期国際交流員事業

東洋大学及びＪＥＴ日本語学校の留学生等を短期国際交流員として受入れ、保育園・児童館等に派遣している。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止

（２）異文化交流事業

日本の伝統文化体験イベントや区民まつり王子会場内に国際ふれあい広場（各国民族料理や民芸品の出店等）を設置し交流を図っている。

伝統文化体験イベントは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国際ふれあい広場は、区民まつり中止に伴い、中止

（３）国外友好都市との交流

①北京市西城区との交流

北京市西城区と華道を題材としてオンライン交流会を開催した。

参加者　４名

②ウォルナットクリーク市との交流

北区・ウォルナットクリーク市オンライン交流会

参加者　３名

（４）外国人のための防災講座

区在住外国人を募り、防災センターにて防災体験・講義を実施している。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止

（５）外国人向け国際交流紙「Ｇｌｏｂａｌ　Ｔｈｉｎｋｉｎｇ」の発行

年４回（６月、９月、１２月、３月）、各回３，０００部発行。

やさしい日本語、英語、中国語、ハングル、ベトナム語、フランス語の６ヶ国語併記。

（６）外国語の通訳と翻訳（国際交流協力ボランティア（K-VOICE））

K-VOICE の協力を得て、外国人来庁者や区立小中学校等において、外国人児童、生徒、保護者に対する通訳及び区民向けＰＲ紙等の翻訳を行った。

令和３年度　３０７件

（7）日本文化体験イベント

在住外国人向けに、日本の伝統文化（生け花・箏曲・折り紙・茶道）に触れてもらうためイベントを開催している。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止

（8）多文化共生キーパーソンの育成と継続可能な仕組みづくり（北区政策提案協働事業）

地域における日本人区民と外国人区民の、言葉や文化の違いから生じる多くの課題の解決を図る。地域振興課の政策提案協働事業「多文化共生キーパーソンの育成と継続可能な仕組みづくり」として、特定非営利活動法人彩結びと、令和元年度を初年度として３か年にわたり事業を実施する。

①多文化共生キーパーソンの育成・研修

日本人区民と外国人区民双方の相談にのることのできる人材の育成をするため、研修を実施する。

令和３年度　参加者９名

②多文化共生キーパーソンの派遣事業

育成したキーパーソンを町会自治会単位で派遣し、町会長や在住外国人双方にヒアリングを実施し、課題解決策の提案等を実施する。

令和３年度協力町会・自治会数　４団体

③外国人区民への支援を行う区民・団体等の交流会

育成したキーパーソンや派遣先の町会自治会を参加者とし、交流会を開催し、連携の強化、情報交換の活性化を促した。

令和４年２月２６日　参加者４４名

（9）やさしい日本語研修の実施

職員向け　４回　参加者延べ１７０名

（10）北区日本語教室

日本語を学習する機会に恵まれない外国人区民に日本語学習の機会を提供した。

参加者　３７名

## 文　書　事　務

法令等の規定により作成義務のある文書、区又は区の機関の発意により作成する文書、住民からの申請その他に基づいて作成する文書等、年々事務事業の増大によって、取り扱う文書（区政情報）の量が増大し、内容も多様化してきている。

文書（区政情報）の真正保持、適切な管理について次のような事務を分掌している。

### １．文書関係事務（３７，１２５千円）

（1）文書（区政情報）の審査、受発等

各主管課が起案する文書で、区長又は副区長の決裁等を要するもの又は閲覧に供するもの（別に指定する文書を除く。）の審査を行っている。

また、東京都北区区政情報管理規程に基づいて、到達文書等の受領及び配付並びに区政情報の保存及び廃棄に関する事務を行っている。

（2）官報及び東京都公報の保管の事務を行っている。

（３）告示

東京都北区公告式条例に基づく条例及び規則の公布に関する事務並びに東京都北区告示式に基づき告示に関する事務を行っている。

なお、公布及び告示は北区役所の掲示場に掲示して行う。

告　示　件　数　　８１４件（令和３年１月～令和３年１２月）

（４）行政証明

他の部、室、課、係に属しない行政証明（学則証明、登録免許税法に基づく証明等）事務を行っている。

証　明　件　数　　２８件（令和３年４月～令和４年３月）

２．法規・訴訟事務（２５，１３４千円）

（１）公印

公印は文書の真正を認証する機能を有するもので、庁印（区印等）と職印（区長印等）とがあり東京都北区公印規則に基づいて保管、新調、改刻し、各公印管守者によって管理される。

公　印　の　数　　１，２４７個（令和４年４月１日現在）

（２）法規、庁規

法令の解釈及び条例、規則、訓令等の立案の事務を行っている。

条例等の制定及び改廃件数（令和３年１月～令和３年１２月）

| 条例等区分 | 条　　例 | 規　　則 | 訓　　令 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 制　　定 | １ | １２ | １ | １４ |
| 改　　正 | ４５ | １６４ | １８ | ２２７ |
| 廃　　止 | １ | ４ | １ | ６ |
| 計 | ４７ | １８０ | ２０ | ２４７ |

（３）訴訟及び不服申立て

北区又は北区長が当事者となる訴訟、和解（訴訟上の和解に限る。）及び不服申立て（再調査の請求を除く。）に関する事務（他に規定するものを除く。）を行っている。

（４）顧問弁護士

法律的に瑕疵のない行政運営を行うため、法律事務所と法律顧問委託契約を締結し、法律的な問題に関し、指導及び助言を受けている。

相　談　件　数　　６件（令和３年４月～令和４年３月）

３．情報公開・個人情報保護事務（３，５３６千円）

情報公開制度に基づく情報の公開と提供に関する事務及び北区が保有する個人情報を総合的体系的に保護し、管理の適正を期するとともに、区民からの自己の個人情報の開示等の請求に関する事務を行っている。

請求件数（令和３年４月～令和４年３月）

情報公開　３６０件

自己情報　１５３件

庁舎・車両管理事務

１．建物、設備の維持管理（９１８，８６７千円）

第一、第二、第三、第四、第五庁舎、別館及び滝野川分庁舎、並びに構内立体駐車場の維持管理と、庁舎内の受変電・照明等電気関係設備、冷暖房設備、換気装置、上下水道、ガス、構内電話設備及びエレベーターの維持管理等の業務を行っている。また、庁舎内のねずみ等の駆除、受排水槽の保守管理など建築物における衛生環境の確保に関する法律に基づく衛生管理業務、庁舎清掃業務、廃棄物処理業務、庁舎案内受付業務、電話交換業務及び立体駐車場運営業務を委託して行っている。

また、庁舎管理規則に基づく庁舎並びにその敷地の取り締り及び夜間、休日の庁舎管理業務と受付、並びに会議室使用、ポスター掲示等の許可事務、供用備品の管理及び貸出、拾得物対応、公衆電話の管理を行っている。

なお、新庁舎建設スケジュールの変更に伴い、現庁舎の長寿命化を図るため、３ヵ年の計画で実施する第一、第二、第三庁舎の劣化改修工事のうち、２年目となる今年度は、第一庁舎の庁舎改修、電気設備、機械設備改修の１期工事と第二庁舎の東側トイレ及び第三庁舎の１、２階トイレ等の工事を実施する。

あわせて、庁舎の狭あいが大きな課題となっていることから、新庁舎開設までの間、スペースの改善を図るため、民間オフィス（ＴＩＣ王子ビル）を賃借している。

| | 庁　舎　規　模 | 延べ面積(㎡) | 大規模改修・竣工 |
|---|---|---|---|
| 第一庁舎 | 旧庁舎４階、<br>新庁舎７階建(地下１階) | １２,１２１.３３ | 平成２年４月３０日 |
| 第二庁舎 | ４階建（地下１階） | ４,５３８.９２ | 昭和６１年１０月１日 |
| 第三庁舎 | ３階建（地下１階） | １,９２０.６４ | 昭和５９年７月１６日※ |
| 第四庁舎 | ３階建（地下１階） | １,６５０.４５ | 平成４年３月３１日 |
| 第五庁舎 | ３階建 | ４７７.３９ | 平成１３年３月２６日※ |
| 別　館 | ２階建 | ８２３.９８ | 平成２９年１２月１５日※ |
| 滝野川分庁舎 | ４階建 | ４,７９６.０１ | 平成２６年９月１０日 |
| 立体駐車場 | 普通車７２台、ワゴン車２８台 | １,６４１.７１ | 平成４年７月３１日※ |

※は竣工日

２．車両の管理（３８，４４１千円）

庁有車（１９台）の維持、運行管理及び安全運転指導と運転手の雇い上げ事務を行っている。

３．新庁舎関連事務（３４，４５０千円）

北区では、新庁舎建設に向けて平成２４年３月に「東京都北区新庁舎建設基本構想」を策定した。平成２９年６月には、国立印刷局王子工場用地の一部を新庁舎建設予定地として選定し、平成３０年度から「東京都北区新庁舎建設基本計画」の策定に着手している。

令和３年度は、一定程度の考えがまとまったことから、区民等の意見を取り入れながら内容を深めていくため、「東京都北区新庁舎建設基本計画中間のまとめ」として、現時点における検討内容を周知した。

令和４年度については、設計や工事の進め方、事業全体のスケジュールやコスト、開庁に向けた取り組み等について検討し、計画に追加する。その後、改めて計画全体についてパブリックコメントを実施し、年度末に策定する。また、コンストラクション・マネジメント事業者の支援を受けつつ、設計者をはじめとした各事業者の選定に向けて準備を進める。

## 職　　員　　課

### 人　事　事　務

地方公務員法に基づく一般職に属する職員の任用、勤務条件、分限、懲戒その他人事全般にわたる事務を行っている。また、同法に基づき職員の能力開発、自己啓発及び職場の活性化などに資するため、研修事業を実施している。

なお、会計年度任用職員については各部において任用及び勤務条件等に関する要領を定め、任用にかかる事務を行っている。

１．条例定数　　２，７４３人（令和４年４月施行）
　　配分定数　　２，３３３人（令和４年度）

２．職員数の現況（令和４年４月１日現在）
　　特別職（区長・副区長・教育長）　　４人
　　一般職員（常勤）　　２，７８８人
　　内訳　事務系　１，３５８人、福祉系　９０７人、一般技術系　２２２人、
　　医療技術系　１０５人、技能業務系　１６９人<清掃職員を含む>、
　　幼稚園教諭　２３人、指導主事　４人

３．職員の採用、退職の状況（令和３年４月２日～令和４年４月１日）
　　採用職員　　１７９人
　　（内訳　新規採用１２２人、再任用フル採用５２人、交流・転入５人）
　　退職職員　　１８４人
　　（内訳　退職１１９人、再任用フル満了６０人、交流・転出５人）

４．職員定数の適正化

北区では、「北区役所活性化計画（平成７年度～９年度）」に掲げた「計画的な定員管理」を行うため、「職員定数管理計画」を策定し、職員定数の適正化に取り組んでいる。

令和元年度には、「北区基本計画２０２０」及び「北区経営改革プラン２０２０」の策定に伴い、計画を着実に推進していくための人員体制を整えるべく、令和２年度から令和６年度までの５か年を計画期間として新たに「職員定数管理計画２０２０」を策定した。

本計画は「北区基本計画２０２０」を着実に推進するため、必要な人材を確保する一方で、次世代につなぐ健全で安定的な行財政運営を確保するため「北区経営改革プラン２０２０」に基づく事務事業の見直し、官民の役割分担の見直しや内部努力の徹底などを進め、総人件費の抑制と職員定数の適正化を図っていくものである。

令和２年度から令和３年度は学童クラブや学校用務の業務委託等により、定数削減に努めたが、「職員定数管理計画２０２０」を着実に推進していくための人員体制の整備や新型コロナウイルス感染症対応等のため職員定数は大幅な増員となった。

令和４年度は組織の廃止・新設のほか、保育園の指定管理者制度導入や学童クラブ・育成室の業務委託等、事務事業の見直しを行い、職員定数は２８名の減員とした。

職員定数増減員数の推移

| 年度 | 平成７～１１ | １２～１６ | １７～２１ | ２２～２６ | ２７～令和元年度 | 令和２～４ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | △３０１ | △２２６（△４３１） | △４２３ | △９４ | ８９ | ３３ |
| 増 | 2,３６６ | 3,３４２（2,８８５） | ６２９ | ５２６ | 1,５３７ | ８８１ |
| 減 | △2,６６７ | △3,５６８（△3,３１６） | △1,０５２ | △６２０ | △1,４４８ | △８４８ |

※　（　）は清掃事務所職員定数を除いた数。平成１７年度より清掃業務に従事する都派遣職員（平成１８年度から区職員に身分切替）を含めた定数管理を行っている。

※　職員定数の増減については、組織改正も含まれる。

５．職員研修（３９，２０４千円）

北区では、北区人材育成基本方針で示された北区が目指す職員像の実現に向け、北区研修基本計画を策定し、豊かな人間性の育成、仕事をすすめる力、政策をつくる力などの能力開発を図っている。今年度の研修体系は、以下のとおりである。

（１）集合研修

研修の効率性、専門性及び経済性などの観点から、北区、第２ブロック、特別区職員研修所の３者が連携し、次の研修を実施している。

| 研　修　機　関 | 研修分野 | 研　　修　　項　　目　（主なもの） |
|---|---|---|
| 北　　区 | 職 層 研 修 | 新任研修、現任研修、主任研修、係長研修、管理職研修等 |
| | 特 別 研 修 | 接遇研修、メンタルヘルス研修、公務サポート研修等 |
| 第２ブロック合同（文京、台東、荒川、北） | 職 層 研 修 | 保育士研修、課長補佐研修 |
| | 特 別 研 修 | 職員教養講座、シティセミナー、ＰＲ紙作成研修、試行研修 |
| 特別区職員研修所 | 自治体経営研修 | 経営管理能力、政策形成能力 |
| | 専 門 研 修 | 実務、保健・衛生・福祉、まちづくり |
| | ステップアップ研修 | 論理構築、課題発見・問題解決、対人関係、説明・交渉力、自己管理、組織貢献、人材育成、組織マネジメント |
| | 職 層 研 修 | 新任研修、現任研修、係長研修、管理職昇任前研修、管理職研修、清掃研修 |
| | サポート研修 | 講師養成、公務基礎、講演会 |

（２）職場研修

職員の実践的能力の向上を図るため、各職場において実施する職場研修が、効果的かつ継続的に実施できるよう必要な支援を行っている。

（3）自己啓発

職員が自主的かつ積極的に知識や技術を修得するための支援として、貸出図書制度及び通信教育講座の紹介を行っている。

給　与　福　利　事　務

1．職員の給与に関する条例、職員の旅費に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、区長部局及び各行政委員会事務局職員の給与などの支出に関する事務を人事給与システムにより行っている。

また、旅費、超過勤務手当にかかる事務処理については、簡素効率化、迅速的確化のため、平成１９年１月から庶務事務システムを導入している。

2．職員の退職手当に関する条例に基づき、退職した職員の退職手当の支出に関する事務を行っている。

退職手当の基本額（支給率）

| 区　分 | 最　高　支　給　率 | | | | | | | | | | 左の支給率の勤続期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年　度 | 平成元年 | 2 | 3 | 4～15 | 16 | 17～24 | 25（経過措置） | 26（経過措置） | 27～29 | 30 以降 | |
| 定年退職等 | 68.00 | 66.20 | 64.40 | 62.70 | 60.95 | 59.20 | 55.98 | 52.76 | 49.55 | 47.70 | 35 年 |
| 普通退職 | 50.00 | 50.00 | 50.00 | 50.00 | 50.00 | 50.00 | 47.08 | 44.16 | 41.25 | 39.75 | 35 年（平成 26 年度以前 36 年） |

退職手当の調整額　　評価期間におけるポイント制

3．退職した職員の長期給付（旧共済年金等）の請求手続きに関する事務及び再任用職員・会計年度任用職員の社会保険に関する事務を行っている。

4．会計年度任用職員登録システムの運用を行っている。

5．被服貸与規程に基づき職務に必要な被服を貸与している。（２０，１４２千円）

6．職員の健康管理については、労働安全衛生法及び職員健康管理規則に基づき、各種の健康診断、健康相談を行っている。（６０，７２２千円）

一般健康診断　　呼吸器系健診（全職員）
循環器系健診（全職員）
消化器系健診（３５歳以上の職員で希望する者）
乳がん・子宮がん健診
（乳がんは 40 歳以上、子宮がんは 20 歳以上の職員で希望する者）

特殊健康診断　　腰痛健診、頚肩腕健診、情報機器作業従事職員健診
　　B 型肝炎抗体価検査・B 型肝炎ワクチン接種、風しん抗体価検査等
各種健康相談　　医療なんでも相談・心理相談・栄養相談・産業医相談等
ストレスチェック　　メンタルヘルスに関する調査（全職員）

７．労働安全衛生法及び東京都北区安全衛生委員会設置規程により設置されている東京都北区安全衛生委員会の事務を行っている。

８．職員が公務上の災害（通勤災害を含む）を受けた場合、地方公務員災害補償法等の規定による認定及び各種補償事務を取り扱っている。

９．地方公務員等共済組合法に基づく短期給付事務を行っている。

１０．特別区職員互助組合の規定に基づく福利厚生事業及び北区職員互助会の事務を行っている。北区職員互助会の事業内容は次のとおりである。
（１）福利厚生事業
（２）給付、貸付事業
（３）文化体育会助成
（４）食堂の管理運営

１１．平成２５年４月１日より民間賃貸住宅を利用し、防災職員住宅の整備を行っている。
（３０，６２４千円）
（１）防災職員住宅北赤羽（北区赤羽北１－１４－２０）　９室
（２）防災職員住宅駒込（北区西ケ原１－２１－６）　６室
（３）防災職員住宅田端（北区田端新町２－１０－３）　１２室
※　室数は、令和４年４月現在の入居者数

## 契　約　管　財　課

### １．財 産 管 理 事 務　（６，２１２千円）

公有財産に関する事務については、公有財産の総括に関する事務、公有財産の取得に関する事務、並びに普通財産の管理及び処分に関する事務等を行っている。

（１）公有財産の総括に関する事務

公有財産を統一して管理し、調整するために、下記の事務を行っている。

① 行政財産の引渡し
② 行政財産目的外使用許可の協議への同意
③ 行政財産用途廃止及び変更の協議への同意
④ 行政財産について関係部課より報告を求め、調査し、必要に応じて是正を助言する。
⑤ 公有財産管理運用委員会に関する事務
東京都北区公有財産規則第４２条に基づき、委員会に関する事務を行っている。
⑥ 区有物件の火災共済に関する事務

※　公有財産の状況　（令和４年３月３１日現在）

| 種　類 | 分類 | 数　量 |
|---|---|---|
| 土　地 | 行政財産 | 1,161,119．55㎡ |
| | 普通財産 | 36,590．36 |
| | 計 | 1,197,709．91 |
| 建　物 | 行政財産 | 713,761．07 |
| | 普通財産 | 1,456．39 |
| | 計 | 715,217．46 |
| 権利等（地上権） | 行政財産 | 1,646．35 |
| 権利等（商標権） | 普通財産 | 7件 |
| 株　券　等 | 普通財産 | 108株 |
| 出資による権利 | 普通財産 | 12件 |

行政財産：公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産
普通財産：行政財産以外の財産

（２）公有財産の取得に関する事務

区の長期計画や中期計画を基本に、土地・建物等の公有財産の購入、寄付受入等の取得事務を行っている。

（３）普通財産の管理及び処分に関する事務

普通財産の調査及び貸付等管理に関する事務、並びに売払及び譲与等の事務を行っている。

２．財産価格審議会運営事務　（３７７千円）

東京都北区財産価格審議会条例に基づく審議会の事務を行っている。

（１）目的

公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに関し、適正な価格及び料金を評定する。

（２）組織

区議会議員　　若干名

学識経験者　　５名以内

３．学校跡地等財産有効活用事業

北区学校適正配置計画により、閉校した学校施設を有効活用するため、貸付等が行える状態の維持を行っている。

４．土地開発公社運営事務

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、地域の秩序ある整備を図るために、次の事務を行っている。

（１）公用・公共の用に供する土地の先行取得等

（２）協調融資団からの用地取得資金の借入及び借入元金・利息の償還

契　約　事　務　（１８，５１２千円）

地方自治法第２３４条ほか、関係法令に基づき、購買・賃借・請負その他の契約事務を行っている。

１．契約の内容
（１）物品及び材料の購買契約
（２）工事及び修繕等の請負契約
（３）労力その他の供給契約

２．契約件数（契約管財課契約分）　（令和３年度）

| 区　分 | 契約方法 | 件　数 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| 物　品<br>その他 | 競 争 入 札 | ４６８件 | 5,812,455,095円 |
| | 随 意 契 約 | ６８７ | 10,306,853,011 |
| | 計 | 1,155 | 16,119,308,106 |
| 工　事 | 競 争 入 札 | １０１ | 7,046,328,619 |
| | 随 意 契 約 | １２ | 93,761,250 |
| | 計 | １１３ | 7,140,089,869 |
| 合　計 | 競 争 入 札 | ５６９ | 12,858,783,714 |
| | 随 意 契 約 | ６９９ | 10,400,614,261 |
| | 計 | 1,268 | 23,259,397,975 |

３．北区入札等審査委員会
東京都北区入札等審査委員会規則に基づき、区が施工する工事の請負及び物件の調達に関し、厳正かつ公平に優良な業者と契約締結するため指名業者の選定、一般競争入札に関する事項及び指名停止措置等の調査、審議を行う。
（１）組織（第一・第二委員会を設置し、予定価格、契約内容等により案件を分けて所管）
①第一委員会
委員長　総務部を担任する副区長
委　員　政策経営部長・財政課長・総務部長・契約管財課長・営繕課長・まちづくり部長・都市計画課長・土木部長・土木政策課長・工事主管部長・工事主管課長・物件調達主管部長・物件調達主管課長
②第二委員会
委員長　総務部長
委　員　政策経営部長・財政課長・契約管財課長・営繕課長・まちづくり部長・都市計画課長・土木部長・土木政策課長・工事主管部長・工事主管課長・物件調達主管部長・物件調達主管課長

（２）令和３年度の開催状況

第一委員会

開催回数　１３回　　審議件数　　６５件

第二委員会

開催回数　　７回　　審議件数　　２３件

４．北区低入札価格調査委員会

工事請負契約に係る制限付一般競争入札のうち、北区入札等審査委員会の決定により低入札価格調査制度を適用したものについて、当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の調査（低入札価格調査）を適正に行うため、低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（調査基準価格）を下回る入札があった場合、東京都北区低入札価格調査制度実施要綱に基づき、当該契約の履行の可否の審査を行う。

（１）組織

北区入札等審査委員会第一委員会の委員長及び委員

（２）令和３年度の開催状況

開催回数　４回　　調査件数　４件

５．北区入札監視委員会

北区入札監視委員会設置要綱に基づき、区が発注した工事、業務委託その他の契約に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けるとともに、委員会が指定した契約案件に関し、競争入札に係る資格、指名の理由及び経緯、随意契約とした理由等について審議を行い、区に対し意見の具申を行う。また、その他区の入札及び契約手続における透明性及び公正性を確保するために必要な事項について審議を行い、区に対し意見の具申を行う。

（１）組織

学識経験者３名（大学教授、弁護士、公認会計士）

（２）令和３年度の開催状況

開催回数　２回（７月及び１２月）

検　査　事　務　（１２４千円）

東京都北区契約事務規則第５５条に基づく契約の履行に関する検査は、物品や工事等について、品質・規格・性能・数量が契約に適合しているか否かを確認するための事務を行っている。

１．検査の内容

（１）物品及び材料の検査

（２）工事等の検査

２．検査件数（契約管財課検査分）　　（令和３年度）

| 区分 | 件数 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 物品 | １３２件 | 契約管財課で契約した物品、材料、その他の検査 |
| 工事 | ３８８件 | 契約管財課で契約した工事（出来高を含む）の検査<br>課長、所長、学校長が専決した工事の検査 |
| 合計 | ５２０件 | |

営　繕　課

１．区有施設の保全業務に関する事務（公共施設保全推進費２，８６８千円）

平成１７年３月に策定し、令和２年３月に改定を行った区有施設保全計画（以下「保全計画」という。）の実現化に向け、施設の長期にわたる機能の維持と向上に資することを目的とした取り組みを実施している。

これまで、施設情報を基礎資料として、経年により老朽化している施設、あるいは将来多額の改修費用を要する大規模施設を対象とした中長期改修計画のシミュレーションや施設の各種保全業務に関する東京都北区維持保全業務標準仕様書の作成など、施設の総合的かつ適正な保全を一層推進するための環境整備を図ってきた。

令和３年度は、区有施設情報の収集と点検および所管課への支援、改修計画の検討を行うとともに、改定した保全計画を推進してきた。

令和４年度は、前年度に引き続き、保全に関する情報を共有し、保全計画を推進するとともに、維持保全や改修工事の進め方について計画改修検討部会等を活用し検討を行う。

２．主要建築工事の概要（受任事業）

令和３年度の工事実績及び令和４年度の工事予定は次のとおりである。

（１）庁舎及び区民施設の建築工事

| 年度 | 工　事　内　容 | 規模等 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 令和３年度工事実績 | 特別養護老人ホーム上中里つつじ荘改修工事 | | 令和２～４年度 |
| | 浮間清掃事業所粗大ごみ中継施設増築工事 | Ｓ造平屋 | 令和３～４年度 |
| | 北区役所第二庁舎改修工事 | | |
| | 屋上防水改修工事 | | 第一庁舎西側棟、第三庁舎 |
| | 冷温水発生機改修工事 | | 滝野川健康支援センター、障害者福祉センター等 |
| | その他改修工事 | | 各施設 |
| | 工事費総額　１０億２千万円　（工事件数２５件） | | |
| 令和４年度工事予定 | 特別養護老人ホーム上中里つつじ荘改修工事 | | 令和２～４年度 |
| | 浮間清掃事業所粗大ごみ中継施設増築工事 | Ｓ造平屋 | 令和３～４年度 |
| | 旧桜田学級改修工事 | | 令和３～４年度 |
| | 北区役所第一庁舎改修工事（１期） | | |
| | トイレ洋式化改修工事 | | 区民センター（滝野川東、豊島、滝野川西、東十条、浮間）滝野川会館、田端文士村 |
| | 建物解体工事 | | 堀船清掃作業所<br>㈱浮間四丁目アパート予定地建物 |
| | その他改修工事 | | 各施設 |
| | 工事費総額　２４億９千万円　（工事件数５４件） | | |

（２）小、中学校等教育施設の建築工事

| 年度 | 工　事　内　容 | 規模等 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 令和３年度工事実績 | 王子第一小学校新築工事 | ＲＣ造４階 | 令和元～３年度 |
| | 西が丘小学校新築工事 | ＲＣ造３階 | 令和２～４年度 |
| | 仮称北区立都の北学園新築工事 | ＲＣ造５階 | 令和２～５年度 |
| | 飛鳥中学校リノベーション工事 | | 令和２～３年度 |
| | 小学校校舎等改修工事 | | 荒川小 |
| | 建物解体工事 | | 旧育ち愛ほっと館、<br>旧赤羽台東小（～４年度） |
| | その他教育施設改修工事 | | 各施設 |
| | 工事費総額　６２億３千万円　（工事件数３６件） | | |
| 令和４年度工事予定 | 西が丘小学校新築工事 | ＲＣ造３階 | 令和２～４年度 |
| | 仮称北区立都の北学園新築工事 | ＲＣ造５階 | 令和２～５年度 |
| | 滝野川第四小学校リノベーション工事 | | 令和３～６年度 |
| | 普通教室等改修工事 | | 王子小、岩淵小、赤台西小、<br>柳田小、西ケ原小、浮間小、 |
| | 給食室空調機設置工事 | | 王二小、柳田小、王三小、<br>岩渕小、桐ケ丘郷小、滝三小<br>袋小、八幡小、滝二小、田端小 |
| | 受変電設備改修工事 | | 旧十条台小、としま若葉小 |
| | 建物解体工事 | | 旧赤羽台東小<br>旧東十条出張所 |
| | その他教育施設改修工事 | | 各施設 |
| | 工事費総額　５２億４千万円　（工事件数３９件） | | |

多様性社会推進課

１．人権に関する啓発事業（１，６６５千円）

毎年１２月の人権週間にあわせた講演会の実施や、人権擁護委員及び区立中学校の生徒とともに、ふるさと北区区民まつりでの啓発活動など、区民への啓発事業を行う。

令和３年度実績：人権講演会　１回　　参加　５１名

演　題：主張から尊重の人権へ―コロナ体験を活かして―

講　師：中村 桂子　氏

２．男女共同参画推進事業（２８，４６６千円）

男女共同参画行動計画の推進及び普及啓発

（１）男女共同参画行動計画の推進

北区男女共同参画行動計画「第６次アゼリアプラン」（令和２年度～令和６年度）に基づき、男女共同参画に関するより一層の理解と意識の啓発及び推進する側の立場である職員の意識の醸成を図る。

（２）団体の活動の支援

男女共同参画に関する活動を目的とする団体への支援として、情報提供や団体相互の交流を促進する。

（３）男女共同参画職員研修

区政を担う職員一人ひとりが、男女共同参画の視点を持ちながら職務内の意識を高め、各事業に反映できるように職員研修を実施する。

令和３年度実績：管理職及び係長級職員（令和２年度受講者を除く）、小中学校校長・副校長・指導主事を対象とした性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、ＬＧＢＴ等）に関する基礎知識の習得と当事者理解に向けたＤＶＤ研修を実施した。

（４）性の多様性の理解促進

区民向けリーフレットの配付やＬＧＢＴ等理解基礎講座による普及啓発とともに、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、ＬＧＢＴ等）からの相談に応じるため、「スペースゆう・にじいろ電話相談」を実施した。令和４年度からは法律相談も開始した。

（月２回、令和３年度：第１土曜日　午後２時～午後５時　　電話相談

第４木曜日　午後５時～午後８時　　電話相談

令和４年度：第１土曜日　午後２時～午後５時　　電話相談

第４日曜日　午前１０時～午前１１時３０分　法律相談）

（５）北区パートナーシップ宣誓制度

一方または双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし日常の生活において相互に協力し合うことを誓い、パートナーシップ宣誓書を提出した場合に、北区がパートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度を令和４年４月から開始した。

（６）女性のためのＬＩＮＥ相談

令和４年４月より、これまで面接と電話に限られていた相談方法にＬＩＮＥを追加し、気軽に相談を利用できる環境を整備した。

（週２回　毎週木曜日、土曜日　午後６時～午後９時）

３．審議会等運営費（１，２５８千円）

男女共同参画推進組織の運営

（１）男女共同参画審議会の運営

条例に基づき設置した、区長の附属機関である北区男女共同参画審議会を運営する。審議会は、行動計画「北区アゼリアプラン」の策定及び変更、その他男女共同参画の推進に関する調査審議を行う。

なお、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）」第２７条第１項に基づき、北区内における女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、令和２年１０月１日に「北区女性活躍推進協議会」を設置した。本協議会委員は北区男女共同参画審議会委員を兼ねることとし、本協議会は北区男女共同参画審議会と合わせて開催する。

令和３年度実績：審議会２回

（２）男女共同参画苦情解決委員会の運営

条例に基づき設置した、区長の附属機関である北区男女共同参画苦情解決委員会を運営する。苦情解決委員会は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策、阻害すると認められる事項について、区民や事業者からの苦情の申出を受け、解決を図る。

令和３年度実績：なし

４．スペースゆう運営（１４，３１１千円）

（１）施設概要

男女共同参画を推進するための活動拠点施設として、北区男女共同参画条例に基づき設置する。

主な活動内容として、男女共同参画に関する普及啓発のための講座・講演会や、主に女性を対象とした配偶者からの暴力等に関する相談事業等を実施するほか、男女共同参画に関する活動・交流を行うための場や情報の提供を行う。

ア　施設の状況

所在地　　北区王子１－１１－１　北とぴあ５階

開館時間　午前９時～午後９時（日曜日は午前９時～午後５時）

休館日　　月曜日、祝日、年末年始（１２月２８日～１月４日）

床面積　　６３３．５９㎡

| 階 | 施　設　名 | 面積（㎡） | 定員(名) | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| ５階 | 多目的室Ａ | ４９ | ３０ | 「多目的室ＡＢ」として一部屋での利用も可 |
| | 多目的室Ｂ | ５１ | ３０ | |
| | 情報コーナー | － | １２ | |
| | 交流サロン | － | ２６ | |
| | 活動コーナー | － | １０ | |
| | 相談室１ | ９．５ | ４ | |
| | 相談室２ | １０ | ５ | |
| | ミーティングルーム | １９ | １２ | |

イ　多目的室の利用

男女共同参画を推進することを目的とした団体が利用できる。なお、登録団体は多目的室の使用料の５割が減額となる。

令和３年度実績：登録団体数　６０団体（令和４年３月末時点）

ウ　施設使用料

| 施　設 | 定員 | 午前9時～12時 | 午後1時～5時 | 午後6時～9時 |
|---|---|---|---|---|
| 多目的室Ａ | ３０名 | 720円（360円） | 1,120円（560円） | 1,440円（720円） |
| 多目的室Ｂ | ３０名 | 720円（360円） | 1,120円（560円） | 1,440円（720円） |

（付帯設備使用料）　※５割減額対象外

| 種類 | 使用料 | 種類 | 使用料 |
|---|---|---|---|
| アップライトピアノ（１台1回） | 510円 | ビデオセット（１台1回） | 200円 |
| ビデオプロジェクター（１台１回） | 510円 | 譜面台（１台1回） | 50円 |
| 持込器具使用・電源設備（１回） | 200円 | | |

エ　令和３年度スペースゆう　施設利用状況

| 部　屋　名 | 件　数 | 人　数 |
|---|---|---|
| 多目的室ＡＢ | ２２２ | ３，３６９ |
| 多目的室Ａ | １４７ | １，１０９ |
| 多目的室Ｂ | １７６ | １，２００ |
| ミーティングルーム | １１０ | ５０６ |
| 合　　計 | ６５５ | ６，１８４ |

※多目的室ＡとＢは、多目的室ＡＢとして１部屋利用も可

（２）事業の内容

ア　啓発普及事業

（ア）　北区男女共同参画週間事業

男女共同参画社会基本法の目的や理念の理解を深めるために国が定めている「男女共同参画週間」にあわせ、講演会などを実施する。

令和３年度実績：実施回数　２回　　参加　延べ９２名

（講演会、映画会）

（イ）　北区さんかく大学

男女共同参画について、その背景となっている社会状況や制度などを広い視野から学び、男女共同参画社会を実現する力を身につけ、地域で活躍する人材の育成を目的に実施する。

令和３年度実績：実施回数　５回連続講座　　参加　延べ１２２名

（テーマ：ケアとジェンダー

～ケア役割のジェンダー不平等を見直し、新たな可能性を模索する～）

（ウ）　啓発講座

アゼリアプラン重点取組事項及び男女共同参画の啓発に関する講座を実施する。

令和３年度実績：実施回数　５回　　参加　延べ９６名

（ＬＧＢＴ理解基礎講座、男女共同参画防災講座、ＤＶ理解基礎講座、ワーク・ライフ・バランス講演会、男性向け啓発講座）

なお、男女共同参画防災講座については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため動画配信に変更した。

（エ）　区民企画協働事業

アゼリアプランの重点取組事項や、男女共同参画に関するテーマの講座等を企画運営する団体を区民等から募集し、協働で実施する。

令和３年度実績：実施団体　１団体　参加　１９名

全３回のセミナーを予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、２回目、３回目は中止した。

（オ）　出前講座

区民の男女共同参画についての理解を深め、多角的視点から男女共同参画を学ぶ機会を提供するため、地域に直接出向いて講座を実施する。

令和３年度実績：実施校　３校　　参加　延べ３０８名

（カ）　中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業

様々な分野で活躍している方を講師として中学校及び高等学校に派遣し、職業選択の経緯や仕事のやりがい、苦心などについて情報提供等を行い、将来あらゆる分野の職業に夢と希望をもってチャレンジできるよう、職域拡大に向けた支援を行う。

令和３年度実績：実施校　７校　　参加　延べ１，３６６名

イ　団体・グループの育成・交流支援事業

男女共同参画社会の実現を目指す個人や団体が活発に活動できるように支援するとともに、相互に連携、協力しながら活動を深められるよう機会と場を提供する。

また、団体支援事業の一環として、登録団体が企画・実施する事業を支援する。

ウ　情報提供事業

（ア）　情報コーナーの運営

男女共同参画に関する図書・資料等の閲覧及び貸出を行い、情報の提供・活用を図る。

（イ）　情報誌の発行

男女共同参画に関する情報提供や啓発のため、情報誌「ゆうレポート」を年３回発行する。

エ　相談事業（法律相談）

女性の弁護士による相談。離婚や家族関係等に伴う法律問題についての相談に応じる。

（第１土曜日・第３木曜日、１回 面談３０分）

令和３年度実績：７０件　　重訴件数　合計１４６件

５．配偶者等からの暴力防止対策（９，６０４千円）

（１）北区配偶者暴力相談支援センター事業

ＤＶ被害者の総合的な支援を行うために、平成２８年４月１日に配偶者暴力相談支援センターを開設した。相談業務や保護命令制度の利用等について助言、同行支援などを実施し、関係部署と連携してＤＶ被害者の保護及び自立支援を図る。

令和３年度実績

・ＤＶ専用ダイヤル受付（ＤＶに関する相談以外も含む）　８６件

・相談証明の発行（住基支援措置、児童手当、健康保険、年金等）　３８件

・保護命令への支援（申立に関する助言、裁判所提出書面の作成　０件

・同行支援（保護命令申請手続き等 の同行）　１件

（２）こころと生き方・ＤＶ相談

ＤＶをはじめとする家族間の悩みや、自分自身の生き方などに関する相談に応じる。

ＤＶ・夫婦、親子関係、職場や学校でのセクシャルハラスメントや人間関係、自分自身の生き方などに関する相談に応じる。

令和３年度実績　７３１件（うち男性相談３７件）

（３）配偶者からの暴力防止連絡協議会

配偶者からの暴力防止に向け、関係機関相互の連携を図り、被害者の早期発見・支援等を検討するため、警察署、医師会、民生委員・児童委員協議会、庁内関係課による「配偶者からの暴力防止連絡協議会」を平成２０年１０月に設置し、運営する。

令和３年度実績：代表者会議　１回　実務者会議　１回（いずれも書面による開催）

（４）区民啓発事業

配偶者からの暴力防止に関して、区民の理解と協力が得られるよう、講座の開催や、ＤＶ防止カード、パンフレット、啓発グッズ等により普及啓発を図る。

（５）パープルリボンシンボルマークの活用

女性への暴力防止のメッセージを表現する「パープルリボン」をモチーフにした、「北区パープルリボンシンボルマーク」を平成２３年度に制定した。

このシンボルマークを活用し、ＤＶ防止カードを主催講座や学校行事などでの配付や、シンボルマークをラッピングしたコミュニティバスを「女性に対する暴力をなくす運動（11月）」の期間中に運行するなど、普及啓発を図る。

６．ワーク・ライフ・バランス支援事業（１，２１６千円）

（１）ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度

区内中小企業等を対象に、ワーク・ライフ・バランスの実現に積極的に取り組んでいる企業をワーク・ライフ・バランス推進企業として認定し、その取り組みを区内外に広くＰＲし、奨励・支援することでワーク・ライフ・バランスの推進を図る。令和３年度は事業見直しのため休止した。

（２）ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣

企業のワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進するため、無料で推進アドバイザーを派遣し、一般事業主行動計画策定のための支援やワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備等についての提案を行う。

令和３年度実績：なし

７．女性の活躍推進事業（１，２７９千円）

女性の活躍推進応援塾

女性の更なる活躍を推進するため、女性の活躍推進応援塾として、キャリアアップ及び起

業並びに就労等に関するセミナーを開催する。

令和３年度実績：実施回数　４回　　参加者数　延べ８５名

（エンパワーメントセミナー、再就職準備セミナー、キャリアアップセミナー）

起業家支援セミナーは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

（白紙）

# 危　機　管　理　室

# 危　機　管　理　室　組　織　図

令和４年４月１日現在

- 危機管理室（小宮山　庄一）
  - 防災・危機管理課（栗生　隆一）
    - 課務担当主査(5)
    - 防災センター(1)
  - 副参事(地域防災計画担当)（地域防災担当課長　宇野　祐二　兼務）
  - 地域防災担当課長（宇野　祐二）
    - 課務担当主査(1)
  - 生活安全担当課長（坂内　秀年）
    - 課務担当主査(1)

# 危機管理室 職員配置状況

令和4年4月1日現在

| 課　名 | 係　名 | 合計 | 部長 | 課長 | 係長/主査 | 係員 | 再任用 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 防災・<br>危機管理課 | | 15 | 1 | 1<br>(※1)　(1) | (※2)　5<br>(※3)　(1) | 8<br>(※4)　(28) | | (※1)　兼務副参事（地域防災担当課長）<br>(※2)　内１名派遣（東京消防庁）<br>(※3)　兼務主査(地域防災担当課)<br>(※4)　兼務職員１名（地域防災担当課）<br>兼務職員1名（広報課）<br>兼務職員2名（職員課）<br>兼務職員１名（契約管財課）<br>兼務職員１名（産業振興課）<br>兼務職員１名（収納推進課）<br>兼務職員1名（国保年金課）<br>兼務職員1名（環境課）<br>兼務職員3名（生活福祉課）<br>兼務職員１名（健康福祉課）<br>兼務職員１名（保健予防課）<br>兼務職員１名（土木政策課）<br>兼務職員１名（学校改築施設管理課）<br>兼務職員1名（教育総合相談センター）<br>兼務職員1名（子ども未来課）<br>兼務職員2名（子どもわくわく課）<br>兼務職員8名（保育課） |
| | 防災センター | 4 | | | (※5)　1 | 2 | 1 | 会計年度任用職員8名<br>(※5)派遣（東京消防庁） |
| 地域防災担当課長 | | 5 | | 1 | 1<br>(※6)　(5) | 1<br>(※7)　(8) | 2 | 会計年度任用職員2名<br>(※6)　兼務主査５名(防災・危機管理課)<br>(※7)　兼務職員８名(防災・危機管理課) |
| 生活安全担当課長 | | 3 | | (※8)　1 | 1 | 1 | | 会計年度任用職員４名<br>（※8）派遣（警視庁） |
| 計（3課） | | 27 | 1 | 3 | 8 | 12 | 3 | |

# 分　掌　事　務

## 危機管理室

### 防災・危機管理課

１．防災会議に関すること。
２．災害対策本部に関すること。
３．国土強強靱化地域計画に関すること。
４．防災施設の設置及び維持管理に関すること。
５．消防関係機関との連絡調整に関すること。
６．消防団に関すること。
７．災害対策業務の実施に関すること。
８．防災無線通信に関すること。
９．風水害の避難に関すること。
１０．小災害罹災者の応急援護に関すること。
１１．災害弔慰金の支給等に関すること。
１２．危機管理の総合調整及び対策に関すること。
１３．危機管理に関する調査及び研究に関すること。
１４．国民保護協議会に関すること。
１５．国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
１６．国民保護計画に関すること。
１７．前各号に掲げるもののほか、区長が命ずる危機管理に関すること。
１８．室の庶務に関すること。
１９．室の歳入歳出及び決算の資料に関すること。

防災センター

１．施設の利用に関すること。
２．施設利用者の防災意識の高揚及び防災行動力の向上に関すること。
３．施設の維持管理に関すること。
４．前３号のほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務の実施及び運営に関すること。

### 副参事（地域防災計画担当）

１．地域防災計画に関すること。

### 地域防災担当課長

１．区民防災組織に関すること。
２．防災意識の高揚及び啓発に関すること。

３．防災訓練に関すること。

## 生 活 安 全 担 当 課 長

１．生活安全の推進に関すること。

防災・危機管理課

１．防災会議の運営（５３７千円）

防災会議は、災害対策基本法第１６条の規定に基づき設置され、東京都北区地域防災計画を作成し、その実施を推進することを目的としている。会議は、区長を会長として、区や警察・消防をはじめとする国や都の出先機関、自衛隊、電気・ガス・電話などのライフライン関連企業、交通機関、医師会・歯科医師会、日本郵便株式会社、首都高速道路株式会社などの防災関係機関で構成されている。

委員は現在５１名（定員５５名）となっている。

２．街路設置消火器の管理（１６，２７０千円）

（１） 街路消火器の管理

初期消火活動を迅速かつ効果的に行うため、区内街路に約６０m～１２０m間隔で約５千本の消火器を配備している。これらの街路消火器は、年１回の保守点検、清掃及び薬剤詰替などの管理を行っている。

| 令和３年度街路消火器管理の主な取り組み | |
|---|---|
| 消火器保守点検 | １回 |
| 消火器及び角型格納箱撤去処分 | ７５件 |
| 角型格納箱移設 | １件 |
| 円筒型格納箱の角型格納箱への交換 | １件 |

（２）家庭用消火器詰め替え消防設備事業者の紹介

民間防災設備の充実を図るため、家庭用消火器の薬剤詰め替え及び販売を行う区内消防設備事業者（東京都消防設備協同組合登録業者）の紹介を行っている。

３．防災施設等の整備及び管理（２０９，１８４千円）

（１） 防災行政無線

ア　移動系無線設備

移動系無線は、大規模災害等により有線電話等の通信が途絶した場合を想定し、区出先機関及び各防災関係機関との情報収集、伝達手段として設置した相互通信が可能な無線設備である。

現有（２６０MHｚ帯）無線設備は、平成２２年度からデジタル化され運用しているが、導入から１０年以上が経過しており老朽化のため、ＩＰ無線方式の器材に更新を予定する。この際、災害時においても通信を確保するため、避難所など主要拠点に対してはMＣＡ無線方式の器材を配置して通信網の冗長性を保持する。

＊現有システム構成：基地局１、子局４１９（半固定１１４、携帯２７９、車載２６）
　　ＩＰ方式構成　：携帯局４１９（うち２６は車載可能）
　　MＣＡ方式構成：半固定局１００

イ　同報系無線設備（６０MHｚ帯）

同報系無線は、災害発生時あるいは災害発生の恐れがある時に、区民等に対する避難勧告及び情報提供等を行う無線設備であり、屋外向けに拡声子局（屋外スピーカー）を１１０基配備している。

平成２７年度より拡声子局のデジタル化工事を実施。令和元年度をもって全拡声子局の工事が完了し、現在のアナログシステム（６０MHｚ）による放送は令和４年

度１１月末で終了する。また、無線の放送音声を受信することができる戸別受令機はアナログシステムであるため、令和４年度で事業が終了する。

また、一度放送された内容を再生して聞くことができる「自動電話音声サービス」を平成２８年５月下旬から運用開始し、令和２年度に回線数を増加した。（☎０１２０－０６１－７２４）

ウ　戸別受信機の配付（２８０ＭＨｚ帯）

平成２８年度より新たに屋内において受信感度のよい電波（ポケベル波）を利用した「戸別受信機」を、区の公共施設や町会・自治会等に配付している。本システムは、音声案内の他に、情報を文字情報として受信するため、不在時や聞き逃した場合などに確認することが可能である。

令和３年度に民生児童委員等に音声案内タイプの戸別受信機を追加で配付予定であったが、半導体不足等の影響で予定数を調達できなかったため、令和４年度に予算を再計上した。

（２）　その他の防災情報通信態勢

ア　災害情報システム

被害情報等を視覚的に整理することができ、効率的に災害情報を整理することができるＧＩＳ（地理情報システム）を平成２１年度から導入している。また、平常時においても防災設備の一括管理に利用している。

イ　全国緊急警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）

総務省消防庁が衛星を使い全国の地方自治体に向け、内閣官房が発表する国民保護情報と気象庁が発表する自然災害情報の提供を無線で行っている。

〈令和３年度〉

・Ｊ－ＡＬＥＲＴ全国一斉情報伝達訓練
　実施回数　３回

ウ　北区メールマガジン

大雨や洪水などの警報・注意報、地震情報等をいち早く区民に知らせるため平成２２年１１月から防災気象情報のメール配信サービスを行っていたが、令和３年度から広報課所管の区民情報メールサービスと一体的なサービス運用に整理統合するとともに配信ジャンルも拡張し、北区メールマガジンとしてサービスを開始している。

〈令和４年４月１日時点〉

・登録者数　３４，３８２人（メール：２９，５９０人、ＬＩＮＥ：４，７９２人）

エ　携帯電話による緊急速報メール

携帯電話各社（ＮＴＴドコモ・ａｕ・ソフトバンク・楽天）で運営している緊急速報メール（エリアメール等）を、防災行政無線を補完するものとして、平成２４年４月１日から導入している。災害時には、被害情報・避難情報等を北区エリアにいる人々に対し一斉に提供することができる。

（３）　消防水利の確保（貯水槽）

震災時の生活用水及び初期消火用水利として、４０$m^3$の耐震性地下貯水槽を６４カ所、２０$m^3$のものを３カ所設置している。（表１）

それまで貯水槽の蓋が非常に重く、開けることが容易でなかったため、２５年度から３か年かけて蓋を新しく親子蓋式に改修した。（親子蓋とは、蓋の中央にもう一つ小さい蓋が付いているもので、この小さい蓋を開けることで小型消防ポンプによる初期消火等の際、吸水を容易に行うことができる）

（４） 飲料水等の確保

ア　応急給水槽

東京都水道局より震災時の飲料水の確保を目的とする災害時給水ステーション（給水拠点）［１，５００$m^3$の循環式地下貯水槽］が、桐ケ丘中央公園、滝野川公園及び北運動公園の３カ所に設置されている。これにより約５０万人が３日間使用する飲料水（１人１日３リットルとして）が確保されている。

なお、各避難所における飲料水の不足を速やかに解消するため、２９年度に給水車を１台から３台に増強し、より迅速な給水体制を確立した。

イ　深井戸

災害時における給水活動の拠点の一つとして、自家発電装置付の深井戸を区内１３カ所に設置している。また、東京消防庁（中央公園）、ＪＲ（尾久駅構内、田端ビル敷地内の２カ所）について、災害時使用協定を結んでいる。

ウ　浄水装置

プールの水を飲用するために浄化する浄水装置を、区内全避難所に１台ずつ配備している。

エ　応急給水活動のためのスタンドパイプの配備

東京都水道局と覚書を締結し、応急給水用として６７台のスタンドパイプセットの貸与を受け、区内避難所等に配備している。

オ　民間井戸

初期消火活動の充実、生活用水の確保のため、民間所有の浅井戸を「災害時協力井戸」として指定し、小型消防ポンプ取水口を取り付けている。昨年度は１カ所廃止された。令和３年度末現在で１０２カ所。

４．備　蓄（９１，４８７千円）

災害時における救援活動を円滑に行うため、救援に必要な食糧や毛布などの生活用品、防災資機材等の備蓄を行っている。流通の困難な物、個人では準備しにくい物、災害時要援護者向けの物資を中心に備蓄品目の充実を図っている。なお、令和３年度に新型コロナウイルス対策用品（間仕切り・ベッド等）を購入した。また、液体ミルクやハラール認証製品の導入を進めている。

（１）災害備蓄倉庫

物資が不足した避難所に補給するための食料等の救助物資及び避難場所で利用する物資・資機材を区内１２カ所の備蓄倉庫に保管している。（表２、表３）

（２）学校備蓄室

区立小・中学校の余裕教室等を活用して、避難生活に要する食糧、飲料水及び生活用品等を備蓄している。（表４）

（３）資機材倉庫

近隣住民が使用できる救助用・避難者用及び初期消火用資機材等を区立小・中学校等に保管している。

（４）配備資機材の点検

全ての自主防災組織及び避難所を対象に配備している小型消防ポンプと発電機について、機能点検及び修繕を毎年実施し、非常時に備えている。

（５）避難所備蓄倉庫・資機材倉庫の整理

令和元年度に策定した北区災害用備蓄・管理・供給計画を基に、令和２年度から３年度にかけて災害備蓄倉庫の整理を行った。令和４年度は５７避難所のうち２０カ所について倉庫内整理を行う。

５．防災センターの管理及び事業運営（１２４，５７１千円）

防災センターは、平常時には「地震の科学館」として、来館者の防災意識・能力の向上を図るとともに、防災に関する啓発やコミュニティ機能を持ち、災害時には、災害対策本部のバックアップ機能を有している。

展示ホールでは、３つの守る（命を守る・地域を守る・生活を守る）をテーマに、模型や映像を通じて地震対策についての知識を深めることができる。また、体験室では、震度７の揺れや煙を体験することができ、ＡＥＤを活用した心肺蘇生や応急手当（三角巾等）の訓練、消火器等による初期消火の訓練等を常時行っている。

平成２９年度は起震装置に平成２８年４月に発生した熊本地震のプログラムを追加し、平成３０年度は老朽化した昇降機設備の改修工事を行った。

（１）防災ボランティア

災害時、全国から集結してくる多数のボランティアを受け入れ、それぞれの活動内容を調整する要員を確保するため、区民から公募した防災ボランティアを事前登録し、研修・訓練等を行っている。

〈令和４年４月１日現在〉

・登録者数　５８名

６．消防団の活動支援（９，２０６千円）

消防団業務の円滑な遂行を図るため、資機材の配備及び消防団事業運営活動費等の助成を行っている。

（１）消防団運営委員会

消防団組織の整備・運営を円滑に行うための組織で、都条例に基づく、知事の付属機関として特別区ごとに設置されている。

| 消防団運営委員会の構成 | |
|---|---|
| 委員長 | １名 |
| 学識経験者 | ４名 |
| 区議会議員 | ６名 |
| 区内の消防署長 | ３名 |
| 区内の消防団長 | ３名 |
| 計 | １７名 |

（２）消防団の組織

消防団の団長については、団の推薦に基づき区長が任免する。消防団員（副団長以下の団員）については、区長の承認を得て各団長が任免する。

区内消防団の分団数、配属定員数、配置ポンプ数　　令和４年４月１日現在

| | 王子消防団 | 赤羽消防団 | 滝野川消防団 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 分団数 | ８団 | ７団 | ８団 | ２３団 |
| 配置定員数 | ２００人 | ２００人 | ２１０人 | ６１０人 |
| 配置ポンプ数 | １６台 | １８台 | １７台 | ５１台 |

７．罹災者の応急援護（１，３６６千円）

災害救助法の適用に至らない火災・水害等により被害を受けた罹災者に、応急的な援助を行い、罹災者の保護を図っている。

これまでの実績をもとに、より効果的な援助を実施するため、令和３年度に要綱の見直しを行い、援助の要件や金額を一部改正した。

令和３年度給付状況

見舞金

| 火災 | 世帯構成 | 世帯数 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 火災による全・半焼、 | 普通世帯 | １世帯 | １世帯につき 40,000 円 |
| | 単身世帯 | ３世帯 | １世帯につき 20,000 円 |
| 消防活動による水損の場合 | 普通世帯 | １世帯 | １世帯につき 30,000 円 |
| | 単身世帯 | ２世帯 | １世帯につき 15,000 円 |
| 毛布支給枚数 | | ５枚 | |

| 水　　害 | 世帯構成 | 世帯数 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|
| 水害による全・半壊 | 普通世帯 | ０世帯 | １世帯につき 40,000 円 |
| | 単身世帯 | ０世帯 | １世帯につき 20,000 円 |
| 床 上 浸 水 | 普通世帯 | ０世帯 | １世帯につき 40,000 円 |
| | 単身世帯 | ０世帯 | １世帯につき 25,000 円 |
| | 事業所 | ０事業所 | １事業所につき 15,000 円 |
| 床 下 浸 水 | 普通世帯 | ０世帯 | １世帯につき 15,000 円 |
| | 単身世帯 | ０世帯 | １世帯につき 10,000 円 |
| 毛布支給枚数 | | ０枚 | |

| | | |
|---|---|---|
| 死　　亡 | ０人 | １人につき　50,000 円 |
| 負　　傷 | １人 | １人につき　20,000 円 |

町会に対する援助金

| 件　　数 | 金　　額 |
|---|---|
| ０件 | ０円 |

８．感震ブレーカーの設置促進等

（１）感震ブレーカー設置促進

火災時に延焼のおそれのある木造住宅密集地域のうち、不燃化特区内の木造住宅を対象とした簡易型感震ブレーカーの配布・設置促進について、平成２９年度から令和元年度までの３カ年計画で２，５００個（内閣府の目標普及率に基づき設定）配布を目標に、町会自治会単位で取り付け方法等の説明会を実施した上で配布を進めている。令和３年度より岩淵町が追加されたことにより、令和４年３月末現在で合計１，８０６個を配布した。

令和４年度についても、目標数に達しなかった分の配布・設置促進事業を継続して実施する。

（２） 要配慮者対策

避難行動要支援者名簿に登録されている方か、または６５歳以上のみで構成される世帯で、感震ブレーカーや家具の転倒防止器具を自ら購入し、機器の設置を希望する世帯に対して、委託業者を申請者宅に派遣することで取り付け支援を行う。

（３） 避難行動要支援者名簿の配付

一人では避難することが難しい、高齢者や障害者の情報を町会・自治会単位でまとめた名簿を地域福祉課で毎年作成している（掲載を希望する人が自ら名乗り出る手挙げ方式）。この名簿を災害時の安否確認や救助活動に活用できるよう、希望する町会・自治会等に防災・危機管理課が配付している。

９．帰宅困難者対策（１８，５１７千円）

区有の一時滞在施設に備蓄している飲食料については、食品ロス防止等の観点から、令和４年度から４カ年に平準化し、全量を入れ替えていく計画である。

平成２５年度に赤羽駅、王子駅、田端駅にそれぞれ駅前滞留者対策協議会を設置し、課題の抽出、対応策等を検討している。平成２８年度からは各協議会において、一時滞在施設の現状を確認し、合同研修会を行っている。

令和４年４月時点では、１１事業者等と「災害時における施設利用の協力に関する協定」を締結しており、発災時の北区からの要請等に応じて、協定締結事業者が一時滞在施設の開設・運営を行う。令和４年８月中に１事業者と新規協定締結を予定している。

東京都では、民間一時滞在施設の備蓄品に対し、購入費用の補助や備蓄品の配備事業を実施しており、区においても事業の周知を行っている。

令和４年度は、東京都と北区合同の帰宅困難者対策訓練を予定しており、令和５年２月頃の実施に向け協議している。

１０．避難所機能の強化

東日本大震災の避難所運営における教訓を生かし、平成 23 年度から順次、避難所機能の強化を図っている。主な対策内容は下表のとおりである。

○ 年度別の避難所機能強化の主な取り組み

| | |
|---|---|
| 平成２５年度 | ・天井等落下防止対策（調査及び工事）<br>・緊急時用非常用浄水装置の配備<br>・資機材、設備、備蓄物資（女性の視点に配慮）の充実<br>・wi-fi の整備（通信事業者による）等 |
| ２７年度 | ・天井等落下防止対策（滝野川紅葉中学校体育館） |
| ２８年度 | ・自動ラップ式トイレの導入 |

| | |
|---|---|
| ２９年度 | ・自動ラップ式トイレの導入（福祉避難所） |
| ３０年度 | ・発電機の配備（福祉避難所）<br>・避難所開設キット配備 |
| 令和２年度 | ・避難所開設キットの更新 |
| ３年度 | ・新型コロナ対策用品の配備 |

１１．広域応援態勢の確立

大震災等の災害が発生した場合、被災した自治体は十分な活動ができない事態となるため、行政区域を越えた応援態勢が必要となる。

そのため、従前より友好関係にあった山形県酒田市及び、群馬県中之条町、甘楽町の３市町と「災害時における相互応援に関する協定」を平成７年 10 月に締結している。

また、新たな自治体間の支援協定として、群馬県前橋市と「災害時における物資等の支援に関する協定」を平成２６年２月に締結し、埼玉県川口市とは、「災害時における情報交換に関する協定」と「北区防災行政無線局設置等に関する協定」を平成２６年７月に締結した。

なお、被災の軽微な区が連携して被災区への支援を行うため、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を２３区間で締結しているが、東日本大震災での教訓を受けて見直しを行い、平成２６年３月に再締結している。

平成３０年３月改定の東京都北区地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）では、受援に関する章を新設し、円滑に他自治体等からの応援を受け入れるため、受援に関する基本的な方針を定めた。

１２．大規模水害避難の対策

（１）土砂災害対策

○ 土砂災害ハザードマップの作成

土砂災害防止法に基づき、東京都は現在、土砂災害警戒区域を区内に９５カ所（うち土砂災害特別警戒区域は７１カ所）指定している。平成２８年度は、この指定に基づき、区域内に住む区民の速やかな避難行動等を促すための「土砂災害ハザードマップ」を作成した。

令和２年度に避難場所の変更より改訂を、令和３年度には避難勧告と避難指示の一本化等に対応した改訂を実施した。

（２）風水害対策

○ 石神井川流域での防災無線吹鳴

平成２７年度に石神井川の水位・雨量情報システムを改修し防災無線と連動させることで、石神井川が氾濫危険水位に達した際に、自動的に被害が想定される堀船・

豊島地区の一部に防災無線を吹鳴できる対応を行った。また、２９年度には上流部である滝野川地区の一部で、同様の対応を実施した。

○　荒川タイムライン（拡大試行版）

荒川による洪水発生を想定した「荒川タイムライン（拡大試行版）」を国土交通省が中心となり沿川の１６区市とともに作成し、２９年度から運用を開始している。

○ 洪水時の避難確保計画の作成

平成２９年の水防法・土砂災害防止法の一部改正に伴い、平成３０年度に浸水想定区域または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対して洪水時の避難確保計画の作成を依頼した。

依頼した施設は２３２施設、令和４年４月１日時点で計画の受付が完了している施設は１７５施設となっている。

令和４年度は、対象施設種別の見直しと、避難確保計画作成のための説明会の開催を予定している。

（３）風水害における避難対策

○　マイ・タイムライン作成支援事業

令和元年度より、風水害の発生に備え事前に作成する避難行動計画（マイ・タイムライン）の普及のため、地域で普及活動を行うマイ・タイムライン普及リーダーを区民から募集した。また、区民向けのマイ・タイムライン作成講座を開催し、認定した普及リーダーと地域でのマイ・タイムラインの普及活動を行った。令和３年度は避難勧告・避難指示の一本化等に伴って普及リーダーの知識の更新を図るフォローアップ研修会を開催した。令和４年度も同様の事業を実施する。（普及リーダー用講習会３回、区民向け作成講座１１回、フォローアップ研修２回）

○　浸水深表示シールの設置

令和２年度に荒川氾濫からの避難対策として、浸水想定区域内の区有施設を中心に約１７０カ所に浸水深を示した表示シールを貼付した。

令和３年度は、町会・自治会に配布希望調査を実施し、町会会館の外壁や掲示板の支柱等、希望のあった場所に浸水深表示シールを貼付した。

○　要配慮者世帯への戸別受信機配付事業　※繰越明許１０，７４６千円

災害時の避難行動要支援者を含む要配慮者対策として、音声による気象又は避難情報の入手に課題のある聴覚障害者を対象に、文字表示で案内が可能な戸別受信機を配付する。当初令和２年の事業であったが、対象となる聴覚障害者に機種の意向確

認の説明会を実施するなど、仕様検討の時間をとったため発注期間が遅れることとなった。それにより予算は令和３年に繰り越し、配付した。

○　避難行動支援計画の策定

令和３年度に大規模水害時の要配慮者対策として、避難行動支援計画策定に着手した。

令和４年度は、令和３年度に引き続き検討委員会による検討を進め、１０月の計画策定を予定している。

○　コミュニティタイムラインの作成支援

大規模水害からの効率的な早期避難を実現するため、タイムライン（避難行動計画）を地域単位に作成することで、その地域で共通認識を持って避難する実現性を高めていく。令和４年度は、モデル地区（１地区）にて実施する。

○　ハザードマップ普及動画の作成

北区における水害について区民に広く普及することを目的に、水害の知識やハザードマップの見方、避難の方法等を解説した動画を作成する。

１３．災害時の医療体制の確立

北区保健所、健康福祉部と連携し、北区医師会、北区薬剤師会等の協力を得ながら、「北区災害医療運営連絡会」等を通じて、災害医療体制の検討を進める。

１４．危機管理の総合調整に関する事務

次のような事態のうち、主に自然災害以外の危機管理の総合調整、対策、及び調査研究を行う。

- 区民の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす事態又は、及ぼすおそれのある事態
- 区民生活に著しい不安を与える事態又は社会的混乱を引き起こすような事態
- 区が提供する区民サービスに著しい支障をきたす事態
- 区政の信頼を著しく損なう事態

一定レベル以上の緊急事態が発生し、または発生するおそれがある場合に、危機管理対策本部の設置あるいは関係部課会議を開催し、迅速かつ的確な対応を図る。

新型コロナウイルスに関しては、保健所や様々な部署と連携し業務の総合的な調整を担う。

（１）危機管理対策本部（新型コロナ感染症対策）

北区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、北区危機管理対策本部を設置し、全庁的な方針の決定及び情報の共有を図った。

＜令和３年度＞
・本部会議開催回数　４０回
＜令和２年度＞
・本部会議開催回数　２１回

（２）新型コロナウイルス感染症対策本部
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言の発出にともない対策本部を設置し、総合的な調整等を行った。
＜令和３年度＞
・本部会議開催回数　　７回
＜令和２年度＞
・本部会議開催回数　　６回

１５．庁内の新型コロナウイルス感染症予防対策
新型コロナウイルス対策として、各庁舎入口に非接触型消毒液提供装置を設置し、補充用アルコール消毒液及び庁舎内窓口用アルコール消毒液を購入し配布した。

１６．国民保護計画事業（４４０千円）
（１）国民保護協議会に関する事務
東京都北区国民保護協議会は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（いわゆる「国民保護法」）に基づく区長の附属機関であり、北区の区域に関係する国民保護措置の重要事項を審議する。
委員は、区や警察・消防をはじめとする国や都の出先機関、自衛隊、ライフライン関連企業、交通機関、医師会・歯科医師会などから選出し、北区防災会議委員とほぼ同様であるが、国民保護措置に関する知識又は経験を有する者として、王子･赤羽･滝野川地区の自主防災組織代表として各地区の連合町会長及び北区議会の代表として区議会議長を加えて構成している。
また、協議会委員の所属する機関から職員を幹事として任命し、実務的な事項についての検討を幹事会で実施している。

（２）　国民保護計画に関する事務
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（いわゆる「国民保護法」）に基づいて、武力攻撃事態及び大規模テロ等から区民の生命、身体及び財産を保護するため、平成１８年度に策定し、国における「国民の保護に関する基本指針」や東京都による「東京都国民保護計画」の変更に伴い、平成２８年度に東京都北区国民保護計画を変更した。

（３）　区内の大規模集客施設との緊急連絡体制の構築
緊急事態が発生した際に、区内の大規模集客施設へ情報をより速やかに伝達するため、民間業者が提供する一斉ＦＡＸ配信サービスに加入し、これを活用し、区内の大規模集客施設との通信訓練を実施する。
＜令和３年度＞
・　実施回数　２回（令和３年８月１９日、令和４年２月２８日）（４２施設）

１７．自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の運用
区有施設へのＡＥＤの設置及びホームページ等による設置場所の周知を行う。また、

設置施設に勤務する職員を対象とした操作研修等を実施し、知識と実技の習得を目指す。

＜令和３年度＞

- ＡＥＤ設置台数　　３２４台
- 普通救命講習（職員対象）　　６回

１８．東日本大震災被災者支援に関すること

（１）避難者からの情報提供の受付及び各種支援情報の提供

東日本大震災により、北区内に避難された方から任意に提供された避難先等の情報を東京都を通じて、避難元の県や市町村に情報提供を行う。

また、「全国避難者情報システム」に基づき、東京都と連携し避難者に対して定期的に支援情報を送付している。

（２）　原発避難者特例法に基づく事務に関する調整

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に対する適切な行政サービスの提供が行われるよう、特例事務の所管課との調整及び住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持に対応する総合調整を行う。

表１　　４０m³ 耐震性地下貯水槽一覧表

令和４年４月１日現在

| No. | 赤羽地区 | No. | 王子地区 | No. | 滝野川地区 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 浮間北公園 | 1 | 東十条五丁目児童遊園 | 1 | 四本木児童遊園 |
| 2 | 浮間つり堀公園 | 2 | 十条仲原一丁目児童遊園 | 2 | 滝野川馬場児童遊園 |
| 3 | 都市機構浮間三丁目エステート | 3 | 中央公園（北） | 3 | 藤和板橋コープ |
| 4 | 赤羽台さくら並木公園 | 4 | 中十条公園 | 4 | 南谷端公園 |
| 5 | 都市機構赤羽北二丁目団地(東) | 5 | 十条公園 | 5 | 西ケ原東保育園 |
| 6 | 都市機構赤羽北二丁目団地(西) | 6 | 王子本町公園 | 6 | 西中里公園 |
| 7 | 袋町公園 | 7 | 中央公園（南） | 7 | 東中里公園 |
| 8 | 都営赤羽北三丁目ｱﾊﾟｰﾄ | 8 | 王子五丁目公園 | 8 | 田端五丁目防災広場 |
| 9 | 桐ケ丘中央公園（東） | 9 | 旧桜田小学校 | 9 | 田端公園 |
| 10 | 桐ケ丘中央公園（西） | 10 | 豊島八幡児童遊園 | 10 | 田端台公園 |
| 11 | 鶴ヶ丘児童遊園 | 11 | 旧王子ふれあい館 | 11 | 滝野川第五小学校 |
| 12 | 島下公園 | 12 | 王子六丁目公園 | 12 | 上中里二丁目児童遊園 |
| 13 | 区営赤羽西六丁目第２ | 13 | 王子六丁目児童遊園 | 13 | 東田端二丁目児童遊園 |
| 14 | 区営赤羽西六丁目第３ | 14 | 柳田公園 | 14 | 東田端公園 |
| 15 | 西が丘三ツ和公園 | 15 | 都営堀船三丁目団地 | 15 | 田端新町南むつみ公園 |
| 16 | 稲付西山公園 | 16 | 堀船公園 | 16 | 西ケ原みんなの公園 |
| 17 | 志茂子ども交流館 | 17 | 豊島区民センター | 17 | 谷戸さんさん児童遊園 |
| 18 | 赤羽三丁目公園 | 18 | 上四虹ひろば | 18 | 飛鳥山公園 |
| 19 | 赤羽東公園 | 19 | 東十条区民センター | 19 | 道音坂児童遊園 |
| 20 | 志茂三丁目児童遊園 | 20 | 上十条四丁目児童遊園 | | |
| 21 | 赤羽公園 | 21 | 上三ふじ広場（２０m³） | | |
| 22 | 都市機構赤羽南一丁目団地 | 22 | 上四みんなの広場 | | |
| 23 | 北運動公園 | 23 | 上五防災ふれあい広場（20m³） | | |
| 24 | 志茂東公園（２０m³） | | | | |
| 25 | 志茂四わかば児童遊園 | | | | |

表２

# 備　蓄　倉　庫　一　覧　表

令和４年４月１日現在

| | | 所在地 | 建築<br>年月日 | 建物構造 | 延床面積<br>（㎡） | 施設内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 北区桐ケ丘<br>災害備蓄倉庫 | 赤羽台 3-21 | 昭和<br>48.5.29 | RC 造平屋建 | 144 | 電動ｼｬｯﾀｰ１カ所、<br>手動ｼｬｯﾀｰ２カ所、<br>高床式 |
| 2 | 北区豊島５丁目<br>災害備蓄倉庫 | 豊島 5-5 | 昭和<br>49.7.29 | RC 造平屋建 | 144 | 電動ｼｬｯﾀｰ１カ所、<br>手動ｼｬｯﾀｰ２カ所、<br>高床式 |
| 3 | 北区西が丘<br>災害備蓄倉庫 | 西が丘 2-4 | 昭和<br>50.8.26 | RC 造平屋建 | 120 | 手動ｼｬｯﾀｰ３カ所、<br>高床式 |
| 4 | 北区王子５丁目<br>災害備蓄倉庫 | 王子 5-2-5 | 昭和<br>51.10.29 | 都市機構１階<br>ピロティー | 129 | 手動ｼｬｯﾀｰ２カ所 |
| 5 | 北区滝野川３丁目<br>災害備蓄倉庫 | 滝野川 3-80-1 | 昭和<br>55.3.18 | RC 造２階建<br>（併設） | 135 | ｼｬｯﾀｰ１カ所 |
| 6 | 北区防災センター<br>災害備蓄倉庫 | 西ヶ原 2-1-6 | 昭和<br>59.6.15 | SRC 造３階建 | 388 | 電動ｼｬｯﾀｰ１カ所、<br>搬出ﾀﾜｰ |
| 7 | 北区岩淵<br>災害備蓄倉庫 | 岩淵町 41 | 昭和<br>62.3.26 | RC 造２階建 | 122 | 電動ｼｬｯﾀｰ１カ所、<br>手動ｼｬｯﾀｰ１カ所 |
| 8 | 北区北とぴあ<br>災害備蓄倉庫 | 王子 1-11-1 | 平成<br>2.8.24 | SRC 造 18 階建<br>地下２階部分 | 122 | |
| 9 | 北区東田端<br>災害備蓄倉庫 | 東田端 1-16-16 | 平成<br>3.3.22 | RC 造２階建 | 180 | 電動ｼｬｯﾀｰ2 カ所、 |
| 10 | 北区浮間<br>災害備蓄倉庫 | 浮間 1-15-1 | 平成<br>5.3.19 | RC 造 20 階建<br>都営住宅１階部 | 152 | 電動ｼｬｯﾀｰ１カ所、<br>手動ｼｬｯﾀｰ１カ所 |
| 11 | 北区北運動場<br>災害備蓄倉庫 | 神谷 2-47-6 | 平成<br>9.1.30 | RC 造平屋建<br>観覧席下部 | 104 | ２層式 |
| 12 | 北区西ケ原四丁目<br>災害備蓄倉庫 | 西ケ原 4-51-62 | 平成<br>22.3.31 | RC 造平屋建 | 251 | 手動ｼｬｯﾀｰ３カ所 |

表３　　北区災害備蓄倉庫備蓄物資一覧

令和４年4月１日現在

| | 倉庫名／品名 | | 桐ケ丘 | 豊島５丁目 | 西が丘 | 王子５丁目 | 滝野川３丁目 | 防災センター | 岩淵 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 食料 | クラッカー | | 10,080 | 14,700 | 10,080 | 14,000 | 10,080 | 14,000 | 10,080 |
| | アルファ米 | 区 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | 5,000 | 10,000 | 6,000 |
| | | 都 | | 700 | | | | | |
| | ミネラルウォーター | | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 4,800 | 2,400 |
| 生活必需品 | ほ乳ビン | | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 | 110 | 130 |
| | 毛布 | 区 | 1,360 | 2,850 | 1,540 | 2,200 | 1,440 | 10,090 | 2,720 |
| | | 都 | 2,000 | 2,000 | 1,100 | 2,000 | | 600 | |
| | カーペット | 区 | | | 1,000 | 800 | 750 | 5,540 | 3,000 |
| | | 都 | | 600 | | | | | |
| | 紙オムツ | 大人用 | 748 | 1,462 | 748 | 1,462 | 1,462 | 748 | 748 |
| | | 乳児用 | 4,176 | 4,176 | 4,176 | 4,176 | 4,176 | 4,650 | 4,176 |
| | ビニールシート | | 180 | 150 | 250 | 220 | 200 | 230 | 250 |
| | トイレットペーパー | | 900 | 1,000 | 1,000 | 350 | 1,000 | 300 | |
| | 炊飯袋 | | | | | | 30,000 | 20,000 | |
| | 生理用品 | | 10,374 | 10,374 | 10,374 | 10,374 | 10,374 | 10,374 | 10,374 |
| | ウェットティッシュ | | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 21,000 |
| | ポリ袋 | | | 3,000 | | | 5,000 | 5,000 | 5,000 |

| | 倉庫名 / 品名 | | 北とぴあ | 東田端 | 浮間 | 北運動場 | 西ケ原四丁目 | 計 | 単位 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 食料 | クラッカー | | 10,080 | 10,080 | 10,080 | 10,080 | 19,950 | 143,290 | 食 |
| | アルファ米 | 区 | 10,000 | 6,000 | 5,000 | 6,000 | 10,000 | 82,000 | 食 |
| | | 都 | | | 29,000 | | 4,000 | 33,700 | |
| | 玄米粥 | | | | 10,000 | | | 10,000 | |
| | ミネラルウォーター | | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 2,304 | | 28,704 | 本 |
| 生活必需品 | ほ乳ビン | | 130 | 130 | 130 | 130 | | 1,410 | 本 |
| | 毛布 | 区 | 1,500 | 3,110 | 2,650 | | | 29,460 | 枚 |
| | | 都 | | | | 2,000 | | 9,700 | |
| | カーペット | 区 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | | | 14,090 | 枚 |
| | | 都 | | | | | 4,500 | 5,100 | |
| | 紙オムツ | 大人用 | 748 | 748 | 748 | 748 | | 10,370 | 枚 |
| | | 乳児用 | 4,176 | 4,176 | 4,176 | 4,176 | | 46,410 | |
| | ビニールシート | | | 200 | 250 | 250 | | 2,180 | 枚 |
| | トイレットペーパー | | | 1,000 | 650 | | | 6,200 | 個 |
| | 炊飯袋 | | | | | | | 50,000 | 袋 |
| | 生理用品 | | 10,374 | 10,374 | 10,374 | 10,374 | | 114,114 | 枚 |
| | ウェットティッシュ | | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 252,000 | 枚 |
| | ポリ袋 | | 5,000 | | 5,000 | | | 28,000 | 枚 |

| | 倉庫名<br>品名 | | 桐ケ丘 | 豊島5丁目 | 西が丘 | 王子5丁目 | 滝野川3丁目 | 防災センター | 岩淵 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資器材等 | 事務用品セット | | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| | 電気メガホン | | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 | 2 |
| | 濾水機(エンジン付) | | | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 |
| | 濾水機(手動) | | 1 | 1 | | | 1 | | |
| | 自動分配給水装置 | | | | | | | 1 | |
| | レンジバーナーSET | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 |
| | 給水タンク(500ﾘｯﾄﾙ) | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 1 |
| | ポリタンク(20ﾘｯﾄﾙ) | | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 150 | 100 |
| | コンテナー(10ﾘｯﾄﾙ) | | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 900 | 500 |
| | 発電機(大型) | | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 4 | 2 |
| | 投光機 | | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | |
| | テント | | 13 | 16 | 10 | 10 | 10 | 20 | 10 |
| | ロッジ型テント(都) | | | | | | | 20 | |
| | スコップ | | 10 | 22 | 12 | 22 | 22 | 20 | 20 |
| | ツルハシ | | 20 | 20 | 10 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| | 仮設便所 | 大便用 | 19 | 25 | 20 | 24 | 16 | 35 | 24 |
| | | 小便用 | | | | | 2 | 10 | |
| | 簡易式トイレ | | | | | | | 70 | |
| | マンホールトイレ | | | | | | | | |
| | リヤカー | | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | ボート | | | 1 | | | | | 1 |
| | 麻袋 | | 400 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 3,000 | 1,000 |
| | ｳｫｰﾀｰﾌﾞﾛｯｸ | Gﾀｲﾌﾟ | | | | | | 200 | |
| | | 一般用 | | | | | | 200 | |
| | 簡易救助品(布団ﾚｽ) | | | 23 | | 26 | | | |
| 医療具 | 担架 | | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 三角巾 | | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 |

| | 品名＼倉庫名 | | 北とぴあ | 東田端 | 浮間 | 北運動場 | 西ケ原四丁目 | 計 | 単位 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 資器材等 | 事務用品セット | | 1 | 1 | 1 | 1 | | 13 | 組 |
| | 電気メガホン | | 2 | 2 | 2 | 2 | | 25 | 個 |
| | 濾水機(エンジン付) | | | 2 | | 1 | | 13 | 台 |
| | 濾水機(手動) | | | 1 | 1 | | | 5 | 台 |
| | 自動分配給水装置 | | | | | 1 | | 2 | 台 |
| | レンジバーナーSET | | 1 | 1 | 1 | 1 | | 13 | 組 |
| | 給水タンク(500ﾘｯﾄﾙ) | | | 2 | 2 | | | 18 | 個 |
| | ポリタンク(20ﾘｯﾄﾙ) | | 50 | 100 | 50 | | | 950 | 個 |
| | ロンテナー(10ﾘｯﾄﾙ) | | 100 | 500 | 300 | | | 4,800 | 個 |
| | 発電機(大型) | | 2 | 2 | 3 | 1 | 2 | 28 | 台 |
| | 投光機 | | | 4 | 2 | | | 22 | 台 |
| | テント | | 10 | 10 | 10 | 5 | | 124 | 張 |
| | ロッジ型テント(都) | | | | | | | 20 | 個 |
| | スコップ | | 20 | 22 | 20 | | | 190 | 本 |
| | ツルハシ | | 20 | 20 | 20 | | | 190 | 本 |
| | 仮設便所 | 大便用 | 30 | 20 | 33 | 9 | | 255 | 棟 |
| | | 小便用 | | | | | | 12 | |
| | 簡易式トイレ | | | | 220 | 3 | | 293 | 個 |
| | マンホールトイレ | | | | | | 56 | 56 | ｾｯﾄ |
| | リヤカー | | 3 | 3 | 2 | | | 30 | 台 |
| | ボート | | | | 1 | | | 3 | 隻 |
| | 麻袋 | | 1,000 | 1,000 | | | | 10,400 | 袋 |
| | ｳｫｰﾀｰﾌﾞﾛｯｸ | Gﾀｲﾌﾟ | | | | | | 200 | 袋 |
| | | 一般用 | | | 250 | | | 450 | |
| | 簡易救助品(布団ﾚｽ) | | | | | | | 49 | 個 |
| 医療具 | 担架 | | 10 | 10 | 10 | 10 | | 110 | 台 |
| | 三角巾 | | 300 | 300 | 200 | | | 2,900 | 枚 |

表４

●防災資機材倉庫備蓄物資一覧

所在地　区立小、中学校等敷地内　　令和４年４月１日現在

| 品　　名 | 濾水機 | 折りたたみ水槽 | 発電機 | 投光器 | バルーン投光器 | 仮　設便　所 | マンホールトイレ | ロープ | 電　工ドラム | 折りたたみリヤカー |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1施設の数量 | １台 | ２台 | ２台 | ２台 | 1台 | ３棟 | 3棟 | ２本 | ２個 | 1台 |
| 総 数 量 | 60台 | 120台 | 60台 | 120台 | 60台 | 225棟 | 180棟 | 120本 | 120個 | 60台 |

| 品　　名 | レンジバーナー | ビニールシート | 消火ポンプ | 災害救助用工具セット | レギュラーガソリン缶詰 | 混合ガソリン缶詰 | 灯油缶詰 | 避難所開設キット |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1施設の数量 | １台 | 20枚 | １台 | 1組 | 20缶 | 4缶 | ８缶 | １個 |
| 総 数 量 | 60台 | 1,200枚 | 60台 | 60組 | 1,400缶 | 240缶 | 480缶 | 59個 |

※225 棟の仮設便所のうち、浮間中、岩淵小、桐ケ丘郷小、王子桜中、旧清至中、としま若葉小、十条富士見中、滝野川もみじ小、及び滝野川第四小の９校には大便用を８棟ずつ備蓄している。

●学校備蓄室備蓄物資一覧

・食料、水

| 品　名 | アルファ米(白米) | アルファ米(ひじき) | アルファ米(わかめ) | アルファ米(きのこ) | クラッカー | おかゆ | ミネラルウォーター |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 施設の数 | 1,000 食 | 1,000 食 | 1,000 食 | 1,000 食 | 560 食 | 1,500 食 | 1,200 本 |
| 総　数　量 | 60,000 食 | 60,000 食 | 60,000 食 | 60,000 食 | 33,600 食 | 90,000 食 | 72,000 本 |

| 品　名 | 粉ミルク | 液体ミルク | 缶入りパン |
|---|---|---|---|
| 1 施設の数量 | ４８０食 | 48 缶 | ２４０食 |
| 総　数　量 | 28,800 食 | 2,736 缶 | 14,400 食 |

・生活物資、資機材等

| 品　　名 | 食器セット | 紙おむつ(ﾍﾞﾋﾞｰ用) | 紙おむつ(大人用) | 毛　布 | ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ | 事務用品セット | 電気ﾒｶﾞﾎﾝ | 給水ﾀﾝｸ（１ｔ） | 給水ﾀﾝｸ(0.5ｔ) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 施設の数量 | 10,000 ｾｯﾄ | 456 枚 | 374 枚 | 300 枚 | 480 巻 | １セット | ２個 | ２個 | ２個 |
| 総 数 量 | 600,000 ｾｯﾄ | 27,360 枚 | 22,440 枚 | 18,000 枚 | 28,800 巻 | 60 セット | 120 個 | 120 個 | 120 個 |

| 品　　名 | 車椅子 | 担架 | 肌　　着 | 救急箱 | ｶｾｯﾄｺﾝﾛ | ｶｾｯﾄﾎﾞﾝﾍﾞ | カーペット | ほ乳瓶 | ほ乳瓶用おかん器 | サージカルマスク |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 施設の数量 | １台 | １台 | 1,000 組 | １台 | ２台 | ６　本 | 300 枚 | 160 本 | 30 個 | 250 枚 |
| 総 数 量 | 60 台 | 60 台 | 60,000 組 | 60 台 | 120 台 | 360 本 | 18,000 枚 | 9,600 本 | 1,800 個 | 15,000 枚 |

| 品　　名 | 生理用品 | 生理用ショーツ | 尿もれパッド | 乳児用おしりふき | 清浄綿 | 口腔用ウエットガーゼ | ウエットティッシュ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 施設の数量 | 830 枚 | 30 枚 | 200 枚 | 220 枚 | 350 枚 | 450 枚 | 2,000 枚 |
| 総 数 量 | 49,800 枚 | 1,800 枚 | 12,000 枚 | 13,200 枚 | 21,000 枚 | 27,000 枚 | 120,000 枚 |

| 品　　名 | 衛生対策用品セット | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | マスク | 手指消毒液 | フェイスシールド | 次亜塩素酸ナトリウム | 非接触型体温計（電池付き） | 使い捨て手袋（M・L サイズ） | 防護服（L・XL サイズ） | 養生テープ |
| 1 施設の数量 | 100 枚 | 4 本 | 15 枚 | 3 本 | 3 セット | 100 枚ずつ | 1 着ずつ | 2 巻 |
| 総 数 量 | 11,600 枚 | 232 本 | 870 枚 | 174 本 | 174 セット | 11,600 枚 | 116 着 | 116 巻 |

●福祉避難所（通所型・介護型・補完型）備蓄物資一覧

・通所型

| 品　　名 | ミネラルウォーター | おかゆ | ミキサー粥 | 毛布 | 洋式トイレ（自動ラップ式トイレ） | 発電機 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | 4,224 本 | 4,700 食 | 2,800 食 | 240 枚 | 14 台 | 13 台 |

・介護型

| 品　　名 | ミネラルウォーター | おかゆ | ミキサー粥 | 食器セット | 食品用ラップ | 鍋 | カセットコンロ | カセットボンベ | おしりふき |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | 2,856 本 | 750 食 | 600 箱 | 15 セット | 30 個 | 20 個 | 20 個 | 30 セット | 200 個 |

| 品　　名 | ごみ袋 | 紙おむつ大人用テープ・パンツ（M～LL） | 簡易トイレ用袋 | マスク | 口腔用ウェットガーゼ | 使い捨てカイロ | ウェットティッシュ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | 30個 | 128パック | 58パック | 18箱 | 78箱 | 480個 | 750個 |

| 品　　名 | タオル | ティッシュ | 使い捨て手袋 | 手指消毒液 | ポータブルライト電池使用・電池付 | マイクロファイバー毛布 | 段ボールベッド | 段ボール間仕切り |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | 150枚 | 30パック | 50箱 | 30個 | 30個 | 300枚 | 150個 | 18個 |

| 品　　名 | 洋式トイレ（自動ラップ式トイレ） | 発電機 |
|---|---|---|
| 計 | 14台 | 14台 |

・補完型

| 品　　名 | おかゆ | カセットコンロ | カセットボンベ | 電気メガホン | リヤカー | 貯水槽 | 給水タンク 1 t | かまど | 発電機 | 投光器 | 担架 | 車椅子 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | 6,500 食 | 64 台 | 141 本 | 30 個 | 26 台 | 50 台 | 25 個 | 25 台 | 28 台 | 58 個 | 30 台 | 32 台 |

| 品　　名 | コードリール | 洋式トイレ（自動ラップ式トイレ） | 発電機 |
|---|---|---|---|
| 計 | 19個 | 24台 | 24台 |

●予備避難所備蓄物資一覧（２館）

滝野川体育館、桐ケ丘体育館、

| 品名 | ｶｾｯﾄ ｺﾝﾛ | ｶｾｯﾄ ﾎﾞﾝﾍﾞ | 電　気 ﾒｶﾞﾎﾝ | ﾘﾔｶｰ | 貯水槽 | 給水ﾀﾝｸ (1t) | 給水ﾀﾝｸ (0.5t) | かまど | 発電機 | 投光器 | 担　架 | 車椅子 | おかゆ缶 | 救急箱 (20人用) | ｺｰﾄﾞ 巻取機 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | ６台 | ９本 | ６個 | ３個 | ６台 | ８個 | ２個 | ３台 | ３台 | ６台 | ３台 | ３台 | 720缶 | ３箱 | ３個 |

※滝野川体育館分は防災センター備蓄倉庫、桐ケ丘体育館分は桐ケ丘備蓄倉庫に備蓄している。

副参事（地域防災計画担当）

１．北区地域防災計画の改定　１７，３６９千円
（R4：5，２１１千円、R5：１２，１５８千円）

東京都北区地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、北区のあらゆる自然災害に対処する総合計画である。平成３０年３月の最終改定以降、災害対策基本法の改正、東京都における首都直下地震の被害想定見直し及び区で策定を進めている「大規模水害避難行動支援計画」など、本計画に反映させるべき事項が生じていることから、令和４年度・５年度の２か年をかけて改定を行う。

地域防災担当課長

１．防災訓練の実施（１４，６３６千円）

（１）防災訓練

「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・共助の考え方に基づき、町会・自治会を母体に「自主防災組織」が結成されており、防災意識の向上と災害時の行動力強化を目的に、初期消火、避難、応急救護等の各種訓練を実施している。

また、大規模災害時には単一の自主防災組織では活動等に限界があるため、地域全体の安全を確保する「地区防災会議」が連合会を単位に１９地区で設置されており、合同で防災訓練等を実施している。区は、地区防災会議の活動を促進するため、防災訓練及び会議の運営等の事業に要する経費の一部に対して、補助金を交付している。

このほか、区では、防災において最も重要な「自助」について確認し、地震の発生時に素早く身を守る行動ができるよう、区民向けにシェイクアウト訓練（北区一斉防災訓練）を実施している。

〈令和３年度〉

・自主防災組織による訓練　参加者数：２２，９２０人
・地区防災会議による訓練　参加者数：２，４７１人
・シェイクアウト訓練　　参加者数：７，３０４人　参加団体数：５９団体

（２）避難所開設・運営訓練

地域の特性に応じた防災力向上と協力体制の確立を図るため、より実践を意識した多彩な活動支援として、各自主防災組織・地区防災会議（連合会）を対象に、大規模災害時に地域住民が区内小中学校等の避難所に避難してきたことを想定した「避難所開設・運営訓練」を実施している。平成３０年度には、避難所の知識のない人でも効率よく避難所開設を進められるよう、開設の作業手順を整理した避難所開設キットを区内全避難所に配備し、より実践的な訓練に繋げている。

〈令和３年度〉

・実施回数　７回

（３）中学生防災学校

災害時に地域の貴重な担い手となることが期待される中学生を対象に、中学校防災学校を実施している。災害時における行動などの講義をはじめ、地震や煙の体験、ＡＥＤ等の応急救護、初期消火、ロープワーク等の体験学習を通して、防災に対する基本的な知識・技術を習得し、災害時に地域の一員として活動できることを目指している。

〈令和３年度〉

・実施校数　９校

（４）防災意識の啓発

防災に対する意識を高めるため、自主防災組織、学校・ＰＴＡ、区内事業所、マンション管理組合等が開催する講演会・勉強会を対象に、防災に関する専門家講師の派遣事業を実施している。

〈令和３年度〉

・防災セミナー講師派遣　２回

（５）防災教室の実施

区内団体（保育園、幼稚園、児童館、学校、自主防災組織、事業所等）向けに地震体

験車（起震車）の出向による防災教室を実施し、学習の場を提供している。
〈令和３年度〉
・実施回数　９４回

（６）オンライン防災イベントの実施
新型コロナウイルス感染症の影響により、地域における防災訓練等の実施が難しい状況となっている。また、地域における防災訓練等の課題として、参加者の固定化や高齢化があり、幅広い世代が参加しやすい新しい防災イベントの実施が求められている。このため、令和４年度からは、ＩＣＴを活用したオンライン防災イベントを開催し、継続的な防災知識の普及啓発を行うとともに、従来の防災訓練等に参加が難しかった若年層やファミリー世帯の積極的な参加を促すことで、防災への興味・関心を持つきっかけを提供し、地域全体の防災力向上につなげていく。

２．区民自主防災組織の育成等（２２，８０８千円）
（１）自主防災組織
区は、自主防災組織の活動を支援・促進するため、小型消防ポンプ、炊き出しセット、発電機、担架等をはじめとする各種資機材を配備し、その活動にかかる経費の一部に対して助成金を交付している。
〈令和４年４月１日現在〉
・自主防災組織　１８０組織

（２）地区防災運営協議会
区内１９の連合会を単位に組織された地区防災会議の機能をさらに拡大強化するため、同会議に地域の防災関係機関（警察・消防・医療機関など）を加えた「地区防災運営協議会」の設置に向けた支援をしている。現在、１２地区で設置がされており、引き続き、支援を行っていく。

（３）スタンドパイプ屋外格納庫の購入補助
自主防災組織に配備したスタンドパイプの多くは、小型消防ポンプ格納庫等に収納されており、ポンプ格納庫は施錠管理されているため、軽量かつ簡単に操作ができるといった資機材の長所が生かせていない状況である。
震災時及び平時の火災発生時において、自主防災組織をはじめ誰でも使用できるよう、令和４年度より区内自主防災組織を対象に、屋外に台車ごと保管ができる格納庫の設置に要した金額の一部を補助する。

生活安全担当課長

１．地域生活安全環境整備事業（１８，８３３千円）

（１） 生活安全推進協議会

東京都北区生活安全条例に基づき、区民の生活安全に関する意識の高揚と地域における犯罪を防止するため生活安全推進協議会を設置している。警察、消防、防犯協会、防犯協力会、町会・自治会、ＰＴＡなど関係機関等の委員で構成されている。

＜令和３年度＞

・ 令和４年２月４日書面開催（委員３２名）

（２） 北区メールマガジンの配信

配信を希望した登録者に対して、不審者等に関する情報を中心にメール（ＬＩＮＥ）を配信する。

＜令和３年度＞

・ 緊 急 情 報　配信回数　２回
　登録者数　３４，４０３名（令和４年３月 31 日現在）
・ 安全・安心情報　配信回数　３２７回
　登録者数　１４，７６２名（令和４年３月 31 日現在）

（３） 自動通話録音機の貸出

高齢者に対する特殊詐欺の未然防止対策として、希望する区内在住の６５歳以上の方がいる世帯へ自動通話録音機の貸出を行っている。また、昨年度に引き続き今年度新たに７５歳以上の方のみとなった世帯へダイレクトメールにより通知し、優先して貸出する。

＜令和３年度＞

・１，７０１台貸出（累計５，２４８台）

（４） 防犯ボランティアパトロール隊の募集

北区の安全・安心、犯罪防止のため、区内においてボランティアで防犯活動や防犯啓発活動を行っていただける方を募集し、パトロール物品の助成や防犯リーダー養成講座の開催、ボランティア保険の適用を行っている。

＜令和３年度＞

・ 登録団体　６１団体・１，０５２名（令和４年３月 31 日現在）
・ パトロール隊に対する物品の助成　ベスト、腕章、帽子、笛、青色防犯合図灯
・ 防犯リーダー養成講座　令和３年１１月２４日開催（３０団体４４名）

（５） 防犯カメラの運用経費に対する補助金の交付

公共の場所に防犯カメラを設置している町会・自治会及び商店街等に対し、運用に係る経費（電気料金・電柱共架料）の一部を補助し、設置団体の負担を軽減するとともに設置の促進を図る。

＜令和３年度＞

・ ９５団体

（６） 防犯カメラの維持管理経費に対する補助金の交付

公共の場所に防犯カメラを設置している町会・自治会及び商店街等に対し、維持管理に係る経費（保守点検費・修繕費）の一部を補助し、設置団体の負担を軽減すると

ともに設置の促進を図る。
＜令和３年度＞
・　延べ１６団体

（７）　防犯協会・アパート・マンション防犯協力会等への補助
地域の防犯を推進する団体が防犯を推進する事業等に対して補助を実施する。
＜令和３年度＞
・　６団体

（８）　北区地域安全のつどい
全国地域安全運動の取組みとして区、３警察署、３防犯協会が合同で、より広く生活安全に関する取り組みや知識を区民に周知するためのイベント等を実施する。
＜令和３年度＞
・　令和３年１０月１４日開催

（９）　環境浄化の推進
「割れ窓理論」に基づき、区民・関係団体と協働してまちの落書き消しや植栽をすることによって、犯罪を起こさせない美しいまちづくりを推進する。
＜令和３年度＞
・ 防犯環境改善活動　　５回実施

（１０）　防災行政無線による注意喚起放送の実施
警視庁からの情報により、不審電話が集中する地域へ防災行政無線による注意喚起を迅速に放送している。
・１７４回放送

２．地域安全・安心パトロール事業（３５，３２２千円）
地域の安全・安心を３６５日２４時間確保するため、委託による車両パトロール（青色回転灯装備車両）を実施している。
＜令和３年度＞
・ パトロール体制　３６５日２４時間体制（年末年始を含む）

３．防犯設備整備補助事業（３９，６８３千円）
（１）　町会・自治会向け
町会・自治会等が、防犯を強化する目的で設置する防犯カメラ等、防犯設備の整備に係る経費の一部を補助する。
補助内容　補助率５／６　補助限度額５００万円（単独）・７５０万円（連携）
＜令和３年度＞
・　防犯カメラに対する補助金　　１０団体

（２）　商店街向け
商店街等が、防犯を強化する目的で設置する防犯カメラ等、防犯設備の整備に係る経費の一部を補助する。
補助内容　補助率２／３　補助限度額６００万円
＜令和３年度＞
・ 防犯カメラに対する補助金　０団体

４．防犯対策サポート事業（１６，３９５千円）

防犯推進員として会計年度任用職員を採用し、保育園、幼稚園、児童館等における防犯教室の開催や職員向けの不審者対応訓練の実施、シニアクラブや町会・自治会における防犯講話の実施などの各種防犯啓発活動を行う。

また、地域の防犯力の向上及び地域住民等の防犯への意識向上のため、防犯ボランティア団体や関係機関、関係団体と連携したキャンペーン活動等を実施する。

＜令和３年度＞

- 防犯教室　　２４回
- 不審者対応訓練　２５回
- 防犯講話　　０回
- 合同パトロール　　３回
- 合同キャンペーン　５回

（白紙）

# 会　計　管　理　室

# 会　計　管　理　室　組　織　図

令和４年４月１日現在

会　計　管　理　室（筒井　久子）
└ 会　計　課（会計管理室長　筒井　久子　事務取扱）
　├ 出　納　係
　├ 課務担当主査（１）
　└ 審　査　係

# 会計管理室職員配置状況

令和４年４月１日現在

| | 係　　名 | 合計 | 部長 | 課長 | 係長/主査 | 係員 | 再任用 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 会　計　課 | 出　納　係 | 9 | (※1)　1 | | 2 | 6 | | (※1)　室長（会計課長事務取扱） |
| | 審　査　係 | 7 | | | 1 | 6 | | |
| | 計　2　係 | 16 | 1 | | 3 | 12 | | |

# 分　掌　事　務

## 会 計 管 理 室

### 会　計　課

#### 出　納　係

１．歳計現金及び歳入歳出外現金の出納保管に関すること。
２．基金に属する現金の出納保管に関すること。
３．有価証券及び担保物の出納保管に関すること。
４．小切手の振出に関すること。
５．指定金融機関に関すること。
６．公印の管守に関すること。
７．収入通知及び支出命令の執行に関すること。
８．物品の出納保管及び処分に関すること。
９．課内の他の係に属しないこと。

#### 審　査　係

１．支出負担行為の確認に関すること。
２．収入通知及び支出命令の審査に関すること。
３．決算の調製に関すること。
４．公共料金の支払の調整に関すること。

#### 課 務 担 当 主 査

１．資金管理に関すること。
２．歳入及び歳出に係る諸表の作成に関すること。
３．財産の記録管理に関すること。
４．指定金融機関及び収納事務委託者等に対する検査に関すること。
５．会計事務の指導及び改善に関すること。

# 会 計 管 理 室

## 会　　計　　課

地方自治法第１７０条の規定に基づいて、会計事務を所管している。
令和３年度（令和４年３月３１日現在）における会計事務の概要は、次のとおりである。

１．会計管理事務（６０，５９２千円）

（１）収入事務
法令等により収納（銀行収入等）した公金の内容審査及び執行事務。

会計別収入額

| | | | |
|---|---|---|---|
| ア | 一般会計 | 115,939 件 | １６６,６６１,５３３,６４３円 |
| イ | 国民健康保険事業会計 | 189,949 件 | ３３,６４７,６３７,６０１円 |
| ウ | 用地特別会計 | ０件 | ０円 |
| エ | 介護保険会計 | 37,193 件 | ３３,４７２,７２２,７５８円 |
| オ | 後期高齢者医療会計 | 97,710 件 | ８,５８６,０６１,９３５円 |
| カ | 歳入歳出外現金 | 572,788 件 | ２４,３０９,６８３,０６９円 |
| | 計 | 1,013,579 件 | ２６６,６７７,６３９,００６円 |

（２）支出事務
各課・局・室・所・学校より送付された支出負担行為の適法確認及び支出命令書の内容審査並びに執行事務。

会計別支出額

| | | | |
|---|---|---|---|
| ア | 一般会計 | 39,698 件 | １４９,１５５,４１５,８１８円 |
| イ | 国民健康保険事業会計 | 939 件 | ３３,２５２,５６４,７３２円 |
| ウ | 用地特別会計 | ０件 | ０円 |
| エ | 介護保険会計 | 1,377 件 | ３０,１５５,１４３,２６９円 |
| オ | 後期高齢者医療会計 | 306 件 | ８,４５７,４７２,８９２円 |
| カ | 歳入歳出外現金 | 315 件 | ２１,２５２,０４６,７４８円 |
| | 計 | 42,635 件 | ２４２,２７２,６４３,４５９円 |

（３）基金の状況

| | |
|---|---|
| ア　財政調整基金<br>　基金の額 | １７,７９９,０６３,０００円 |
| イ　減債基金<br>　基金の額 | ２,６３６,１８３,０００円 |
| ウ　施設建設基金<br>　基金の額 | １９,８４２,９１４,０００円 |
| エ　まちづくり基金<br>　基金の額 | ８,６３３,９６３,０００円 |
| オ　学校改築等基金<br>　基金の額 | １３,９２１,９３５,０００円 |
| 主　要　５　基　金　合　計 | ６２,８３４,０５８,０００円 |
| カ　谷村教育基金<br>　基金の額 | ０円 |
| キ　福祉施設整備基金<br>　基金の額 | ８３,１２７,０００円 |
| ク　協働推進基金<br>　基金の額 | １５４,９４０,７７８円 |
| ケ　住宅管理基金<br>　基金の額 | １,５１３,６９７,０００円 |
| コ　北区応援サポーター基金<br>　基金の額 | ２２,１３４,４６２円 |
| サ　公共料金支払基金<br>　基金の額 | １６０,３９５,３７６円 |
| シ　国民健康保険高額療養費貸付事業基金<br>　基金の額 | ５,１２５,５０７円 |
| ス　介護保険給付費準備基金<br>　基金の額 | ２,８１１,５５２,０００円 |
| 総　合　計 | ６７,５８５,０３０,１２３円 |

２．物品管理事務（１８，３２１千円）
各課・局・室・所・学校で使用している備品の出納及び記録管理。

| | |
|---|---|
| （１）供用数 | ６６，８７９点 |
| （２）受入数 | ３，４５６点 |
| （３）組替数 | １，５４９点 |
| （４）組替数のうち売却 | ５点 |

※財務書類作成前のため点数が変わる場合があります。

（白紙）

# 監　査　事　務　局

# 監　査　事　務　局　組　織　図

令和４年４月１日現在

監　査　事　務　局――――課務担当主査(1)
（鈴木　啓一）

# 監査事務局職員配置状況

令和４年４月１日現在

| | 合計 | 部長 | 課長 | 係長/主査 | 係員 | 再任用 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 監　査　事　務　局 | ５ | | １ | ３<br>(※1)　(1) | １ | | (※1) 兼務１名（都市計画課）<br>会計年度任用職員１名 |

# 分　掌　事　務

## 監 査 事 務 局

１．監査委員に関すること。
２．事務局の予算、決算及び経理に関すること。
３．公印に関すること。
４．訓令・告示等に関すること。
５．文書の収受・配付・発送及び保存に関すること。
６．監査・検査及び審査等の計画・実施若しくは結果の報告及び公表並びに監査結果により講じた措置の長等関係機関からの通知に係る事項の公表に関すること。
７．特別区監査委員協議会に関すること。
８．事務局のその他の庶務に関すること。

## 監　査　事　務　局

監査事務（監査運営費　７，９９３千円、事務局運営費　４３１千円）

監査、検査、審査は、地方自治法第２条第１４項及び第１５項に定める趣旨に基づき、区の事務事業が合理的かつ効率的に執行されているか等について、監査委員が監査するものである。

監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者は４年、議員のうちから選任される者は議員の任期による。その数は、識見を有する者２名（内１名は常勤）、議員２名である。

監査、検査、審査の種別は以下のとおりである。

１．定期監査（地方自治法第１９９条第１項及び第４項）

区の財務に関する事務の執行について、毎会計年度、期日を定めて監査を行う。

令和４年度における各部局、施設等の監査実施予定日数は次のとおりである。

（単位：延べ日数）

| 部　局　名 | 日　数 | 施　設　名 | 日　数 | 工事監査 | 日　数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 政策経営部 | １日 | | | | １日 |
| 総務部 | ２日 | スペースゆう | １日 | １日 | ４日 |
| 危機管理室 | １日 | | | | １日 |
| 地域振興部 | ２日 | 地域振興室等 | ３日 | | ５日 |
| 区民部 | ２日 | | | | ２日 |
| 生活環境部 | １日 | | | | １日 |
| 福祉部 | ３日 | | | | ３日 |
| 健康部 | １日 | | | | １日 |
| 北区保健所 | １日 | | | | １日 |
| まちづくり部 | ２日 | | | | ２日 |
| 土木部 | １日 | 公園、児童遊園等 | ２日 | １日 | ４日 |
| 会計管理室 | １日 | | | | １日 |
| 教育振興部 | ２日 | 小・中学校、図書館等 | ８日 | | １０日 |
| 子ども未来部 | ２日 | 児童館、保育園等 | ７日 | | ９日 |
| 監査事務局 | １日 | | | | １日 |
| 選挙管理委員会事務局 | １日 | | | | １日 |
| 区議会事務局 | １日 | | | | １日 |
| | 計２５日 | | 計２１日 | 計２日 | 合計４８日 |

２．行政監査（地方自治法第１９９条第２項）
必要があると認めるときに区の事務の執行について監査を行う。

３．随時監査（地方自治法第１９９条第１項及び第５項）
必要があると認めるときに定期監査に準じて監査を行う。

４．財政援助団体等監査（地方自治法第１９９条第７項）
補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の指定管理者の財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査を行う。
令和４年度は、１１日間、２０団体の監査を予定している。

５．決算審査（地方自治法第２３３条第２項及び第２４１条第５項）
決算書その他関係諸表に基づく計数を確認し、その年度における事務執行が効率的、経済的及び合法的に執行され、かつ会計処理が適法であったかについて審査を行う。
令和４年度は、令和３年度決算について、５日間の審査を予定している。

６．健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項）
健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）が適正に算定されているかについて審査する。
令和４年度の審査は、決算審査に併せて実施する予定である。

７．内部統制評価報告書審査（地方自治法第１５０条第５項）
内部統制評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、把握された不備に対する評価結果が適切な判断に基づいて行われているかについて審査する。

８．例月出納検査（地方自治法第２３５条の２第１項）
会計管理者から提出された収支状況等の資料に基づいて毎月の係数を照合確認し、財政収支の動態を把握するために毎月１回検査を行う。

９．住民監査請求（地方自治法第２４２条）
公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行等について、違法・不当な行為又は怠る行為があったと住民から監査の請求があったときは、その都度、監査を実施する。

１０．その他
その他の監査には、直接請求（地方自治法第７５条第１項の監査）、議会の監査要求（同法第９８条第２項の監査）、長の要求監査（同法第１９９条第６項の監査）、指定金融機関の随時監査（同法第２３５条の２第２項の監査）、職員の賠償責任の監査（同法第２４３条の２の２第３項の監査）がある。

（白紙）

選挙管理委員会事務局

# 選挙管理委員会事務局組織図

令和４年４月１日現在

選挙管理委員会事務局――――課務担当主査（１）
（浅香　光男）

# 選挙管理委員会事務局職員配置状況

令和４年４月１日現在

| | 合計 | 部長 | 課長 | 係長/主査 | 係員 | 再任用 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 選挙管理委員会事務局 | 9 | | 1 | 2<br>（※1） (1) | 6<br>（※2） (7) | | （※1） 兼務１名<br>（※2） 兼務７名 |

※１兼務　（職員課）
※２兼務　（国保年金課、環境課、介護保険課、学校改築施設管理課、生涯学習・学校地域連携課、教育指導課、保育課）

# 分　掌　事　務

## 選挙管理委員会事務局

１．委員会議に関すること。
２．委員会議録の作成及び保管に関すること。
３．公印に関すること。
４．文書の収受、配付、審査、発送、編集及び保存に関すること。
５．選挙表彰に関すること。
６．選挙及び投票の管理に関すること。
７．選挙に関する調査及び資料の収集に関すること。
８．選挙及び投票の統計に関すること。
９．選挙争訟に関すること。
10．直接請求の審査事務に関すること。
11．政党及び政治団体に関すること。
12．検察審査員候補者予定者名簿及び裁判員候補者予定者名簿の調製に関すること。
13．啓発事務に関すること。
14．事務局その他の庶務に関すること。

## 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

地方自治法第１８６条により委員会の職務権限に属する国または地方公共団体の各種選挙に関する事務及びこれに関係のある事務等を処理している。

１．委員会運営等（１７，６１１千円）

選挙管理委員４名：選挙管理委員補充員４名：任期は令和２年３月３１日から４年

（１）委員会等の開催状況（３年度実績）

① 定例委員会　　１２回

② 臨時委員会　　１３回

③ 諸会議　　２２回（選挙に関する関係機関との打合せ、諸手続き等）

（２）選挙人名簿の調製

| | 選挙人名簿登録者 | | | 在外選挙人名簿登録者 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 年月日 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 4.3.1 | 143,253 人 | 146,689 人 | 289,942 人 | 239 人 | 253 人 | 492 人 |
| 3.3.1 | 143,665 人 | 147,466 人 | 291,131 人 | 237 人 | 242 人 | 479 人 |

（３）裁判員候補者予定者名簿の調製

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づき、毎年９月の選挙人名簿登録者から候補者予定者名簿を調製し、裁判所に送付している。

（３年度８０５名、２年度８４４名）

（４）検察審査員候補者予定者名簿の調製

検察審査会法に基づき、毎年９月の選挙人名簿登録者から候補者予定者名簿を調製し、検察審査会に送付している。

（３年度９０名、２年度９０名）

２．明るい選挙推進事業（２，４６９千円）

（１）北区明るい選挙推進協議会の運営

① 推進協議会　　２５名

推進協議会は、選挙管理委員、話しあい指導員及び明るい選挙推進委員の地区代表で構成し、任意団体として選挙管理委員会とともに明るい選挙推進運動の企画・立案し、これを実践する組織として活動している。

② 話しあい指導員　　２名

推進委員の行う「話しあい活動」その他の啓発活動に対して助言・指導を行っている。

③ 明るい選挙推進委員　１９３名（令和４年４月１日現在）

各町会自治会及び民間ボランティア団体の推薦に基づき委嘱した推進委員は、各地域において啓発活動を実施。また、選挙時には投票所の管理者、立会人を担っている。

④ 諸会議（令和３年度実績）

協議会　　２回（書面開催）

部会　　２回（事業部会及び広報部会いずれも書面開催）

（総会、明るい選挙推進大会は新型コロナウイルス感染症対策により中止）

（２）明るい選挙啓発事業（令和３年度実績）

①　標語の募集

次回選挙に向けて啓発標語を募集。優秀作品は、啓発グッズなどに活用している。

（作品審査会：令和４年２月実施）

応募数７５２点

小学生の部５６９点

一般（中学生以上）の部１８３点（中学生１４０点、高校生０点、一般４３点）

優秀賞各部１点、入賞８点（小学生の部５点、一般（中学生以上）の部３点）

②　明るい選挙啓発ポスターコンクール

小・中学校並びに高等学校の児童・生徒を対象に、ポスター作品を募集。全国的なコンクールで、優秀作品を東京都や国に推薦している。

（作品審査会：令和３年９月実施）

応募総数４６７点（小学生の部２３８点、中学生の部２１１点、高校生の部１８点）

北区優秀賞１７点（小学生の部７点、中学生の部７点、高校生の部３点）

北区入賞　３５点（小学生の部１４点、中学生の部１５点、高校生の部６点）

応募協力校表彰３校（北区立田端小学校、北区立滝野川紅葉中学校、私立武蔵野高等学校）

③　選挙だよりの発行

令和４年３月３０日選挙だより（９７号）を編集・発行し、区内小・中・高等学校及び町会自治会等に配布した。

④　新成人への啓発

若年層の意識向上のため、成人式の参加者にマスクケース等の啓発グッズの配布等を行った。

⑤　新有権者への啓発

新たに選挙権を有した１８歳の選挙人に啓発はがきを送付した。

３．若年層の政治参加を促す取り組み

選挙権年齢が引き下げられたこと、若年層の投票率が他の年代に比べて低いことから、小中学校や高等学校に出向き、選挙制度の歴史や仕組みについて講義する出前授業や各候補者の主張について、深く考え判断しながら実際の投票と同じプロセスを実際の選挙で用いる資材を使用しながら体験できる模擬選挙等を行っている。令和３年度は特別支援学校への出前講座の実施に力を入れた。

令和３年度実績：出前授業３校、生徒会選挙補助２校、資材貸出１２校

令和２年度実績：出前授業２校、生徒会選挙補助３校、資材貸出９校

※資材貸出については、出前授業、模擬選挙及び生徒会選挙補助実施校を含む。

４．選挙執行予定

令和４年７月執行予定　参議院議員選挙

（１４６，５２１千円）

令和５年４月執行予定　北区議会議員・北区長選挙

（１０，２６８千円）

（白紙）

# 北　区　組　織　図

# 北　区　組　織　図　（令和４年４月）

- 区長　副区長(2)
  - 政策経営部
    - 参事（広報課長事務取扱）
    - 企画課
      - 課務担当主査
    - 副参事（基本構想担当）
    - 経営改革・公共施設再配置推進担当課長
      - 課務担当主査
    - 財政課
      - 課務担当主査
    - 情報政策課
      - 課務担当主査
    - 広報課
      - 課務担当主査
    - シティプロモーション推進担当課長
      - 課務担当主査
  - 総務部
    - 参事（職員課長事務取扱）
    - 総務課
      - 総務係，文書係，庁舎・車両管理係，課務担当主査
    - 副参事（新庁舎担当）
    - 職員課
      - 人事係，給与福利係，課務担当主査
    - 契約管財課
      - 管財係，契約係，課務担当主査
    - 営繕課
      - 工務係，課務担当主査
    - 副参事（設備・保全担当）
    - 多様性社会推進課
      - 課務担当主査
      - スペースゆう
  - 危機管理室
    - 防災・危機管理課
      - 課務担当主査
      - 防災センター
    - 副参事（地域防災計画担当）
    - 地域防災担当課長
      - 課務担当主査
    - 生活安全担当課長
      - 課務担当主査
  - 地域振興部
    - 参事（文化施策担当課長事務取扱）
    - 地域振興課
      - 地域振興係，区民施設係，統計調査係，課務担当主査
      - 地域振興室(19)
      - セレモニーホール（1）
      - 区民センター(12)
    - 副参事（都市交流推進担当）
    - 副参事（区民施設担当）
    - 文化施策担当課長
      - 課務担当主査
    - 副参事（北区文化振興財団派遣）
    - 産業振興課
      - 産業振興係，経営支援係，商工係，消費生活センター
    - 副参事（観光振興担当）
    - スポーツ推進課
      - スポーツ推進係，スポーツ支援係，トップアスリートのまち推進係
  - 区民部
    - 参事（国保年金課長事務取扱）
    - 参事（戸籍住民課長事務取扱）
    - 戸籍住民課
      - 戸籍住民係，戸籍係，個人番号カード交付係，課務担当主査
      - 区民事務所(3)
    - 税務課
      - 税務係，課税第一係，課税第二係，課税第三係，課税第四係
    - 収納推進課
      - 徴収計画係，整理第一係，整理第二係，滞納対策係，収納係
    - 国保年金課
      - 庶務係，国保資格係，国保給付係，国保保険料係，高齢医療係，国民年金係，課務担当主査
  - 生活環境部
    - リサイクル清掃課
      - 課務担当主査
    - 環境課
      - 環境政策係，環境規制調査係，自然環境みどり係，課務担当主査
    - 北区清掃事務所
      - 事業管理係，作業第一係，作業第二係，課務担当主査
      - 浮間清掃事業所
  - 福祉部
    - 参事（北区社会福祉協議会派遣）
    - 地域福祉課
      - 地域福祉係，事業調整係，課務担当主査
    - 副参事（大規模福祉施設整備担当）
    - 生活支援臨時特別給付金担当課長
      - 課務担当主査
    - 生活福祉課
      - 庶務計画係，生活支援係，保護給付係，相談係，医療介護係，保護第一係，保護第二係，保護第三係，保護第四係，保護第五係，保護第六係，保護第七係，保護第八係，課務担当主査
    - 北部地域保護担当課長
      - 課務担当主査
    - 高齢福祉課
      - 高齢福祉係，高齢相談係，課務担当主査
    - 長寿支援課
      - 課務担当主査
    - 障害福祉課
      - 障害福祉係，公害保健係，王子障害相談係、赤羽障害相談係，課務担当主査
    - 介護保険課
      - 給付調整係，認定調査係，介護保険料係
    - 障害者福祉センター
      - 庶務相談係，支援係，事業係，課務担当主査

北区福祉事務所
（下線は福祉事務所）

- 健康部
  - 健康推進課 — 健康係, 健康づくり推進係, 王子健康支援センター, 赤羽健康支援センター, 滝野川健康支援センター
  - 副参事（地域保健担当）
  - 地域医療連携推進担当課長 — 課務担当主査
  - 生活衛生課 — 生活衛生係, 課務担当主査
  - 保健予防課 — 保健予防係, 結核感染症係, 課務担当主査
  - 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 — 課務担当主査
  - 参事（健康推進課長事務取扱）
  - 参事（地域保健担当）
  - 参事（保健予防課長事務取扱）
  - 北区保健所（下線は保健所）
- まちづくり部
  - 都市計画課 — 課務担当主査
  - まちづくり推進課 — 課務担当主査
  - 防災まちづくり担当課長 — 課務担当主査
  - 住宅課 — 住宅計画係, 住宅管理係, 課務担当主査
  - 建築課 — 建築指導係, 構造・耐震化促進係, 細街路整備係, 課務担当主査
  - 参事（建築課長事務取扱）
  - 参事（まちづくり推進課長事務取扱）
  - 参事（防災まちづくり担当課長事務取扱）
- 都市拠点デザイン担当部長 — 都市拠点デザイン担当課長 — 課務担当主査
- 鉄道駅関連プロジェクト担当部長 — 鉄道駅関連プロジェクト担当課長 — 課務担当主査
- 土木部
  - 土木政策課 — 企画調整係, 事業計画係, 整備係
  - 副参事（事業調整担当）
  - 交通事業担当課長 — 課務担当主査
  - 事業用地担当課長 — 課務担当主査
  - 土木管理課 — 管理占用係, 台帳係, 監察係, 自転車対策係
  - 道路公園課 — 河川係, 道路係, 公園係
    - 道路公園管理事務所
- 会計管理室 — 会計課 — 出納係, 審査係, 課務担当主査

教育委員会
- 教育長
  - 教育振興部
    - 教育政策課 — 課務担当主査
    - 学び未来課 — 教育環境調整係、教育情報化推進係
    - 学校改築施設管理課 — 計画係, 施設管理係, 施設整備係, 課務担当主査
    - 学校支援課 — 学校支援係, 学事係, 保健給食係, 課務担当主査
      - 岩井学園管理事務所
    - 生涯学習・学校地域連携課 — 課務担当主査
    - 教育指導課 — 教職員係, 指導係, 課務担当主査, 指導主事
    - 教育総合相談センター — 課務担当主査, 指導主事
    - 飛鳥山博物館 — 管理運営係, 事業係, 課務担当主査
    - 中央図書館 — 管理係, 図書係, 事業係, 課務担当主査
      - 地区館(13)
  - 子ども未来部
    - 子ども未来課 — 子ども未来係, 子育て給付係, 子ども施設係, 課務担当主査
    - 子どもわくわく課 — 事業計画係, 運営支援係
      - 児童館(11), 子どもセンター(2), 子ども・ティーンズセンター(1)
    - 保育課 — 保育運営係, 私立保育園係, 入園相談係
      - 保育園(28)
    - 子ども家庭支援センター — 課務担当主査
      - 児童発達支援センター
    - 副参事（児童相談所開設準備担当）

- 監査委員 — 監査事務局 — 課務担当主査
- 選挙管理委員会 — 選挙管理委員会事務局 — 課務担当主査
- 区議会 — 区議会事務局 — 次長 — 庶務係, 議事調査係, 課務担当主査

事務事業の概要と現況　ー令和４年５月ー

政策経営部・総務部
危機管理室・会計管理室
監査事務局・
選挙管理委員会事務局

刊行物登録番号
４－１－０２０

令和４年５月発行

東京都北区総務部総務課
発行　東京都北区王子本町一丁目 15 番 22 号
電話　3908-8623